



第2次
玉名市総合計画
平成29年度～38年度

人と自然が輝き
やさしさと笑顔にあふれるまち
玉名



玉名市マスコット
「タマにゃん」



ごあいさつ



平成17年10月に新たな市として誕生した本市は、平成19年3月に策定した第1次玉名市総合計画のもと、市の将来像を「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」として定め、これまで10年間、様々な施策に取り組んでまいりました。

そこで、本市のまちづくりや行政運営において、引き続き、今後の10年間を見据え、最上位に位置づけられた基本構想や基本計画で構成する第2次玉名市総合計画を策定しました。

この計画では、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を将来像として、7つの基本目標を掲げ、本市の個性を磨き、住みよさと魅力のあるまちづくりを進めるための指針として、「人」と「自然」を大事にして、本市に暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指します。

策定に当たりましては、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し取り組んできた第1次玉名市総合計画の達成状況を踏まえ、検証、評価し、玉名市総合計画策定審議会での十分な協議を行ってまいりました。

また、近年の人口減少時代の到来、更なる少子・高齢社会、そして地方分権の推進、地球規模での環境問題、市民ニーズの多様化・高度化に対応できるよう、新たに様々な施策を盛り込んでいます。

今後は、この計画に沿って、人と人との触れ合いを大切にし、子どもから高齢者までの誰もが個性や自立性を尊重し、まちづくりの担い手となり、市民が主体となるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に際し、熱心にご審議いただきました玉名市総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、「たまな未来カフェ」や「市民意識調査」などを通して、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様と関係各位に対し、深く感謝しお礼を申し上げます。

平成29年3月

玉名市長 高 崙 哲 哉

目次

第1編 序論	5
第1章 総合計画の目的	6
第2章 総合計画の期間と構成	7
第3章 玉名市の概況	8
第4章 時代の潮流と課題	9
第2編 基本構想	13
第1章 基本構想の目的	14
第2章 将来像(都市像)	15
第3章 基本施策	16
第4章 目標人口と土地利用	25
第3編 前期基本計画	31
第1章 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり	35
第1節 主要施策1 自然環境の保全	36
第2節 主要施策2 環境保全への意識啓発	38
第3節 主要施策3 循環型社会の形成	40
第4節 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進	42
第2章 基本目標2 人と文化を育む 地域づくり	47
第1節 主要施策1 学校教育の充実	48
第2節 主要施策2 生涯学習の充実	52
第3節 主要施策3 スポーツ活動の充実	56
第4節 主要施策4 文化・芸術の振興	58
第5節 主要施策5 国際交流の推進	62
第6節 主要施策6 高校・大学を生かしたまちづくりの推進	64
第3章 基本目標3 賑わいと活力ある 産業づくり	67
第1節 主要施策1 農林業の振興	68
第2節 主要施策2 水産業の振興	72
第3節 主要施策3 商工業の振興	74
第4節 主要施策4 観光・物産プロモーションの推進	78

第4章 基本目標4 便利で快適な 都市づくり	83
第1節 主要施策1 道路交通体系の整備	84
第2節 主要施策2 公共交通の維持・充実	86
第3節 主要施策3 住環境の整備・充実	88
第4節 主要施策4 景観まちづくりの推進	90
第5節 主要施策5 水道・下水道等の整備	92
第6節 主要施策6 情報・通信基盤の整備	94
第5章 基本目標5 健康で安心な 福祉づくり	97
第1節 主要施策1 健康づくりの推進	98
第2節 主要施策2 子育て支援の充実	102
第3節 主要施策3 地域福祉の充実	106
第4節 主要施策4 医療保険制度の維持	110
第6章 基本目標6 公平で誇りの持てる 社会づくり	113
第1節 主要施策1 協働のまちづくりの推進	114
第2節 主要施策2 コミュニティ活動の充実	116
第3節 主要施策3 人権啓発の推進	118
第4節 主要施策4 男女共同参画社会の推進	120
第7章 基本目標7 健全な行政運営	123
第1節 主要施策1 情報公開の推進	124
第2節 主要施策2 情報資産の適正管理	126
第3節 主要施策3 行財政運営の効率化	128
第4節 主要施策4 広域連携の推進	132
参考資料	135
1 条例・規定	136
2 策定の経過と体制	140
3 諮問と答申	142
4 策定審議会委員名簿	144
5 主な個別計画	145
6 平成27年度市民意識調査結果(抜粋)	147

市章

玉名市の頭文字「タ」を図案化したもので、緑は大地を、青は有明海を、中心のオレンジはそれらに囲まれた県北の拠点都市「玉名市」を表しています。

(平成17年10月3日 制定)



市の花



肥後花しょうぶ

市の木



小岱松

市の鳥



しらさぎ

(平成19年10月3日 制定)

玉名市マスコット「タマにゃん」



(平成23年3月31日 制定)

玉名市民憲章

わたしたち玉名市民は、豊かな山河と有明の海の恵みを受けながら、先人のたゆまぬ努力によって歴史と伝統のあるまちを築き上げてきました。

この美しい郷土を愛し、玉名市が未来に向かって限りなく繁栄することを願って、ここに市民憲章を定めます。

(平成17年10月3日 制定)

- 人と自然を愛し、住みよいまちをつくります。
- はたらく喜びをもち、活気あふれる明るいまちをつくります。
- お互いにきまりを守り、助け合う温かいまちをつくります。
- 学ぶ心を大切に、文化の香り高いまちをつくります。
- お年寄りを敬い、若い力を育て希望にみちたまちをつくります。

1

第1編 序論

第1章 総合計画の目的

第2章 総合計画の期間と構成

第3章 玉名市の概況

第4章 時代の潮流と課題



第1章

総合計画の目的

総合計画は、昭和44年の地方自治法改正において第2条第4項に基づき、よりよいまちづくりのための様々な施策を、計画的及び効果的に進めていくための基本的な指針として全国の地方自治体において策定されてきました。

このような中、長引く景気低迷による国や地方の厳しい財政状況に加えて、地方分権改革の推進、地域主権の実現、地域の自主性の尊重という視点から、平成23年8月1日に地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)が施行され、基本構想策定の義務づけは廃止されました。しかし、本市は、地方自治体の自主性を尊重しながら、創意工夫を発揮していくためには、市民、議会、行政組織の目指す都市づくりの共有と協働が必要であることから、総合計画の基本構想の議会決定を継続し、総合計画では本市が進むべき方向を示すとともに、市の最上位の計画として策定することとしました。

本市は、平成17年10月3日に玉名市、岱明町、横島町、天水町の1市3町が合併して発足しました。合併に伴い、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し、平成19年度を初年度とする『第1次玉名市総合計画』を策定し、施策を推進してきました。

一方で、近年の人口減少時代の到来、更なる少子・高齢社会、そして地方分権の推進、地球規模での環境問題への対応、国内外の地域との交流拡大が進み、市民ニーズの多様化・高度化はますます進んでいます。

『第2次玉名市総合計画』は、こうした新たな時代の潮流、地方創生の動きを捉えながら、国や県の計画を視野に入れつつ、また『第1次玉名市総合計画』の達成状況を踏まえ、本市の個性を磨き、住みよさと魅力のあるまちづくりを進めるための指針として策定したものです。

※総合計画は、玉名市自治基本条例において、次のとおり位置づけられています。

玉名市自治基本条例(平成28年9月30日条例第30号)第15条第1項

第15条 市長は、総合的かつ計画的な行政を推進するため、基本構想を市議会の議決を経て策定するとともに、その実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定するものとする。

第2章

総合計画の期間と構成

(1) 計画の期間

基本構想：平成29年度～平成38年度（10年間）

前期基本計画：平成29年度～平成33年度（5年間）

後期基本計画：平成34年度～平成38年度（5年間）

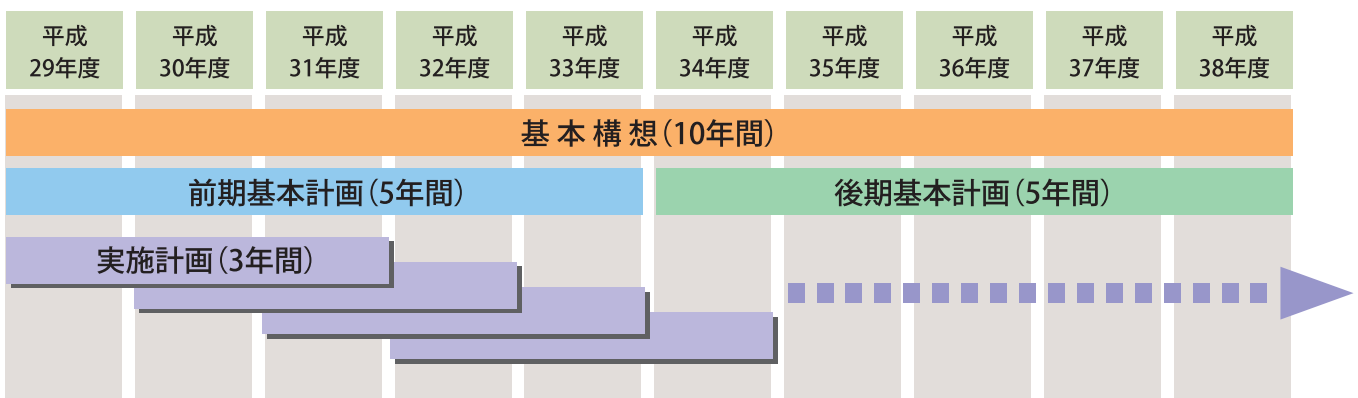
(2) 計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画及び実施計画で構成されます。

基本構想は、本市の将来像やこれを達成するために必要な基本施策を示し、それを実現するために必要な施策を定めます。

基本計画は、基本構想において定めた基本施策を達成するための各種の施策を体系づけるとともに、主要な事業を示しており、前期基本計画と後期基本計画に分けられます。

また、本計画とは別に実施計画を定めます。実施計画は、基本構想及び基本計画を踏まえ、基本計画の各種施策を達成するための具体的な事業計画を示し、毎年度の進行管理と行財政運営の指針となります。計画期間は3年間として、毎年度定期的にその時々諸事情の変化や財源を踏まえて計画を見直すローリング方式を採用します。



第3章

玉名市の概況

本市は、熊本県北西部に位置し、南北の距離は約17km、東西は約14.5km、市域の面積は約152km²です。この地域は、古来より豊かな暮らしを物語る遺跡や有明海から外海へと広がる交流を示す遺物が出土するなど、古墳時代から菊池川と豊かな海がもたらす恵みとともに繁栄を続けてきました。明治以降は、干拓による米の生産、養蚕業の振興、鉄道の開通による発展に加え、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然による農産物や水産物の盛んな地域へと発展してきました。

また、県北地域の拠点都市であり、九州のほぼ真ん中、熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置しています。市の中央には、九州新幹線新玉名駅があり、また、J R 鹿児島本線では、玉名駅をはじめ3つの駅を有しています。さらに、九州自動車道菊水インターチェンジや長洲港と島原半島を結ぶ有明フェリーを近隣に有するなど、広域交通の便にも恵まれています。

1300余年の歴史と優秀な泉質を誇る玉名温泉や、夏目漱石ゆかりの小天温泉をはじめ、装飾古墳など歴史文化の観光資源を有し、山鹿、菊池との連携による広域観光エリアの拠点としての発展も期待されます。



第4章

時代の潮流と課題

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

人口減少や少子高齢社会が進行する中、出生率の回復のためには、出会いから結婚までの様々な支援を行うとともに、安心して子どもを生み育てることができる社会を、地域総力をあげて取り組む必要があります。また、出産後の育児支援、延長保育などの乳幼児保育サービスの推進をはじめ、子育てを地域や職場においてサポートできる体制づくりが望まれます。

高齢化については、地域で高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの体制づくりを進め、高齢介護者のサポート、介護予防、元気な高齢者の社会参加に取り組む必要があります。

特に、高齢者の豊かな経験と知恵を生かした生涯学習やボランティア活動、まちづくり活動の推進、また、高齢者による介護サポートや子育て支援活動への参加など、多世代の交流と地域での連携による取組が求められます。

(2) 地域の産業と経済の振興

本市の就業者数は、近年、減少傾向にあります。産業別就業者数では、最も多いのは第3次産業ですが、県の就業人口構成比と比較すると第1次産業及び第2次産業人口の割合が高く、農林水産業及び商工業が果たす役割は大きいと言えます。また、観光は経済活性化への大きな役割を担うことが期待されていますが、本市の観光客数は、平成18年以降減少傾向にあります。

産業の活性化に向けては、本市の主要産業である農林水産業や商工業、観光業などの振興に加えて、新たな企業の誘致、新しい産業の育成などにより地域の活力を伸ばしていく取組が求められます。

特に、まちの賑わいへとつながるための施策を進め、地域に貢献する企業の育成を図るとともに、安定した雇用の確保に努める必要があります。

また、地域資源を生かした広域的な観光施策の展開を図る必要があります。

(3) 交流基盤の拡充と活用

高速交通網の整備、情報通信の進展により、産業経済活動だけでなく、人々の生活行動範囲の広域化が進んでいます。

本市においても、平成23年の九州新幹線新玉名駅開業、国道208号玉名バイパス全線開通など、県北の交通拠点としての機能が拡大しました。

今後は、広域の交通拠点や交通軸と幹線道路等との連携により、総合的な高速交通体系を拡充していくことが求められます。特に、JR鹿児島本線玉名駅や九州新幹線新玉名駅など交通結節点からの2次交通の充実や公共交通網の整備推進、有明海沿岸道路の整備促進により、交通利便性を向上させることで、定住化の促進、事業所の立地促進、雇用の創出に取り組む必要があります。

(4) 環境保全・地域コミュニティ

身近なごみ問題から、九州北部地域で見られる大陸からの越境大気汚染問題まで、環境問題には多種多様なものがあります。また、地震、竜巻、火山噴火などの突発的に発生するものや、大雨や台風などの自然災害に対して、自助・共助の重要性が高まっています。平成28年4月に起きた熊本地震は、県内に大きな被害を及ぼし、仮設住宅等での生活を余儀なくされている方がいらっしゃいます。そのような中、お互いに支え合うことの重要性が改めて認識されているところです。

このため、市民一人一人が環境問題に対する意識を高め、地域や行政などが連携し循環型社会構築への取組と同時に、地域コミュニティにおける自主防災活動の取組を進め、災害の影響を減らしていくことが求められています。

(5) 国際理解の推進

経済の発展に伴いグローバルな人的、物的交流は今後も拡大すると思われ、情報発信は相互理解にとって重要な取組となります。

このため、子どもの頃から、外国の暮らしや文化などへの理解を深め、国際化時代にふさわしい豊かな国際感覚を身につける教育を実施していくとともに、地域の歴史・文化を学び、世界へ発信していく必要があります。

国際理解のきっかけとして、市の友好都市(中華人民共和国・瓦房店市)、姉妹都市(アメリカ合衆国・クラリダ市)との相互交流や、国際交流に取り組む各種団体による交流活動により、教育・文化・スポーツ・経済などの多様な分野を通して、外国との交流を体験し、真の国際理解を推進する必要があります。

(6) 協働のまちづくり

人々の価値観の多様化により、日常生活における課題やニーズは高度かつ、複雑になっています。また、少子高齢化に伴い、地域コミュニティの活動や機能の低下も懸念されます。

こうした課題を行政だけで解決していくことは難しくなっており、市民、企業、団体、行政が協力して取り組んでいくことが求められています。

このため、地域の身近な問題や課題に取り組むまちづくり組織や、医療・福祉・環境問題などの社会的課題に取り組む団体の活動を支援し、地域が主導的にまちづくりを進めていく仕組みが重要となっています。

また、高等学校や大学との連携により、地域の活性化や、地域課題の解決に向けて協働で取り組むなど、世代を超えた知の交流によるまちづくりが望まれます。

(7) 広域連携

広域の交通体系や情報通信の高速化により、人々の日常生活圏が拡大し、行政サービスの需要は、一つの自治体に留まらず複雑化、広域化が進み、複数自治体による広域行政の果たす役割が一段と重要になったことで、平成の大合併が推進されました。

本市においては、平成17年の合併後も、効率的で質の高いサービスの提供を目指し、歴史的・文化的なかかわり合いや、住民や行政同士の連携が深い有明広域圏を中心に、広域行政の取組を続けてきました。

今後は、「人口が減少する見通し」の中、地域外への人口流出を防ぎ、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを広域連携により進める必要があります。

2

第2編 基本構想

第1章 基本構想の目的

第2章 将来像(都市像)

第3章 基本施策

第4章 目標人口と土地利用



第1章

基本構想の目的

基本構想は、本市の今後10年間のまちづくりの将来像を示すとともに、これを実現するための基本的な目標や主要な施策の大綱を明らかにしたものです。

本市のまちづくりのための計画や事業などの諸施策は、特段の事情があるものを除き、すべてこの基本構想に基づいて実施されます。



朝日に映える菊池川

第2章

将来像(都市像)

本市の将来像を次のように定めます。

『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』

「人と自然が輝き」とは、玉名市民はもちろんのこと、玉名市を訪れるすべての人々が、この地の豊かな自然を舞台にして、輝く様子を表しています。

「輝く」には、誰もがいきいきとして明るさがあふれる(にぎわう、活気がある)の意義があり、人と自然が輝くことで、これまで育まれてきた歴史や文化が次の世代にも継承されるという想いも込めています。

「やさしさと笑顔にあふれるまち」とは、子どもから若者、お年寄りまでいろいろな世代の人が、心やさしく元気で安心して暮らせるまち、助け合いながら住み続けられるまち、訪れる人をあたたかくお迎えするまちを表しています。

本市は、「人」と「自然」を大事にして、ここに暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指します。

第3章

基本施策

基本施策は、将来像を実現するために実施する7つの施策を体系化したものです。

基本目標

1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり

小岱山及び金峰山系の山々や、市域のほぼ中央を流れる菊池川、そして有明海などは、本市の魅力の1つです。これら豊かな自然を守り、次代に引き継ぐために、自然環境の保全や環境保全への意識啓発、循環型社会システムの構築を目指します。

また、消防や防災、交通安全、防犯において意識啓発や資機材整備、活動支援などに取り組むとともに、消費者被害の未然防止、被害防止に取り組み、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

- ▶ かけがえのない豊かな自然を市民の財産として次代に引き継ぐため、森林環境の保全や菊池川流域同盟^{※1}の環境保全活動を核とした河川環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」^{※2}として更なる情報発信をしていきます。
- ▶ 環境にやさしいまちづくりを推進するため、玉名地域温暖化対策協議会（環境応援団「エコの環たまな」）などの各種関係団体と連携し、環境保全に対する市民の意識啓発を図り、環境学習や学校教育と連携した子どもへの環境教育、リサイクル活動などを推進するとともに、これらの活動を行う事業者や市民団体などへの支援を継続します。
- ▶ 地球温暖化防止や公害の防止については、県とも連携した取組を推進します。
- ▶ 市民や事業者による新エネルギーの導入を推進するため、市民への普及啓発や、太陽光発電に対する設置支援を行います。
- ▶ ごみの3Rであるリデュース（ごみの抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を基本に、減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などを推進し、循環型社会システムの構築を目指します。
- ▶ 大規模災害に備え、市民、事業者の防災・減災意識の啓発を図るとともに、治山・治水事業等の災害予防・災害応急^{※3}・災害復旧などの対策に取り組みます。
- ▶ 消防防災施設の資機材整備や人材育成に取り組み、地域の防災力向上に向けた自主防災組織^{※4}等の更なる充実・強化に努めます。
- ▶ 交通安全意識の啓発を図るとともに、防犯に関する啓発活動や地域防犯活動を支援します。
- ▶ 全国的な問題となっている空家等について、発生の予防、適正な管理及び活用促進を図ります。
- ▶ ネット通販等の新たな商取引や、悪質商法による消費者被害の未然防止、被害防止への適切な対応を推進します。

用語説明

※1 菊池川流域同盟

平成元年に、菊池川流域21市町村と住民代表により、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的に結成され、全国で初めてとなる流域単位で統一した「菊池川を美しくする条例」を制定している。

※2 「環境の先進地、環境立都 玉名」

第1次総合計画において重点施策として提示された基幹プロジェクトであり、豊かな自然を後世に引き継ぐとともに、自然の恵みを生かした郷土づくりを目指す。

※3 災害応急

災害が発生し、または、発生するおそれがある場合に、災害の発生の防衛や、応急的な救助をする等の災害の拡大を防止すること。

※4 自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2号に規定される地域住民による任意の防災組織。本市では、行政区を単位として全258行政区のうち170区（平成28年4月1日現在）で結成され、地域住民が連帯して防災活動に取り組んでいる。

基本目標 2 人と文化を育む 地域づくり

生涯を通じて未来を拓く人材を育てることを目指し、知・徳・体のバランスのとれた人間形成のための学校教育や、自らを磨き、高めていくための社会教育、世界共通の人類の文化であるスポーツの充実に努めるとともに、ニーズに応じた安心な環境を整備します。

また、学校教育だけでなく、家庭の教育力を高めるとともに、家庭、学校、地域社会の連携を図り、次世代の「たまなびと玉名人」の育成に努めます。

文化・芸術に関する基本方針に基づき、人と社会がつながる市民文化の創造や、文化遺産の未来への継承による豊かな地域の創造に努めます。

さらに、国際交流の推進と交流機会を活用したグローバル人材の育成に努めるとともに、包括協定大学^{※1}である九州看護福祉大学等との連携・協力のもと、産学官連携による人材育成・定着を推進します。

- ▶子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心の育成」、「健康づくり・体力づくり」に向けて、教育内容・方法の一層の充実を図ります。また、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断し、様々な変化にも対応できる子どもたちを養成していきます。
- ▶教職員研修を充実し、「信頼される学校づくり」に努め、地域に根ざした学校づくりを推進します。また、共に暮らし支え合う共生社会の形成に向けて、教育的ニーズに対応した「特別支援教育^{※2}」の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育^{※3}システムの構築を目指します。
- ▶日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解のもとに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身につけた国際的に活躍できるグローバル人材の育成に取り組むとともに、質の高い学習が受けられる学習環境の整備に努めます。
- ▶教育の場と緊急避難場所としての機能を持つ教育施設の計画的な整備に努めます。
- ▶豊かな人間形成と生きがいづくりに向けて、「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の構築に努めます。
- ▶家庭内での育児や介護、道徳観の育成、郷土文化の継承など、家庭教育力の向上を図るとともに、幼・保、小中、高大の学校教育から一般社会、老後までをつなぐ「縦軸」と地域社会の連携による「横軸」との協働による社会教育の充実に努めます。
- ▶先人により育まれてきた独自の歴史文化遺産を保存・活用するとともに、次代の新たな文化の創造に向けて、市民の主体的、創造的な芸術・文化活動への支援や、新たな文化芸術拠点機能の充実を図ります。
- ▶文化体験やまちづくり活動を通じ、地域に誇りを持てる後継者の育成と創造性豊かな人材育成を図ります。

用語説明

※1 包括協定大学

本市が相互に人的・知的資源の交流を図り連携協力するため、各分野において包括的な協定を締結している大学のこと。平成28年度末現在では、九州看護福祉大学、崇城大学、熊本県立大学を指す。

※2 特別支援教育

障がいのある児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援をするもの。

※3 インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において実施する教育のこと。

-
- ▶市民音楽祭やスクールバンドコンサートを行うなど本市の地域資源を活用し、いつでもどこでも音楽に触れ、親しむことができる「音楽の都 玉名」づくりへの取組を強化します。
 - ▶子どもの頃から生の音楽にふれ、感性を高める機会を充実するとともに、多くの市民が音楽活動に参加し、多様に交流する機会をつくれます。
 - ▶本市の地域資源を生かした友好・姉妹都市をはじめとした様々な分野での交流を推進するとともに、交流機会を活用して市民の国際感覚と国際的視野の醸成を図ります。
 - ▶包括協定大学である九州看護福祉大学などと連携・協力し、医療・福祉分野だけでなく様々な分野において、産学官連携による人材の育成・定着を推進します。

基本目標 3 賑わいと活力ある 産業づくり

地域の賑わいと活力の再生に向けて、本市の恵まれた自然と立地環境により、古くから営まれてきた農林水産業をはじめとして、商工業及び観光などの振興を促進するとともに、独自の地域資源を活用した新しい産業の育成、新たな企業の誘致を図ります。

また、「しごと」が「ひと」を呼びこむ好循環の確立による地域活性化を目指し、人材育成と雇用創出への取組を推進します。

- ▶安全・安心な農産物の生産性の向上を図るため、農業生産基盤整備等の取組を推進します。
- ▶農産物加工品づくりの促進とともに、新たな仕組みによる農業従事者の拡大を図るため、観光や6次産業化※¹との連携による付加価値の向上により営農意欲を高めるなど、多様な農業を推進します。
- ▶森林の水源かん養をはじめとした公益的機能の保全と放置林の解消を進め、健全な森林への更新を行うとともに、新たな自然体験プログラムの導入等による林業雇用の創出を図ります。
- ▶安全・安心な水産物の生産供給のため、漁場環境の保全と同時に効率的な新たな仕組みによる生産体制の構築を図ります。
- ▶水産業の多面的機能を生かした新しい水産業の創出のため、関係機関団体の連携協力により、観光漁業等の取組を推進します。
- ▶市内の雇用創出に多大な貢献が期待される工業団地等の用地確保に努め、優良企業の誘致活動を推進するとともに、技術習得支援等による地場企業の活性化や創業支援に取り組みます。
- ▶中心市街地の個性的で魅力的な商店街の形成や、着地型観光※²商品の展開による交流人口の拡大により、中心市街地の賑わい創出に取り組みます。
- ▶本市独自の地域資源を活用した着地型観光商品開発、観光まちづくり人材の育成を進め、国内外からの誘客拡大に向けて県北地域の関係機関との連携による広域的観光推進体制の構築を図ります。
- ▶玉名市の農林水産物を生かした6次産業化商品の開発による「玉名ブランド」の確立とともに、国内外へのシティプロモーション活動の展開を図り、物産の流通促進による消費拡大、さらなる誘客の増大を図ります。

用語説明

※1 6次産業化

農業が農産物を生産するだけでなく、加工し販売することを視野に入れた事業展開により、新たな産業を創出すること。

※2 着地型観光

地域の人々が、地域資源を生かした付加価値の高い体験型プログラムを販売、運営することで、地域の文化を発信し、自らの生活の質を高める新しい観光の形態のこと。

人口減少及び超高齢社会の多様なニーズに対応するために、都市計画のあらゆる施策について検討します。

広域幹線道路や地域間を結ぶ道路網の整備、公共交通の充実を図り、市民にとって安全で利便性の高い交通体系の実現に努めます。

また、安心して快適な住環境の整備や、移住・定住促進のための環境整備を推進します。

さらに、情報技術の発達に対応して、情報通信格差の解消に取り組むとともに、便利で快適、そして安全な情報基盤の整ったまちづくりを進めます。

- ▶広域的な交流・連携に向けて、国道208号玉名バイパスについては、交通量を考慮しながら4車線化に向けた働きかけを行っていきます。
- ▶有明海沿岸道路（Ⅱ期）計画の熊本市～大牟田市間については、全線の国直轄による早期整備を要望するとともに、長洲町～大牟田市間については、早期着工を要望します。
- ▶主要施設へのアクセス道路の充実に努めるとともに、地域の一体的な発展を図るために、市域内交通のネットワークを整備し、利便性と定時性の確保に努めます。
- ▶既存道路・道路施設の計画的な改修、適正な維持管理に努めます。
- ▶効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を目指し、バス路線の運行効率化や公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、公共交通の利用促進に取り組みます。
- ▶新玉名駅周辺整備構想区域については、民間活力による開発を誘導・支援していきます。なお、事業者の進出時には、無秩序な開発にならないよう努めます。
- ▶交通拠点機能の充実のため、駐車場の整備など利用者の利便性を確保します。
- ▶市民が安心して暮らせる住環境の実現を図るとともに、本市の魅力や資源を生かした移住・定住促進に向けた取組を推進します。
- ▶公営住宅の計画的な維持管理を進めるとともに、移住・定住希望者などの住まいとして空き住戸を活用することを検討します。
- ▶公園・緑地については、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、「花の都 玉名」づくりを目指した各種団体による活動を支援します。
- ▶菊池川が育んだ味わい深い景観の価値を高め、市民自らが誇りをもって語り、未来へ引き継ぐために、「玉名の景観を効果的にみせる戦略的な景観づくり」、「市民、事業者をはじめ、景観まちづくりに取り組む担い手づくり」、「景観に対する意識づくり」を推進します。
- ▶上水道については、市民生活に必要な不可欠なものという視点から「信頼できるライフライン」を目指し、水源の確保と有効利用に努めるとともに、施設の適正な整備・更新を行い、経営の効率化を推進します。
- ▶下水道等については、生活環境や公衆衛生の向上、浸水の防止及び海や川などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した整備を進めるとともに、下水道施設の適正な維持管理、経営の効率化を推進します。
- ▶情報通信環境の格差解消に向けた取組に努めます。

-
- ▶公共施設間を光ファイバ※網で接続し、各種市民サービスの提供を行っており、セキュリティの確保に十分留意し、サービスの安定提供に努めます。
 - ▶スマートフォンやタブレット端末などの移動携帯の普及に対応するため、情報通信のセキュリティの確保に留意した無線LAN用アクセスポイントの設置などを検討します。

用語説明

※ 光ファイバ

ガラスやプラスチック繊維できている光を通す通信ケーブルのこと。通信速度が速く、超長距離でのデータ通信も可能。

生涯を通じて健康で安心して生活できるように、保健や医療・福祉の充実を図ります。

また、妊娠、出産から高齢期に至るまで住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、関係機関と連携し、必要なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、地域で支え合う取組を推進します。

- ▶生涯を通じて心身ともに健康な生活が送られるように、子どもの頃からの健康な生活習慣づくりを支援するとともに、各ライフステージ※に応じた保健予防活動等の取組を推進します。
- ▶将来にわたり安心して暮らせるように、医療機関の機能分担と連携を図り、救急時にも対応した地域医療体制を整備します。
- ▶個々の疾病に対する予防対策と、保健・医療の連携に努めます。
- ▶子育て世代が安心して妊娠・出産を迎え、子育てができる環境を整備します。
- ▶高齢者や障がい者が、将来にわたって住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるように、ニーズに応じたサービスの提供体制の確保を図るとともに、地域で支え合う取組を推進します。
- ▶生活困窮をはじめとする様々な問題に対して、総合的な相談支援を行います。問題解決のために関係機関等と連携し、地域資源を活用して暮らしやすい地域づくりにつなげます。
- ▶国民健康保険の健全な運営を目指し、医療費の適正化や保険料の収納率の向上に向けた取組を推進します。
- ▶後期高齢者医療の円滑な事業運営を図ります。

用語説明

※ ライフステージ

出生から学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目に着目した区分のこと。

基本目標 6 公平で誇りの持てる 社会づくり

自治基本条例を踏まえ、地域や市民活動における市民同士の信頼を深め、地域づくりへの参画、地域課題の解決に取り組むなど、市民主体のまちづくりを目指します。

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会の実現を目指します。

- ▶自治基本条例を制定し、市政に対する市民の役割や、市民に対する行政などの責務を改めて明らかにすることで、市民の市政への参画がより促され、また、市民の意見が反映された市民目線の市政運営を行います。
- ▶市内にある4つの公民館や21の支館を中心としたコミュニティ活動の充実を図るとともに、地域づくり活動の支援や人材育成、ネットワーク拠点づくりに努めます。
- ▶すべての市民、事業者が人権を大切にしながら、互いに協力して人権意識を高めるための取組を推進します。
- ▶女性の活躍する社会の実現を目指し、男女共同参画に関する情報発信を進め、市民意識の啓発に努めます。

市民と行政の協働による分権型社会の形成を目指すとともに、市の将来を見据えた持続可能な市政運営に向けて、自主性、自立性の高い自治体運営、適切な行政サービスの提供に取り組みます。

- ▶市民と行政の協働を促し、市政への参加意識を高めるため、広報・広聴活動の強化、情報公開の徹底に努めるとともに、個人情報保護対策を強化します。
- ▶『玉名市公共施設等総合管理計画』に基づき、公共施設等の維持管理、市有財産の有効活用を計画的に行い、民間活力の導入を図るなど、効率的な管理運営に努めます。
- ▶持続的な財政運営のため、施策の実行・管理・評価による進行管理の更なる徹底に取り組みます。
- ▶限られた財源の効率的運用とともに、適切な行政サービスを提供するため、適正な人員配置と職員の専門的能力、組織力の向上を図ります。
- ▶歴史的・文化的なかわり合いや、住民や行政同士の連携が深い有明広域圏における広域行政の推進とともに、都市機能や生活機能の強い結びつきと相互補完性が高い近隣自治体との連携を深めていきます。

第4章

目標人口と土地利用

(1) 目標人口

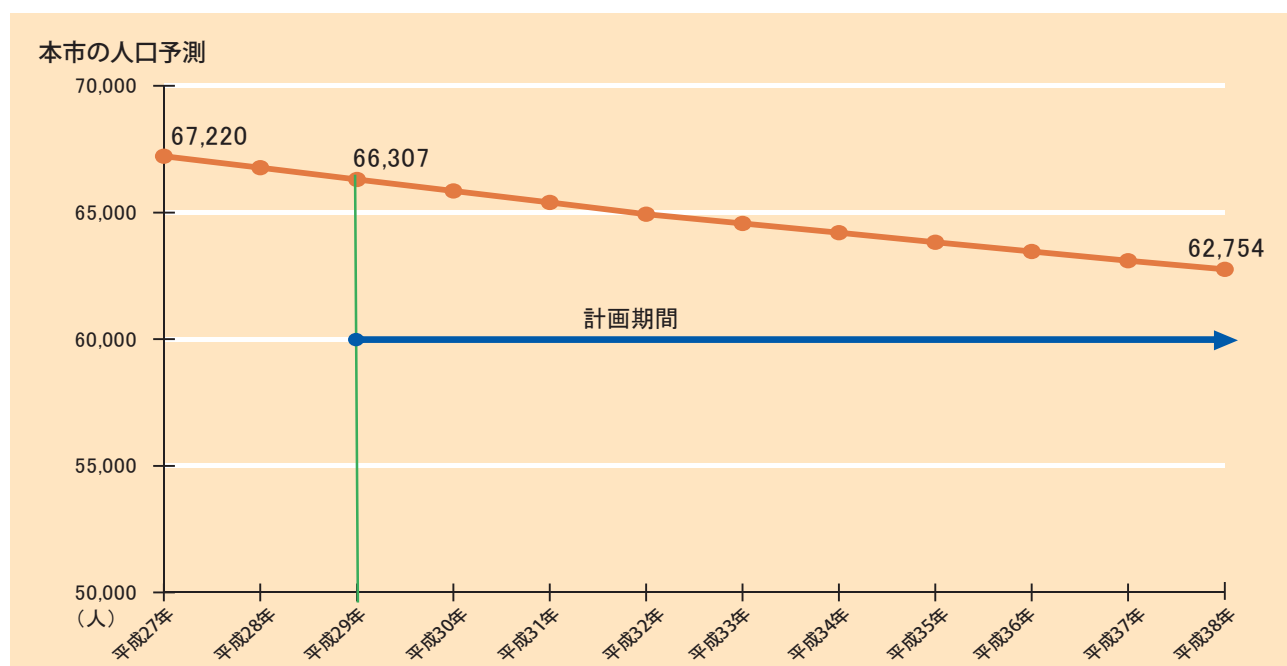
本市の平成22年の国勢調査人口は69,541人です。平成17～22年の国勢調査人口の推移をもとにした国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による人口予測では、平成37年には60,819人、出生率の増加を目指す国の推計では、62,046人とされています。

本市の地方創生※の人口ビジョン展望においては、平成37年の人口を63,091人としています。

この人口の長期展望に基づき、第2次総合計画における計画期間の目標人口は、62,800人とします。

【将来人口推計の方法】

- ・国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」による平成72年の人口の長期展望に示された方法に沿って、玉名市人口ビジョンを策定しました。
- ・この玉名市人口ビジョンに基づき、第2次総合計画の計画期間である平成29年～平成38年の推計値を算定し、目標人口としました。



用語説明

※ 地方創生

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。

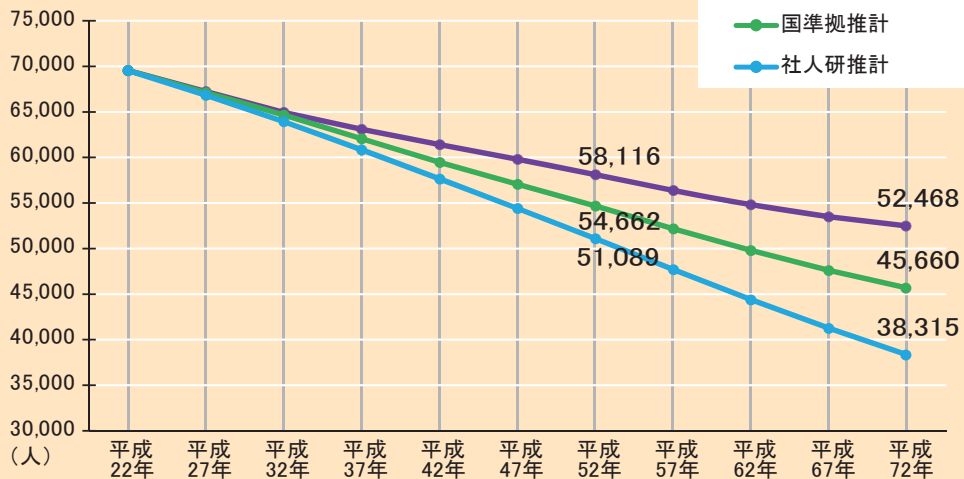
【参考資料】

- ・本市独自の目標とする人口推計、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に準拠した本市の人口推計、社人研による本市の人口推計は下図のとおりです。
- ・平成72年の本市の人口は52,468人と推計され、社人研推計の38,315人を14,153人上回ります。高齢化率は社人研推計の39.9%から29.4%となり、約10%改善します。

人口の長期的展望

平成72年に人口規模 52,000人の維持

本市の人口推計



玉名市推計(目標)	69,541	67,220	64,936	63,091	61,406	59,788	58,116	56,381	54,804	53,476	52,468
国準拠推計	69,541	67,118	64,650	62,046	59,460	57,040	54,662	52,167	49,776	47,597	45,660
社人研推計	69,541	66,815	63,935	60,819	57,626	54,409	51,089	47,675	44,364	41,243	38,315

- ・平成72年の将来人口を展望するための前提条件は、自然動態(出生・死亡)と社会動態(転入・転出)です。
- ・人口ビジョン策定時における若年世帯に対する調査において、希望出生数、理想出生数を把握し、これをもとに自然動態の前提条件が設定されています。
- ・社会動態については、熊本県の推計方法に準じて、社会減(転出が転入を上回る)が徐々に縮小し、均衡するものとされています。

自然動態の前提条件

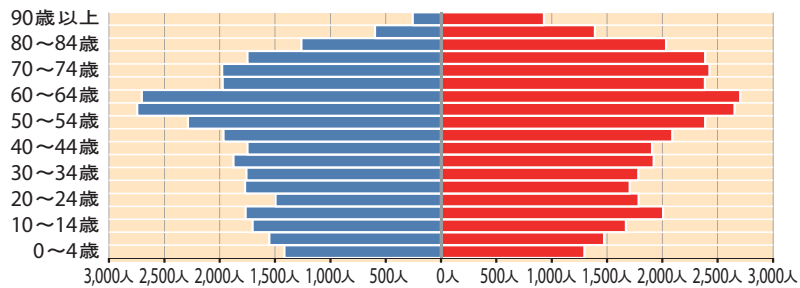
- ・合計特殊出生率は、平成20年～24年までが1.56
- ・平成42年までに市民の希望出生率2.03に回復
- ・平成52年までに市民の理想出生率2.11に回復

社会動態の前提条件

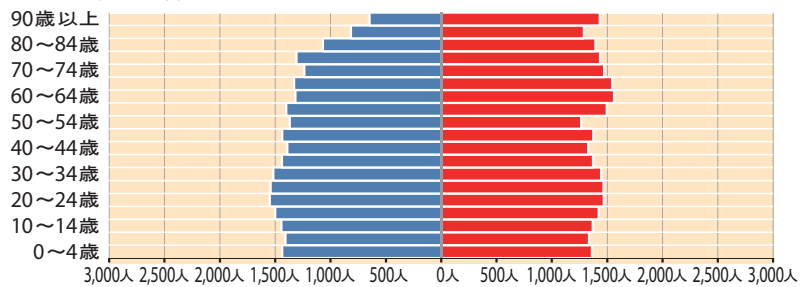
- ・熊本県推計と同様、社会減が平成32年までに半分に縮小
- ・その後は均衡する(±0になる)

- ・2010年の人口ピラミッドと2060年の各推計の人口ピラミッドを比べると、男女とも40歳から80歳未満の人口減少が顕著となっています。
- ・市推計、国準拠推計、社人研推計の人口推計結果を人口ピラミッドで比べると、市推計は国準拠推計、社人研推計に比べて、底辺部分の広がりが大きく、高齢化率も約10%改善するなど、理想的な年齢別人口構造に近づいていきます。

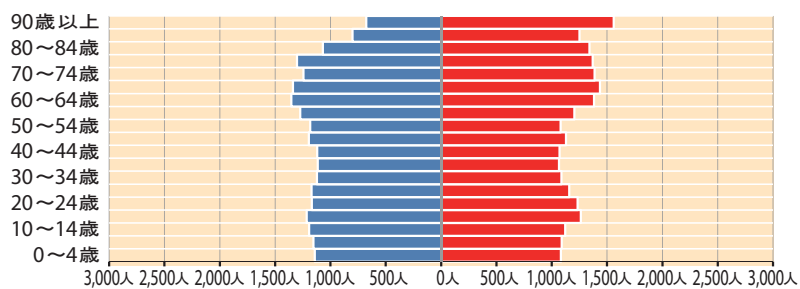
本市の人口ピラミッド(2010年)



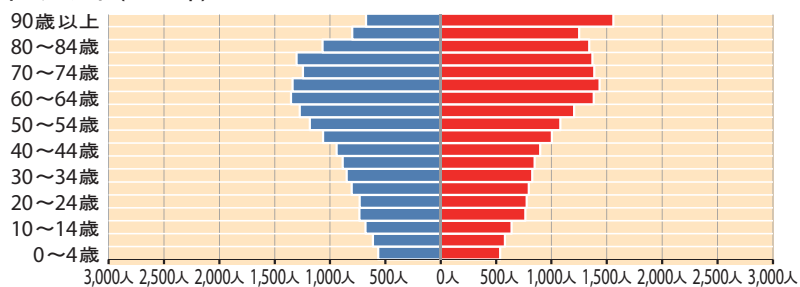
本市推計の人口ピラミッド(2060年)



国準拠推計の人口ピラミッド(2060年)



社人研推計の人口ピラミッド(2060年)



(2) 土地利用方針

平成26年3月策定の『玉名市都市計画マスタープラン』において、都市づくりの方針の中で示されている将来都市構造及び道路・交通施設配置構想に基づき、今後10年間の土地利用方針を以下のとおりとします。

市街地ゾーン

『住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務等の都市的機能の整備を重点的に進めるゾーン』

JR鹿児島本線玉名駅周辺や旧玉名市役所周辺、現市役所周辺、九州新幹線新玉名駅周辺については、市民生活を支える各種公共公益サービスが集積した本市の「中心拠点」及び「交通拠点」として各種機能の維持・更新を図ります。

東西に貫く国道208号沿道は、市民生活に必要な生活利便施設などの計画的な立地誘導を図ります。

田園ゾーン(農業・集落地区)

『基幹産業である農業の振興を重点的に進めるゾーン』

本市の基幹産業である農業の振興や農地、自然環境の保全を図りながら、「市街地ゾーン」へのアクセス性を高めるなどにより、集落地などの生活利便性の向上を図ります。

なお、玉名平野地区の田園ゾーンについては、今後の土地利用の変化に対応した方針を検討します。

中山間ゾーン(森林地区)

『森林の多面的機能を生かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進めるゾーン』

豊かな自然資源や歴史的資産の宝庫であり、全国上位のみかんの大産地です。また、水源のかん養、地球温暖化防止などの多面的機能を有しています。

現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、既存施設などの効果的活用を図ることにより、新しい産業創出や観光の振興を目指します。

臨海ゾーン(有明海及び海岸部)

『有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進めるゾーン』

漁場の保全と整備を進め、海苔やアサリなどの水産業の振興を推進します。

さらに、有明海の景観を生かした保養レクリエーションや観光漁業などの振興を図ります。

土地利用方針図



ゾーン	
	市街地ゾーン
	田園ゾーン
	中山間ゾーン
	臨海ゾーン
拠点	
	中心拠点
	交通拠点
	地域拠点
道路	
	広域幹線道路
	都市内幹線道路(整備済)
	都市内幹線道路(未整備)

※ゾーン・拠点は、玉名市都市計画マスタープランの将来都市構造図より、
道路は、同プランの道路・交通施設配置構想図より作成
資料:「玉名市都市計画マスタープラン」平成26年3月作成

3

第3編 前期基本計画

第1章 基本目標1

自然と暮らしを守る ふるさとづくり

第2章 基本目標2

人と文化を育む 地域づくり

第3章 基本目標3

賑わいと活力ある 産業づくり

第4章 基本目標4

便利で快適な 都市づくり

第5章 基本目標5

健康で安心な 福祉づくり

第6章 基本目標6

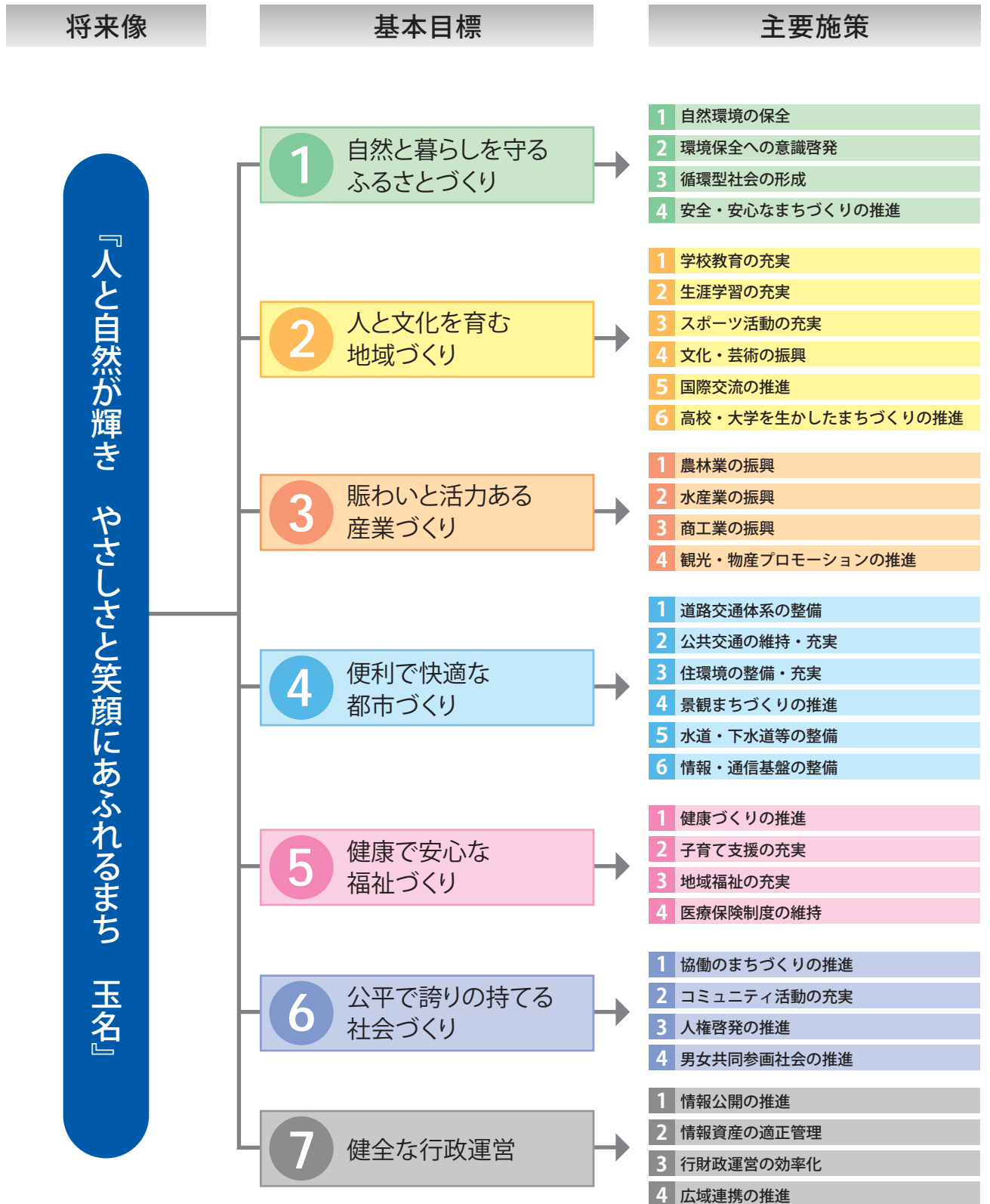
公平で誇りの持てる 社会づくり

第7章 基本目標7

健全な行政運営



施策の体系



施策区分

1	(1) 地下水の保全 (2) 河川環境の保全 (3) 沿岸環境の保全 (4) 森林環境の保全	2	(1) 環境保全意識の向上 (2) 環境保全活動の支援 (3) 公害の防止 (4) 温暖化の防止	3	(1) ごみ分別収集の推進 (2) 循環型社会システムの構築 (3) 不法投棄の監視強化	4	(1) 防災体制の強化※ (2) 治山・治水の強化※ (3) 交通安全対策の強化 (4) 防犯対策の強化 (5) 空家対策の強化※ (6) 消費者保護の強化		
1	(1) 就学前教育との連携の充実 (2) 社会を生き抜く力を養成する教育の推進※ (3) 地域とともにある学校づくり (4) 学校・家庭・地域の連携 (5) 人権教育の充実 (6) 教育環境の整備※	2	(1) 社会教育の推進※ (2) 公民館の振興 (3) 図書館の振興	3	(1) 生涯スポーツ活動の普及振興 (2) 競技スポーツの組織強化と指導者の育成 (3) 体育施設の整備充実と利用促進	4	(1) 文化交流活動の推進 (2) 文化財の保護と活用 (3) 歴史・文化を生かした地域づくりの推進 (4) 「音楽の都 玉名」づくりの推進	5	(1) 国際交流活動の推進 (2) 国際感覚豊かな人材の育成
6	(1) 産学官連携による人材育成・地元定着の推進※								
1	(1) 農産物の振興※ (2) 農業基盤整備の推進 (3) 農業経営者の育成と受け皿づくり (4) 森林の多面的活用と整備	2	(1) 漁業・水産基盤の整備 (2) 漁業生産の向上	3	(1) 商店街・商業者の支援※ (2) 商業活性化の推進 (3) 新規企業の誘致 (4) 地場企業・起業家の支援※ (5) 就業対策の推進	4	(1) インバウンド事業の推進 (2) 着地型観光商品開発の推進 (3) スポーツツーリズムの推進 (4) 玉名版DMOの構築※ (5) 6次産業化の推進※		
1	(1) 広域交通ネットワークの整備 (2) 生活道路網の整備※	2	(1) バス路線網等の維持再編 (2) 公共交通不便地域の解消 (3) 既存の公共交通の利便性の向上 (4) 公共交通の利用促進	3	(1) 移住・定住の推進※ (2) 新玉名駅周辺の整備※ (3) 公営住宅の整備 (4) 公園・緑地の整備 (5) 「花の都 玉名」づくりの推進	4	(1) 戦略的な景観づくり (2) 景観まちづくりに取り組む担い手づくり (3) 景観に対する意識づくり	5	(1) 水道の整備 (2) 下水道等の整備
6	(1) 地域情報化の推進								
1	(1) 保健活動の拡充 (2) 健康な体づくり (3) 食育の推進 (4) 保健・医療体制の充実※	2	(1) 教育・保育サービスの充実 (2) 子ども・子育て支援の推進※ (3) 母子保健の向上	3	(1) 障がい者支援の充実 (2) 高齢者支援の充実 (3) 地域で支え合う体制の充実※ (4) 生活困窮者対策の充実	4	(1) 医療費の抑制 (2) 国民健康保険制度の安定化		
1	(1) 市民協働の推進※ (2) 市民公益活動の支援	2	(1) コミュニティ活動の充実 (2) コミュニティ活動拠点の整備 (3) 地域コミュニティの担い手育成※	3	(1) 人権教育と人権啓発活動の充実	4	(1) 男女共同参画社会の形成		
1	(1) 行政情報発信の充実 (2) 情報公開・個人情報保護の適切な運用	2	(1) 不正アクセス・情報資産漏えいの防止 (2) 情報システム・通信ネットワークの整備	3	(1) 公共施設等の効率的な管理運営 (2) 持続可能な財政運営※ (3) 効率的な行政経営の推進 (4) 窓口サービスの向上 (5) 職員の計画的な人事配置と育成	4	(1) 近隣自治体との連携		

※は、重点施策を示す。重点施策は、市民意識調査の結果や総合計画策定審議会委員の意見などを勘案し、重点的に実施する施策と位置づけたもの。



防災訓練

基本目標

1

自然と暮らしを守る
ふるさとづくり**第1節 主要施策1 自然環境の保全**

- (1)地下水の保全
- (2)河川環境の保全
- (3)沿岸環境の保全
- (4)森林環境の保全

第2節 主要施策2 環境保全への意識啓発

- (1)環境保全意識の向上
- (2)環境保全活動の支援
- (3)公害の防止
- (4)温暖化の防止

第3節 主要施策3 循環型社会の形成

- (1)ごみ分別収集の推進
- (2)循環型社会システムの構築
- (3)不法投棄の監視強化

第4節 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進

- (1)防災体制の強化
- (2)治山・治水の強化
- (3)交通安全対策の強化
- (4)防犯対策の強化
- (5)空家対策の強化
- (6)消費者保護の強化

第1節 主要施策1

自然環境の保全

現状と課題

本市は、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けています。社会経済情勢の変化に伴い、生活排水や汚濁物質の排水などにより、河川の自然浄化作用が低下しているものの、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を図ることで、定期的を実施している河川の水質検査結果では、全体的に水質は良好であり、今後も良好な水質を維持していく必要があります。しかし、市民の河川環境の保全に対する意識は必ずしも高いとは言えないため、菊池川流域同盟の活動支援を継続するとともに、河川環境の保全の必要性、重要性を啓発する必要があります。

また、集中豪雨が多発する中、海や海岸線にごみ等が漂着し、漁業環境や景観を悪化させています。これらを良好なものとするには、漂流物の発生を抑制し、清掃・美化活動に取り組む必要があります。

さらに、無秩序な森林の伐採や開発は、荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となります。荒廃した森林の機能を回復させるには、長い年月を要することから、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有している森林を保全する必要があります。

施策の方針

かけがえのない豊かな自然を市民の財産として次代に引き継ぐため、森林環境の保全や菊池川流域同盟の環境保全活動を核とした河川環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として更なる情報発信を図ります。

また、県等と連携し、有明海の環境保全に努めます。



菊池川の日事業




海岸清掃活動

主要施策の概要

(1) 地下水の保全

- 豊富で良質な地下水を保全するため、県と連携し、引き続き地下水採取量調査や地下水定期モニタリング水質調査を実施し、地下水の汚染防止を推進します。

(2) 河川環境の保全

- 河川環境を保全するため、菊池川流域同盟が実施している水質調査や清掃事業、水援隊事業、「菊池川の日」事業などの活動を支援します。
- 河川環境保全を啓発するため、「環境の先進地、環境立都 玉名」をインターネット等のメディアを通じ、全国へ情報発信します。
- 水質浄化への意識を高めるため、イベントを通じた市民への環境学習や、広報紙等を用いた家庭への意識啓発などを実施します。
- 河川等の浄化機能や美観を維持保全するため、市民に対し、生活排水路の清掃活動等への定期的な参加を促進します。

(3) 沿岸環境の保全

- 有明海的环境を保全するため、県等と連携し、海面、海浜、河川におけるごみ等の投棄の防止に努めます。また、ボランティア団体等の清掃・美化活動を支援します。

(4) 森林環境の保全

- 森林環境を保全するため、景観保全、地下水かん養、地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能を維持する面から、開発との調和を図るとともに、無届の開発と伐採の防止に努めます。

施策の目標指標

水資源や自然環境の保全について 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
13.2%	15.5%

※現状値：平成27年5月に実施した市民意識調査結果（以下、市民意識調査結果）による市民の満足度。

目標値：現状値に、市民意識調査結果による市民の重要度に応じて、0%～4.5%の間で加算した値。



は、特に重要である具体的な施策。

第2節 主要施策2

環境保全への意識啓発

現状と課題

本市では、平成26年3月に、良好で快適な環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「玉名市環境基本条例」と、環境分野における総合的な計画である『玉名市環境基本計画』を策定しました。今後は、環境基本条例の周知と、環境基本計画において定めている環境行動指針に基づき、市民一人一人、企業、事業所の環境保全意識の向上を図り、行動に結び付ける必要があります。

環境保全活動に取り組む団体について、随時、広報紙やホームページなどで紹介するとともに、団体に対して補助金の交付等を行い、その活動を支援していますが、引き続き、活動を支援し、市民の環境づくりへの積極的な参画を促す必要があります。

公害の防止に向けて、市民の生活環境を脅かす悪臭、騒音、振動などの苦情や事故については、適切に対応し、その解決を図っています。今後も、速やかな情報収集に努め、迅速に対応し、不安を解消する必要があります。

地球温暖化の防止に向けて、全庁的な取組として温室効果ガス排出量をとりまとめ、率先して削減に努めています。引き続き、市役所関係施設等の温室効果ガスの排出量の削減を図る必要があります。新たに購入する公用車は、ハイブリッド車や低燃費自動車などの導入を進めており、環境負荷の低減に向け、今後も導入を進める必要があります。

また、太陽光発電システムの設置者に対して、設置費用の一部を補助しています。今後とも、地球温暖化防止効果が見込まれる太陽光発電システムの設置の普及を図る必要があります。

施策の方針

環境にやさしいまちづくりを推進するため、玉名地域温暖化対策協議会(環境応援団「エコの環たまな」)等の各種関係団体と連携し、環境保全に対する市民の意識啓発を図ります。また、学校教育と連携した子どもへの環境教育、リサイクル活動などを推進するとともに、これらの活動をする事業者や市民団体などへの支援を継続します。

公害の防止や、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。




環境学習(東部環境センター)

主要施策の概要

(1) 環境保全意識の向上

- 『玉名市環境基本計画』に基づき、環境行動チェックリストを活用し、市民や事業者などの環境保全意識の向上を図ります。
- 環境保全意識を高めるため、家庭等におけるグリーン購入※1やリサイクル活動を推進します。
- エコ活動への関心と参画の拡大を図るため、エコ活動に取り組む事業者を支援します。

(2) 環境保全活動の支援

- 市民グループやNPOなどが、環境保全活動の推進母体となるため、団体の新規結成や既存団体の活動を支援するとともに、ホームページ等の情報サービス機能を活用し、既存団体の活動実績を紹介します。

(3) 公害の防止

- 公害に対する市民の不安を解消するため、公害の苦情申立てがあった場合は、直ちに情報把握を行い、迅速な処理に努めます。

(4) 温暖化の防止

- 地球温暖化を抑制するため、太陽光発電システムの普及に努めます。
- 公共事業等での新エネルギー※2導入と省エネルギーの取組を強化するため、環境に配慮した機材や設備を用いた施工に努めます。
- 環境負荷の低減に努めるため、公用車の買い替えに当たっては、ハイブリッド車や低燃費自動車などの導入を検討し、可能な限り導入します。

施策の目標指標

環境教育や環境美化の推進活動について 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
11.2%	12.5%

用語説明

※1 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※2 新エネルギー

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電など、再生可能なエネルギーのこと。

第3節 主要施策3 循環型社会の形成

現状と課題

本市の家庭ごみの搬入量は、年々減少傾向にありますが、事業所ごみの搬入量は増加傾向にあります。これまで、ごみの減量化に向けて、広報紙やホームページでの記事掲載や、ごみカレンダーやごみの出し方についての冊子の配布など、意識啓発に努めてきました。今後も、ごみ分別、環境美化などの意識啓発をさらに続け、廃棄物のリデュース(ごみの抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)、いわゆる3Rの適正な処分を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現を図る必要があります。

また、パトロール等の実施により、粗大ごみの不法投棄は減少傾向にありますが、ポイ捨ては後を絶ちません。今後も、不法投棄を防ぐために、市民への意識啓発とともに、地域の環境美化に努める必要があります。

施策の方針

廃棄物の3Rであるリデュース(ごみの抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)を基本に、循環型社会システムの構築を目指し、減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などを推進します。

◆ごみ処理量の推移

(単位:t)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ	14,302.87	14,712.69	14,981.85	15,269.21	15,090.82
不燃物	415.55	447.08	426.28	407.08	439.80
粗大ごみ	315.54	314.98	322.35	329.98	442.79
有害ごみ	21.83	22.59	20.11	18.33	17.41
資源ごみ	1,376.38	1,363.22	1,281.00	1,254.47	1,973.63
収集量合計	16,432.17	16,860.56	17,031.59	17,279.07	17,964.45

資料:環境整備課

主要施策の概要

(1) ごみ分別収集の推進

- ごみ減量化のため、ごみ分別の更なる徹底を図るとともに、コンポスト※1等の普及に努めます。
- 資源ごみを効率的に回収するため、コンテナ回収※2の実施地区の維持、拡大に努めます。

(2) 循環型社会システムの構築

- 循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物の3Rの取組について広報紙やホームページなどで啓発を図ります。

(3) 不法投棄の監視強化

- 家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄を防ぐため、関係機関と連携し、パトロールの強化等に努めます。

施策の目標指標

ごみ処理や資源物のリサイクル活動などの推進について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
20.0%	21.7%

◆玉名市におけるコンテナ回収状況

	地区数	内 訳	対 象 者
団体	3地区	玉名、岱明、天水	全市民対象
行政区	22地区	玉名20区、岱明2区	行政区内の住民限定

資料：環境整備課（平成28年4月1日現在）

用語説明

※1 コンポスト

生ごみ、落ち葉、雑草などを発酵腐熟させた肥料のこと。

※2 コンテナ回収

実施地区、団体ごとに日時、場所を決めて、回収する資源物の品目ごとにコンテナを並べて、コンテナごと回収する方法のこと。

第4節 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

平成28年4月に発生した熊本地震により、多数の死傷者や甚大な被害が発生しました。また、全国各地でも地震等の自然災害や局所的な水害等が多発しています。このような中、防災関係機関や民間事業者との協力体制のもと、『玉名市地域防災計画』に基づく防災行政を総合的かつ計画的に推進しています。今後は、大規模災害対策や、防災・減災対策の更なる充実に向け、県内外の防災関係機関や民間事業者との協力体制を強化する必要があります。また、災害様態の複雑かつ多様化に対応するため、より一層の消防力強化を図るとともに、消防活動を迅速かつ確実に実施できるよう消防団員を確保し、活動の充実に取り組む必要があります。

自主防災組織の結成を促進するとともに、防災訓練の実施や防災活動のための資機材支援、防災行政無線の整備など自主防災組織の育成強化を図っています。今後とも、地域の防災力を強化するため、日頃から市民の防災・減災意識を高めるとともに、災害時に自主防災組織等の役割が十分に発揮できるよう、訓練を重ねていく必要があります。

国民保護法の施行に伴い、平成19年3月に『玉名市国民保護計画』を策定し、武力攻撃等に備えています。武力攻撃等においては、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する必要があります。

治山・治水の強化について、治山・砂防施設や河川改修を計画的に進めています。今後も関係機関と連携し、山地災害(崖崩れ、地滑り、土石流など)の被害防止、浸水被害の改善、適切な河川の維持管理に努める必要があります。

交通安全対策では、関係機関や団体と連携し、通学路の歩道整備や、交通安全教室等による交通安全意識の啓発活動を実施しています。引き続き、歩行者の安全確保のための歩道整備や道路拡張などの交通事故の発生防止対策を講じる必要があります。

防犯対策では、PTAや補導員などの防犯協力団体と連携し、青色パトロールカーによる巡回等を実施しています。引き続き、実施地域の拡大に努めるとともに、LED照明防犯灯等の防犯設備の普及を図る必要があります。

近年、全国的に空家問題が課題となっています。本市でも、空家問題に対応するため、平成27年12月に「玉名市空家等対策の推進に関する条例」を制定しました。今後、条例の周知を図るとともに、所有者等に対して空家等の適正管理を促し、空家問題の解決を図る必要があります。

増加する消費者トラブル等に対応するため、平成23年6月に「玉名市消費生活センター」を設置し、市民からの相談等に対応をしています。今後も消費生活センターを中心に関係団体と連携し、消費生活に関する問題解決や、生活再建に向けた支援、消費者被害防止の啓発を図る必要があります。

施策の方針

大規模災害に備え、市民、事業者の防災・減災意識の啓発を図るとともに、災害予防・災害応急・災害復旧などの対策に取り組みます。また、消防防災施設の資機材整備や人材育成に取り組み、地域の防災力向上に向けた自主防災組織等の更なる強化に努めます。

交通安全意識の啓発を図るとともに、防犯に関する啓発活動や地域防犯活動を支援します。

全国的な問題となっている空家等については、発生の予防、適正な管理を図ります。

ネット通販等の新たな商取引や、悪質商法による消費者被害の防止への適切な対応を推進します。



消防操法大会

主要施策の概要

(1) 防災体制の強化 **重点施策**

- ・市民の身体、生命、財産を災害から守るため、より実行性のある『玉名市地域防災計画』となるように定期的に見直し、防災体制の強化に努めます。
- ・円滑な応急活動を実施するため、災害時における連絡体制や役割分担などについて、市内だけでなく県内外の防災関係機関、民間事業者と事前調整等を行い、一層の協力体制の充実に努めます。
- ・常備消防については、災害様態の複雑かつ多様化に対応するため、救助に関する教育訓練体制の充実や救助業務実施体制の強化を促進します。
- ・非常備消防(消防団)については、活動の維持と活性化のため、団員確保と体制強化を図るとともに、活動に必要な資機材、装備、施設などの充実に努めます。
- ・災害時においては、自助・共助による活動が重要であるため、防災・減災に関する知識の普及を図り、平時から防災・減災意識を高めるように努めるとともに、防災訓練等に市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。また、共助の要である自主防災組織について、更なる結成の促進と訓練等の活動を支援します。
- ・自然災害、危険物災害などの発生に備えた防災行政無線は、各支所の機器が異なるため、その統合、デジタル化を図ります。
- ・武力攻撃等において、国民の生命を守るため、『玉名市国民保護計画』に基づき、住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を迅速に実施します。

(2) 治山・治水の強化 **重点施策**

- 山地災害(崖崩れ、地滑り、土石流など)の被害を防止するため、山地災害危険箇所等において、県と連携し、治山・砂防施設の設置を促進します。
- 水田等への浸水被害を防止するため、水害の多発地帯では、引き続き、河川改修を推進します。
- 境川の県管理区間(境橋～南大門橋)について、引き続き、境川改修事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて県への要望を強化します。👤
- 境川の市管理区間(南大門橋～山田橋)について、県管理区間の改修状況を踏まえながら計画的な整備を推進します。
- 唐人川、尾田川は、引き続き、唐人川・尾田川改修及び流域整備事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて県への要望を強化します。
- 集中豪雨や台風の襲来による堤防の決壊や河川の氾濫などの水害に備えるため、河川の適切な維持管理に努めます。

(3) 交通安全対策の強化

- 安全な道路空間を形成するため、危険性や緊急性、費用対効果なども考慮しながら、主要道路や通学路の歩道整備や道路拡幅を実施します。
- 交通安全施設の整備を図るとともに、関係団体との連携により危険箇所の把握とその解消に努めます。
- 交通安全意識を高めるため、関係機関や団体と連携し、「高齢者の交通安全の確保」「自転車の安全利用の推進」「シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底」「飲酒運転の根絶」に重点を置いた啓発や交通安全教室を実施します。

(4) 防犯対策の強化

- 防犯対策を強化するため、行政区、学校、家庭、職場への防犯に関する広報活動を充実させるとともに、青色パトロールカー等の地域防犯活動を支援します。
- 防犯灯等の防犯施設の整備が必要な場所には、管理する行政区等に対し、設置に対する補助制度の活用とLED照明防犯灯の普及を推進します。

(5) 空家対策の強化 **重点施策**

- 空家の放置に起因する事故や災害の根絶、景観の向上を図るため、「玉名市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、空家の発生予防、適正管理に努めます。👤

(6) 消費者保護の強化

- 市民の消費者トラブルの解消や消費生活における安全を確保するため、「玉名市消費生活センター」を中心に関係機関と連携し、消費生活に関する相談への対応や問題解決に努めるとともに、消費者被害防止の啓発を図ります。



交通指導員合同訓練

施策の目標指標

安全安心なまちづくりの推進について
満足している市民の割合

現状値
(平成27年度)

15.1%

目標値
(平成33年度)

16.8%



交通安全運動街頭キャンペーン

◆火災発生状況の推移

	出火件数(件)					焼損面積(m ²)		損害額 (千円)	罹災	
	建物	林野	車両	その他	計	建物	林野		世帯数	人員(人)
平成22年	16	3	2	15	36	1213.65	76.00	80,952	16	50
平成23年	19	2	2	22	45	1898.77	1.60	141,628	34	61
平成24年	15	5	3	18	41	1380.67	9.53	43,584	8	30
平成25年	21	5	4	22	52	684.77	0.70	28,475	14	36
平成26年	7	2	4	13	26	217.45	-	8,220	4	19
計	78	17	15	90	200	5,395.31	87.83	302,859	76	196

資料:消防年報

◆刑法犯種類別発生件数の推移

(単位:件)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
平成22年	3	27	532	13	4	81	660
平成23年	7	30	461	11	5	66	580
平成24年	5	34	429	18	1	69	556
平成25年	2	39	428	17	5	66	557
平成26年	7	46	347	21	5	59	485

資料:生活安全ガイド



新しい市民会館の完成イメージ図

第1節 主要施策1 学校教育の充実

- (1) 就学前教育との連携の充実
- (2) 社会を生き抜く力を養成する教育の推進
- (3) 地域とともにある学校づくり
- (4) 学校・家庭・地域の連携
- (5) 人権教育の充実
- (6) 教育環境の整備

第2節 主要施策2 生涯学習の充実

- (1) 社会教育の推進
- (2) 公民館の振興
- (3) 図書館の振興

第3節 主要施策3 スポーツ活動の充実

- (1) 生涯スポーツ活動の普及振興
- (2) 競技スポーツの組織強化と指導者の育成
- (3) 体育施設の整備充実と利用促進

第4節 主要施策4 文化・芸術の振興

- (1) 文化交流活動の推進
- (2) 文化財の保護と活用
- (3) 歴史・文化を生かした地域づくりの推進
- (4) 「音楽の都 玉名」づくりの推進

第5節 主要施策5 国際交流の推進

- (1) 国際交流活動の推進
- (2) 国際感覚豊かな人材の育成

第6節 主要施策6 高校・大学を生かしたまちづくりの推進

- (1) 産学官連携による人材育成・地元定着の推進

第1節 主要施策1 学校教育の充実

現状と課題

学校教育は、人間形成の基礎づくりの場です。各小中学校が連携し、基礎的、基本的な知識・技能の定着、思考力、判断力、表現力などの育成、情報教育、環境教育、国際理解教育など社会の変化に対応した学習により、グローバル社会を生き抜く力、加えて地域の歴史や文化、伝統に対する誇りと愛着心を育む教育に努める必要があります。

家庭環境の多様化や地域社会の変化などにより、子どもの社会性や自立心など育成に課題が生じています。家庭や地域での教育は、子どもの健全な成長、人格形成にとって大きな役割を担うものであることから、親子の育ちを応援する学習機会をコミュニティと協働で進めていくことが重要です。また、不登校の未然防止やいじめ、問題行動など社会的課題に応じた支援の仕組みを構築していく必要があります。

学校、家庭、地域、関係機関が連携し、不測の事件や事故に、児童、生徒が巻き込まれないように、危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育に、一層取り組む必要があります。また、現在、学校評議員や運営協議会委員などの地域の人材を含めて、地域の教育力を生かした学校運営にあたっています。さらに、学校運営を改善していくために学校目標の達成に資する学校評価等を工夫する必要があります。

すべての学校で、『命を大切にする心を育む指導プログラム』の年間指導計画を作成し、命の大切さを実感させる教育活動を展開しています。また、いじめは、どの学校でも発生する可能性があることから、全職員の共通理解のもと、命を大切にする心を育む指導をするとともに、いじめの未然防止、そして、いじめが発生した際は、学校全体で解決に向けた迅速な対策を実施していく必要があります。

学校は、児童、生徒が安全に安心して過ごすことのできる学びの場であるとともに、避難所となることもあり、誰もが使いやすい校舎の改修等に取り組む必要があります。

少子化により、市内の小中学校の多くが、小規模校となっています。教育機会の均等や子どもにとって望ましい教育環境の創出を目的とする『玉名市学校規模・配置適正化基本計画』に基づき、児童、生徒の教育環境の整備、向上に取り組む必要があります。さらに、平成25年3月に、『玉名市小中一貫教育推進計画』を策定し、平成26年4月から6中学校区すべてにおいて小中一貫教育をスタートさせました。今後は、小中学校の教職員が連携し、義務教育9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導を実施していく必要があります。

近年、発達障がい等に起因して学校生活や集団生活に困り感を持つ児童、生徒が増加しており、個別の支援に対応できる人的な環境を整備する必要があります。



エンジョイ・イングリッシュ

施策の方針

児童、生徒の「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健康づくり・体力づくり」に向けて、教育内容・方法の一層の充実を図ります。主体的な思考、判断、表現力を培い、社会の様々な変化にも対応できる子どもたちを育てていきます。

共に暮らし支え合う共生社会の形成に向けて、教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず、すべての教育活動に必要、適切な合理的配慮を取り入れながら学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

教職員研修を充実し、信頼される学校づくりに努め、地域に根ざした学校づくりを推進します。

日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解のもとに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身につけた国際的に活躍できるグローバル人材の育成に取り組むとともに、質の高い学習を受けられる学習環境の整備に努めます。



小中合同あいさつ運動

主要施策の概要

(1) 就学前教育との連携の充実

- 各小中学校間の情報交換や行動連携を工夫し、学習面や生徒指導面での円滑な接続を図りながら、学力の定着・向上や社会性の育成について一貫した指導体制を構築するため、中学校区における幼稚園・保育所、小中学校の連携と交流を更に深めます。
- 一人一人の子どもを理解し、きめ細やかな指導を推進するため、小学校と就学前教育機関との情報共有を図るとともに、各小中学校の校内における情報共有を図る場を設けます。

(2) 社会を生き抜く力を養成する **重点施策** 教育の推進

- 学校は、人間形成の基礎づくりの場であるため、「みんなで助け合い、楽しく基礎・基本を学ぶ」ことを前提とし、更に個性を伸ばすため、生き抜く力の養成に努めます。
- 児童、生徒の自律心と探究力を育むため、玉名市教育委員会指定研究事業を推進し、教職員の質の向上を図ります。
- 児童、生徒の学力向上を図るため、全国学力・学習状況調査と県学力調査を学力向上対策に位置づけ、授業改善による学力向上を推進します。
- 豊かな心の醸成や学力の向上を図るため、家庭や地域との連携により、読み聞かせ等の読書に親しむ場を設ける等、読書活動を推進します。また、図書室補助員を配置し、読書が児童、生徒の身近なものとなるよう、学校図書室の整備を図ります。

- ・児童、生徒が体力向上について関心を持ち、基礎的な体力を身につけるため、体力・運動能力テスト実施後、県平均や全国平均との比較や経年比較等を取り入れ、よりきめ細やかな分析を実施します。また、体力・運動能力テストの結果を学校体育指導全体計画と年間指導計画の内容に効果的に反映させることにより、教科体育の充実と体力向上に努めます。
- ・グローバル化が加速する中、国際共通語である英語能力の向上は重要課題であり、基礎となる小学校での英語教育で「聞く力」「話す力」を伸ばす英会話力を習得するため、外国語指導助手(ALT)を効果的に配置して活用します。
- ・異なる文化や人々に対する理解を深め、国際社会の中で生き抜くため、必要な資質を身につける教育を推進します。具体的には、義務教育9年間を貫く英会話活動である「エンジョイ・イングリッシュ※1」を、すべての学校で導入を進め、充実を図ります。
- ・児童、生徒が情報化社会を生き抜くことができるよう、情報活用能力や言語能力を高めるため、情報化社会に参画できる資質を育成する教育活動の充実に努めます。

(3) 地域とともにある学校づくり

- ・地域に開かれた信頼される学校づくりのため、学校ホームページや学校だよりを通して、教育活動の様子等を保護者や地域住民に発信するとともに、保護者や地域住民の意見や要望を学校評議員や学校運営協議会などで的確に把握し、改善に生かします。
- ・教職員の資質と指導力の向上のため、教育センターによる研修や指導主事派遣事業、学校訪問事業を充実させるとともに、教育センターの研修部における取組内容を深め、多様な指導形態と評価方法の工夫改善や言語活動の充実に努めます。

(4) 学校・家庭・地域の連携

- ・家庭教育は、子どもの健全な成長、人格形成にとって大きな役割を担うものであるため、平成18年4月に制定した「玉名市家庭教育憲章※2」の周知を図るとともに、親子の育ちを応援する学習機会や地域との協働による家庭教育支援の充実を図ります。
- ・児童、生徒の「食」への関心や理解を深めるため、「食」に関する体験活動の充実を図ります。また、教職員の指導力を高め、学校教育活動に「食」の意義や重要性を位置づけるとともに、家庭や関係機関との連携を図りながら、「食」に関する知識や実践的な態度を身につけさせ、望ましい食習慣の形成に努めます。
- ・農業体験や職場体験、企業訪問、環境学習、ボランティア活動など地域の力を生かせる学習活動を積極的に取り入れます。

用語説明

※1 エンジョイ・イングリッシュ

小学校1年生から中学校3年生まで系統的にプログラムされた本市独自の英会話カリキュラムのこと。

※2 玉名市家庭教育憲章

本市に育つ子どもたちに幸せな家庭の中で自己に誇りを持ち、ふるさとを愛し、心身ともに健やかで、将来を担う人材に育つことを願い制定した憲章のこと。(平成18年4月に制定)

- ・児童、生徒に、基本的な生活習慣、礼儀作法、公共の精神など社会を生き抜く力の基礎を身につけさせるため、本市独自の教科である「玉名学※」により、9年間の計画的、継続的学習を推進します。
- ・不登校の未然防止や解消、いじめや問題行動の早期発見や早期対応のため、児童、生徒が様々な問題について気軽に相談できるよう、学校と家庭や関係機関が連携し、相談体制や不登校児童、生徒への支援体制を充実します。
- ・児童、生徒の安全を確保するため、地域と連携し、通学路の安全点検や防犯パトロールなどを行い、交通安全、防犯体制を強化します。また、児童、生徒が身を守るための防犯、防災の安全教育を充実するとともに、校内への不審者の侵入防止対策を図ります。
- ・心豊かでたくましい児童、生徒を育む学校教育を推進するため、小・中連携やPTAと連動した「あいさつ運動」等の取組を取り入れます。
- ・学校運営の更なる改善を図るため、学校評議員や学校運営委員との協働により、開かれた学校づくり、また、地域全体での児童、生徒の見守り活動、学校評価を行い課題解決に努めます。

(5) 人権教育の充実

- ・いじめ事案を解消するため、様々な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、お互いを尊重し、命の大切さを実感できる「命の教育」を推進します。
- ・同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、人権教育の一層の推進を図ります。

(6) 教育環境の整備 **重点施策**

- ・学校施設は、児童、生徒の生活の場であるとともに、災害時には、地域住民の指定避難所としての役割を担っているため、老朽化した校舎等の改修や改築に努め、また、空調設備については、早急に整備し、適切な運用を図ります。
- ・児童、生徒が、より良い教育環境の中で効果的な教育を受けられるようにするため、平成24年度に策定した『玉名市学校規模・配置適正化基本計画』に基づき整備を図り、学校再編を推進します。また、再編した小学校の跡地は、その活用に向けて検討します。
- ・児童、生徒の豊かな人間性や社会性の育成と学力向上を図るため、『玉名市小中一貫教育推進計画』に基づき、9年間の育ちをつなぐ小中一貫教育を推進します。
- ・各小中学校で学校生活における困り感を持った児童、生徒に個別の支援を提供するため、実態調査を実施するとともに、各小中学校のニーズに応じた特別支援教育支援員の配置を推進します。

施策の目標指標

学校教育や伝統芸能などの地域素材を活用した学習について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
14.9%	17.0%

用語説明

※ 玉名学

本市独自の新しい科目で「探究」「礼節」「日本語」の3編から成り立つ。玉名の伝統文化や日本人の美徳、礼儀、作法、基本的な生活習慣、国際理解等について学ぶ。

第2節 主要施策2 生涯学習の充実

現状と課題

親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子どもの社会性や自立心などの育ちに課題が生じるなど、家庭教育が困難な社会となっています。家庭、学校、地域社会の役割分担を明確にするとともに、お互いの課題を共有し、共に学べる家庭教育を支援する仕組みをつくる必要があります。また、学校の余裕教室に子どもの活動拠点を確保し、多様な学習活動や文化芸術活動、交流活動などの取組を実施することで、地域コミュニティ※の充実と地域全体で子どもを育てていく必要があります。

青少年や女性が、様々な活動や体験の場に参加できるように、各種社会団体を支援し、人材育成と地域活性化につながるよう取り組んでいます。しかし、家庭環境が変化する中、活動、体験の場への参加には難しい状況があり、イベントや企画を工夫する必要があります。

人権について、市の協議会を運営し、様々な方に人権教育の大切さを伝えています。また、人権教育研究会にて講演を開催し、市民に人権について学ぶ機会を提供していますが、人権侵害が多様化しているため、幅広い見地から人権教育の必要性を周知し、市民の人権教育に関する意識向上を図る必要があります。

生涯学習を推進するためには、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校、大学という体系的な学校教育から一般社会、老後までをつなげた「縦軸」としての生涯学習社会と、家庭、学校、企業、地域、行政などの教育における社会全体の「横軸」との連携と協働を図り、それぞれが役割と責任を自覚するとともに、相互補完をし合いながら社会全体の教育を図っていく必要があります。

施策の方針

豊かな人間形成と生きがいをづくりに向けて、「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の構築に努めます。

家庭内での育児や介護、道徳観の育成、郷土文化の継承など、家庭教育力の向上を図るとともに、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校、大学から一般社会、老後までをつなぐ「縦軸」と、地域社会の連携による「横軸」との協働による社会教育の充実に努めます。



「親の学び」プログラム



生涯学習フェスティバル



用語説明

※ 地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集団のこと。

主要施策の概要

(1) 社会教育の推進 **重点施策**

- 家庭教育環境の改善、充実と、幼児、児童、生徒の健全育成を図るため、PTAや学校、関係機関が連携し、家庭教育講演会、学習会などの取組を推進するとともに、市民の各種研修等に対する興味や参加を促し、人材育成、指導者育成に努めます。
- 市民の多様なニーズに応えるため、地域の身近な小中学校、高等学校、九州看護福祉大学との連携を強化し、多様な学習機会の提供に努めます。
- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校の余裕教室を子どもの活動拠点とし、地域の大人の協力を得て、多様な学習活動や文化芸術活動などを実施します。
- 青少年教育、女性教育の充実を図るため、人材育成、指導者養成を積極的に実施するとともに、各種研修を支援します。
- 人権侵害を撲滅するため、あらゆる分野において、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」である人権教育を推進します。

(2) 公民館の振興

- 市民一人一人が、自己実現を目指し、豊かな人生を送るため、魅力ある公民館講座等の学習機会を提供するとともに、新しい学習情報を豊富に収集し、その情報を市民が気軽に入手し、相談できる機会を提供します。

- 生涯学習機会の充実を図るため、地域住民の生涯学習活動の拠点施設である公民館(中央・岱明町・横島町・天水町)が連携し、地域の実情に合わせた各種公民館講座の実施に努めます。
- 公民館活動の活性化を図るため、玉名市文化センター等、生涯学習の拠点施設の充実に努めます。
- 市民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するため、公民館講座や生涯学習に関する活動の発表の場となる玉名市生涯学習フェスティバルを開催します。
- 親が、子どもを育てる喜び、子どもが成長する喜びを感じる社会をつくるため、玉名市「なかよしの日」※の趣旨を踏まえ、「家族の“なかよし”」「ともだちの“なかよし”」「学校の“なかよし”」「となり近所の“なかよし”」「地域全体の“なかよし”」を積極的に推進します。

(3) 図書館の振興

- 市民の読書意欲の向上を図るため、図書館の蔵書数の充実に努めるとともに、年齢に応じた様々なイベントやコンクールなどを地域や学校教育と連携し、実施します。
- 図書サービスの向上を図るため、天水町公民館図書室を図書館に移行するなど、充実した図書館づくりに努めます。

用語説明

※ 玉名市「なかよしの日」

家族や友達、学校、となり近所、地域全体のなかよしを推進するために、玉名市が合併した10月3日を「なかよしの日」と制定している。

施策の目標指標

文化センター等の社会教育施設の在り方や生涯学習の充実について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
12.2%	13.4%



PTA連絡協議会総会



ふれあいハイキング

◆公民館講座の講座数・受講者数

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中央 公民館	講座数(件)	18	24	25	18	19
	受講者数(人)	356	454	398	285	318
岱明町 公民館	講座数(件)	7	10	10	14	14
	受講者数(人)	165	222	233	315	243
横島町 公民館	講座数(件)	4	4	4	4	7
	受講者数(人)	51	63	59	59	140
天水町 公民館	講座数(件)	4	5	5	5	5
	受講者数(人)	112	64	58	59	68
計	講座数(件)	33	43	44	41	45
	受講者数(人)	684	803	748	718	769

資料:コミュニティ推進課(各年度3月31日現在)



公民館講座(パンづくり)



子ども教室



なかよしの日



赤ちゃんおはなし会

◆図書館(室)貸出数

(単位:冊)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
玉名市民図書館	243,068	226,881	227,850	224,900	226,745
岱明図書館	36,050	39,842	40,718	41,453	45,156
横島図書館	110,664	93,815	86,410	78,647	78,255
天水町公民館図書室	954	1,116	1,376	1,708	2,091
計	390,736	361,654	356,354	346,708	352,247

資料:コミュニティ推進課

第3節 主要施策3 スポーツ活動の充実

現状と課題

市民のスポーツニーズが多様化する中、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。また、子どもの運動不足による体力低下、高齢者の医療費増大などにより、体力づくりや健康づくりに対する市民の意識が高まっています。特に、今後の大きな課題として、小学校運動部活動の社会体育※1への移行があり、総合型地域スポーツクラブ※2等を受け皿とする体制づくりが急務となっています。総合型地域スポーツクラブは、スポーツを通じた地域住民による世代間の交流や健康づくりによる予防活動などに大いに寄与するものです。併せて、総合型地域スポーツクラブ以外の生涯スポーツ活動についても推進していく必要があります。

トップレベルの技術等に触れる機会や、全国スポーツ大会への参加が増え、競技スポーツが盛んになっています。更なる競技スポーツの振興に向けて、各スポーツ団体等と連携し、質の高いスポーツ指導者の育成を図る必要があります。

体育施設は、市民のスポーツ活動や健康づくりなどの拠点施設として、適正な運営や維持管理が必要ですが、老朽化した施設も多く、施設改修や体育備品の入れ替えなどにより、利用者にとって安全・安心な施設とすることで、利用を促進する必要があります。

施策の方針

市民の健康と体力づくりを目指し、競技スポーツや誰でも気軽に参加できる生涯スポーツを振興する中で、総合型地域スポーツクラブづくりを推進するとともに、関係団体への支援、指導者の人材の育成や確保に努めます。

スポーツを推進するための基盤となる体育施設の整備、拡充を図ります。



総合型地域スポーツクラブ



横島体育館

用語説明

※1 社会体育


主として地域社会、家庭等で行う体育活動で総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等での活動のこと。

※2 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、各自の興味、関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型スポーツ活動団体のこと。

主要施策の概要

(1) 生涯スポーツ活動の普及振興

- ・身近な地域でスポーツを親しめるようにするため、市民を対象とした総合型地域スポーツクラブの設立や育成を図るとともに、地域における指導者等の育成に努めます。
- ・スポーツを通して市民の交流機会の拡大や、健康づくり、体力づくりへの意識の向上を図るため、すべての市民が参加しやすい新たなスポーツ大会を企画し、実施します。
- ・生涯スポーツ活動を振興するため、体力や年齢を問わず、気軽に取り組めるグラウンドゴルフやペタンクなどのスポーツの普及に取り組みます。
- ・子どもの体力低下や高齢者の医療費問題などに対応するため、学校教育や介護予防などとの連携強化を図り、子どもの体力づくり、高齢者の健康づくりの推進に努めます。

(2) 競技スポーツの組織強化と指導者の育成

- ・競技スポーツを通して、市民の競技力の向上と裾野の拡大を図るため、スポーツ関係団体との連携による人材の発掘や育成を図るとともに、トップアスリーの卓越したパフォーマンスを身近に観戦できるように大会開催や合宿誘致に努めます。
- ・競技スポーツを更に振興するため、各種スポーツ団体の支援を図るとともに、指導者の確保や育成強化に努めます。
- ・競技力の向上を図るため、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者に激励金を交付し、顕彰に努めます。

(3) 体育施設の整備充実と利用促進

- ・体育施設の利用促進を図るため、競技力の向上はもとより、健康増進や余暇活動としてのスポーツレクリエーションの拠点として体育施設の整備を推進するとともに、施設改修や体育備品の入替などにより、利用者にとって安全・安心な施設運営に努めます。

施策の目標指標

スポーツの普及や健康づくりの推進について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
10.5%	11.7%

第4節 主要施策4 文化・芸術の振興

現状と課題

博物館は、地域の歴史・文化資料を収集、保管し、専門的に調査・研究を行い、成果を展示・公開する重要な役割を担っています。その役割を果たすためには、専門職である学芸員の役割が極めて重要であり、専門的な知識や技術の向上を図り、歴史・文化資源についての調査・研究、教育普及活動を充実させていく必要があります。

また、市民会館(ホール)は、築50年近く経過しているため、市民文化祭、市民音楽祭をはじめとした市民の芸術文化活動の拠点、文化・芸術を創造する拠点にふさわしい施設として整備する必要があります。

文化協会を中心に文化活動が行われていますが、会員数の減少や高齢化が進んでおり、若年層を中心とした新規会員の確保等、組織の活性化が求められています。また、市民意識調査結果では、市民の文化的催しの認知度や参加意向は高くありません。そのため、市民に対する文化情報の発信、参加しやすい環境づくり、団体間の共同イベントの開催などにより、文化活動への新たな参加者を掘り起こす必要があります。

創造的な文化・芸術活動を推進するため、玉名市アーティストバンク※への担い手の登録を進めるとともに、アーティストの発表の場を拡充し、市民に芸術鑑賞や芸術体験機会を提供しています。文化協会等との連携とともに、広く市民に周知を図ることで、新たな担い手を発掘、育成し、登録者数の拡大を図る必要があります。

また、小中学校や保育所などへ音楽家等を派遣し、生の芸術に直接触れる機会を提供しています。「音楽の都 玉名」として、子どもの頃から本物の音楽に触れる機会を充実させることで、感性豊かな人間形成を図り、市民の芸術文化の感度を高める必要があります。

装飾古墳をはじめとした、幅広い時代の貴重な歴史文化資源が数多く残っています。これらの文化財について、守り、伝えていくための十分な保存環境が整っていないため、文化財保存整備活用基本計画に基づき、適切な保存、整備を図る必要があります。併せて、市民の学習の場として積極的な公開、活用を行い、魅力ある観光資源としての有効活用を図るため、その拠点となる施設を整備する必要があります。

埋蔵文化財は、玉名市遺跡地図により、現在のところ724遺跡を包蔵地として周知しており、これを基に官・民の各種開発行為との調整を行い、可能な限り現状での保存に努めています。今後、埋蔵文化財の保存と、各種開発行為を円滑に進めるための組織づくりとともに、現地調査後の作業や出土遺物等の有効活用を一括して実施するための施設を整備する必要があります。

民俗芸能の保存団体や、歴史文化に関する団体・組織の活動支援等を実施しています。今後も、活動支援等を通じて、歴史・文化資源の保存・活用の担い手となる人材を育成していく必要があります。

用語説明

※ 玉名市アーティストバンク

市内で芸術表現活動をするアーティストの情報を登録し、市のホームページ上で公開している。市民がイベントを企画する際、アーティストバンクに登録された人材情報を活用し、直接依頼先を探すことができる。

施策の方針

先人により育まれてきた独自の歴史文化遺産を保存・活用するとともに、次代の新たな文化の創造に向けて、市民の主体的、創造的な芸術・文化活動への支援や、新たな文化芸術拠点機能の充実を図ります。

また、文化体験やまちづくり活動を通じ、地域に誇りを持てる伝統行事等の後継者の育成と創造性豊かな人材育成を図ります。

さらに、豊富で貴重な音楽資源を有効に活用した魅力ある音楽活動を展開し、市民に音楽の素晴らしさを浸透させ、すべての人々が音楽の素晴らしさを実感できるような「音楽の都 玉名」づくりに取り組みます。



石貫ナギノ横穴群



埋蔵文化財発掘調査出土品

主要施策の概要

(1) 文化交流活動の推進

- 博物館は、玉名の歴史を通じて市民の文化的創造と享受に資する拠点であるため、資料に関する調査・研究、収集・保管の体制を整えるとともに、展示機能や教育普及活動の充実を図ります。また、それら機能の充実により、子どもが郷土の歴史や文化に触れ、「玉名学」を学ぶ場としての活用を積極的に推進します。
- 芸術文化活動の拠点となる市民会館(ホール)は、市民や興行者などが求める施設としての魅力や安全性を確保するとともに、市民交流の拠点施設としてふさわしいホールの整備に努めます。
- 自主性と創造性を尊重しながら、市民の文化活動への参加の拡大を図るため、文化協会や各種団体の育成強化、文化情報の発信、活動の場の提供など参加しやすい環境づくりに努めます。
- 市民の文化、芸術への理解と意識の向上を図るため、文化、芸術に触れる機会の提供や情報発信の充実に努めます。
- 地域文化の振興を図り、市民の相互交流を深めるため、文化協会等の芸術文化団体を中心に市民と協働し、市民文化祭の充実に努めます。

(2) 文化財の保護と活用

- 文化財を守り、伝えていくため、市内に数多く残る国指定史跡をはじめとする文化財について、必要に応じ、個別の保存管理計画を策定し、計画に基づく保存、活用に努めるとともに、必要な整備等を図ります。
- 市内の文化財の有効活用を図るため、市民の意識を高め、市民や観光客への効果的な公開、活用の方策を検討し、その拠点の整備に努めます。
- 埋蔵文化財については、可能な限り現状保存に努めるとともに、必要な開発を円滑に進めるため、文化財保護との調整を図り、記録保存のための発掘調査を実施します。
- 埋蔵文化財発掘調査(現地調査)後の作業や、出土遺物等の保管、管理、有効活用を一括して実施するため、公共施設跡地の有効活用策として歴史文化交流会館(仮称)の整備を検討します。

◆文化財の状況

	有形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	天然記念物	計
国指定	4	-	-	4	1	9
県指定	7	-	1	3	2	13
市指定	49	2	4	14	7	76
国登録	7	-	-	-	1	8
市登録	29	-	-	13	3	45
市選定	-	2	-	-	-	2

資料：平成28年度玉名市教育要覧

(3) 歴史・文化を生かした地域づくりの推進

- 歴史文化遺産の地域づくりへの幅広い活用を図るため、歴史、文化活動グループや各種関連団体と連携し、郷土の歴史と文化について幅広い見識を持ち、文化財の保護と活用の核となる人材の育成に努めます。
- 地域に根ざした民俗芸能を継承していくため、各保存団体を積極的に支援し、広く公開の場を設けるとともに、連携して後継者の育成を図ります。
- 感性を豊かにする知的で創造的な地域の芸術文化活動を創出するため、玉名市アーティストバンク等の取組を通じて、担い手の発掘を推進し、活動を支援するとともに育成に努めます。

(4) 「音楽の都 玉名」づくりの推進

- 音楽を通じた芸術文化意識の向上を図るため、アウトリーチ事業[※]等を通じて、子どもの頃から生の音楽に触れ、感性を高める機会を充実するとともに、幅広い市民が音楽行事に参加し、多様に交流する機会を提供します。
- 市民音楽祭、スクールバンドコンサート、市役所ロビーコンサートを開催するなど、本市の地域資源を活用し、いつでもどこでも音楽に触れ、親しむことができる「音楽の都 玉名」づくりへの取組を強化します。

用語説明

※ アウトリーチ事業

アーティスト(演奏家)を、保育所、幼稚園、小中学校などに派遣し、ミニコンサートや参加体験を実施することで、身近に本物の芸術に触れる機会を提供する事業のこと。

施策の目標指標

文化遺産の保存や文化・芸術の振興について
満足している市民の割合

現状値
(平成27年度)

12.6%

目標値
(平成33年度)

13.4%



神楽フェスティバル



市役所ロビーコンサート



アウトリーチ事業



玉名市民音楽祭

第5節 主要施策5 国際交流の推進

現状と課題

世界中を多くの人やモノ、情報などが行き来する社会や経済のグローバル化が進む中、異なる文化や人々に対する理解を深め、国際社会の中で生き抜くために必要な資質を身につけることが大切です。

本市は、平成6年10月に中華人民共和国遼寧省瓦房店市と友好都市を締結、平成8年4月にはアメリカ合衆国アイオワ州クラリンダ市と姉妹都市を締結し、これまでクラリンダ市での音楽祭への参加や交換留学、また、経済や医療などの分野においても様々な交流をしてきました。

今後とも、市民と本市在住の外国人との交流や各種外国語講座の実施など、本市の国際交流の推進母体である玉名国際交流協会をはじめとする民間団体と協働し、国際交流を推進する必要があります。

民間の国際交流に関する活動等に対し、国際交流奨励費補助金を交付していますが、年々、申請が減少しています。友好・姉妹都市との定期的な交流を推進し、民間レベルでの草の根の国際交流の取組を支援することにより、市民の国際理解を深め、交流を更に拡大していく必要があります。

施策の方針

友好・姉妹都市との交流を推進し、民間レベルでの草の根の国際交流を推進することにより、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。



玉名国際交流協会交流会

主要施策の概要

(1) 国際交流活動の推進

- ・草の根の国際交流の促進に寄与するため、玉名国際交流協会をはじめとする民間団体と協働し、国際交流活動を支援します。
- ・友好・姉妹都市である中国瓦房店市と米国クラリнда市との友好・親善を図るため、定期的な相互訪問を実施するとともに、教育、文化、スポーツ、経済、医療などの分野において地域資源を生かした交流を推進します。

(2) 国際感覚豊かな人材の育成

- ・国際感覚豊かな人材を育成するため、海外の各分野での国際交流や外国人をホームステイで受け入れる市民活動等を支援します。

施策の目標指標

国際交流活動の推進について 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
11.4%	12.4%



クラリнда市へ市内中学生を親善大使として派遣

第6節 主要施策6 高校・大学を生かしたまちづくりの推進

現状と課題

本市は、公立と私立を合わせて5つの高等学校と、専修学校、大学などがありますが、様々なまちづくり活動において、その強みを十分に生かしきれているとは言えません。そこで、今後のまちづくりの担い手となりうる高校生等を生かした取組を検討する必要があります。

また、九州看護福祉大学等の包括協定大学には、公開講座の実施や講演会等への講師の派遣を依頼するとともに、特に、九州看護福祉大学とは、イベントやボランティア活動を通して学生と市民との交流を実施しています。今後も、多くの市民に公開講座や講演会などに参加してもらい、大学と一体となってまちづくりが推進できるよう、地域と大学との交流機会を増やす必要があります。さらに、卒業生の地元就職率が低迷していることを踏まえ、産学官連携強化による雇用を創出する必要があります。

現在、包括協定大学との連携により、保健師、栄養士の技術力の向上や新たな地域の健康づくりに取り組んでいます。今後も、大学との連携により、地域の健康づくりにおける施策の充実を図るとともに、保健師、栄養士の人材育成を推進する必要があります。

施策の方針

包括協定大学である九州看護福祉大学等と連携、協力し、医療・福祉分野だけでなく様々な分野において、産学官連携による人材の育成や地元への定着を推進します。



九州看護福祉大学



健康フェスタでの九看大生による血圧測定

主要施策の概要

(1) 産学官連携による人材育成・地元定着の推進 **重点施策**

- ・地域の活性化を図るため、各高等学校の特色を踏まえ、高校生と連携した取組を検討します。
- ・市民の教養の向上と生涯学習を推進するため、九州看護福祉大学をはじめとした包括協定大学と連携した公開講座や講演会の実施など、地域と大学の交流を推進します。
- ・九州看護福祉大学で学ぶ学生が、玉名に愛着を持ってもらうため、産学官連携の強化を図るとともに、大学の地域連携推進室を窓口として、市民と学生の交流事業を推進します。
- ・健康づくりに関する施策を推進するため、包括協定大学との連携により、地域の保健体制の充実を図ります。また、保健師、栄養士の現任教育等を通じた相互の連携を推進することにより、保健師の資質向上や保健サービスの充実などを図ります。

施策の目標指標

高校・大学を生かしたまちづくりの推進について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
8.5%	9.8%



中学生、高校生、大学生も参加し、まちの将来を語り合った「たまな未来カフェ」



圃場整備された農地(横島地区)

基本目標

3

賑わいと活力ある

産業づくり

第1節 主要施策1 農林業の振興

- (1) 農産物の振興
- (2) 農業基盤整備の推進
- (3) 農業経営者の育成と受け皿づくり
- (4) 森林の多面的活用と整備

第2節 主要施策2 水産業の振興

- (1) 漁業・水産基盤の整備
- (2) 漁業生産の向上

第3節 主要施策3 商工業の振興

- (1) 商店街・商業者の支援
- (2) 商業活性化の推進
- (3) 新規企業の誘致
- (4) 地場企業・起業家の支援
- (5) 就業対策の推進

第4節 主要施策4 観光・物産プロモーションの推進

- (1) インバウンド事業の推進
- (2) 着地型観光商品開発の推進
- (3) スポーツツーリズムの推進
- (4) 玉名版DMOの構築
- (5) 6次産業化の推進

第1節 主要施策1 農林業の振興

現状と課題

平成27年3月に、食料、農業、農村の在り方についての基本理念として「玉名市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。今後、本条例の周知を図り、農業の持続的発展と豊かで住みよい地域社会を実現する必要があります。

玉名市産業祭や福岡市内で開催されるイベントなどにおいて地場産品を出展するとともに、飲食店における地産地消の取組を発信しています。観光施設や飲食店の取組に対する支援を継続、強化するほか、教育機関や医療・福祉施設などにおける更なる地場産品の活用を推進する必要があります。

一方、イノシシ等による農作物の被害が深刻化しており、特に、水稲や温州みかん等の果樹を中心に被害が発生しています。収穫直前の被害が多く、農業生産意欲の減退や耕作放棄地の増加に繋がる可能性があり、被害発生を防止する必要があります。

また、農業者の高齢化、後継者不足、農産物の輸入自由化等による農業所得の減少などにより、耕作放棄地の拡大と安定した農業経営の維持が困難になると予想されています。地域農業を支える担い手への農地の集積、集約化が喫緊の課題となっており、特に、営農上や景観上配慮すべき耕作放棄地の積極的な解消が求められるため、意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織※1などの多様な経営体を育成、確保する必要があります。

農業基盤は、圃場※2の整備や面積の拡大を図る一方で、農業用水路の多くは土水路のままであり、水の流れが悪く、大雨時に湛水する地区が存在します。また、未整備の農道も多数存在しています。加えて、排水機場は稼働開始から20年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。農用地の湿田化は、機械作業や施設園芸の湛水等に多大な労力を要し、営農活動に支障をきたすため、改善する必要があります。排水機場については、地域を洪水から守る最終手段であり、防災面から重要な施設であるため、計画的に整備する必要があります。

人工林資源が、利用可能な状況になりつつある中、適切な森林整備の推進を図るため、森林整備計画を変更しています。『熊本県森林・林業・木材産業基本計画』に基づき、実情に応じた森林整備を推進する必要があります。また、市民と森林との関わりを深めたり、森林保全のための作業道として機能している林道について、通行者がいつでも安全に、安心して通行できるように、維持管理をする必要があります。

用語説明

※1 集落営農組織

集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織のこと。

※2 圃場

農産物を育てる場所のこと。

施策の方針

安全・安心な農産物の生産性の向上を図るため、農業生産基盤整備等の取組を推進します。

また、農産物加工品づくりを促進するとともに、新たな仕組みによる農業従事者の拡大を図るため、観光産業との連携や6次産業化による付加価値の向上により、営農意欲を高めるなど、多様な農業を推進します。

森林の水源かん養をはじめとした公益的機能の保全と放置林の解消を進め、健全な森林への更新に努めます。



イチゴの収穫

主要施策の概要

(1) 農産物の振興 **重点施策**

- ・農業の持続的発展と豊かで住みよい地域社会を実現するため、「玉名市食料・農業・農村基本条例」の周知や、条例に基づく施策を推進します。
- ・消費者の食に対する意識を向上させるため、安全・安心な農産物の生産、供給だけでなく、多様な機会を通じて農産物の地産地消の普及に努めます。
- ・イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を軽減させるため、県、周辺市町村、関係機関、被害地域と連携、協力しながら、実効性ある被害対策を推進します。また、捕獲された鳥獣の処置に係る対策について、調査と研究を実施します。

(2) 農業基盤整備の推進

- ・食料自給率の向上や農業の多面的機能※を維持、発揮させるため、耕作放棄地の解消に努めます。
- ・農業基盤を強化するため、圃場整備、用排水施設の整備、農道整備などを推進します。
- ・安定した農家経営ができる環境を整備するため、恒常的な浸水が見受けられる地区について、県営事業や土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、排水機場を更新します。
- ・安定した農業生産と地域住民の生命、財産を守るため、老朽化が進む海岸堤防等の海岸保全施設の整備を推進します。

用語説明

※ 農業の多面的機能

国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の、多面にわたる機能のこと。

(3) 農業経営者の育成と受け皿づくり

- 多様な経営体を確保、育成し、農業を維持、活性化させるため、農業経営に関する情報を発信するとともに、農業経営に必要な基礎的能力の習得を目的とする研修会の充実を図ります。

(4) 森林の多面的活用と整備

- 健全な森林づくりのため、管理が困難な森林や管理放棄された人工林について、針広混交林化や広葉樹林化など、公益的機能の維持、増進を図ります。
- 森林整備の効率化や林道利用者の安全を確保するため、林道の維持、保全や利便性の向上を図ります。

施策の目標指標

農業経営への対策や農林業基盤の整備など農林業の振興について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
7.4%	10.2%



トマトの収穫



みかんの収穫

◆認定農業者数の推移(4月1日現在)

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
認定農業者数	1,017	1,044	1,049	1,054	1,056

資料:農林水産政策課

◆農家数及び農業就業人口の推移

		平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
農家数 (戸)	専業	1,139	1,367	1,500	1,243	1,207
	第1種兼業	1,039	848	561	520	398
	第2種兼業	3,423	2,132	1,565	1,196	950
	計	5,601	4,347	3,626	2,959	2,555
農業 就業人口 (人)	男	4,190	4,119	3,662	3,064	2,685
	女	4,503	4,245	3,577	2,781	2,267
	計	8,693	8,364	7,239	5,845	4,952

資料:農林水産政策課

◆販売農家※数及び経営面積の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
販売農家数(戸)		4,794	4,347	3,626	2,959	2,555
経営面積 (販売農家) (単位:a)	田	424,078	406,084	355,088	321,275	313,007
	畑	31,375	28,725	26,841	23,636	24,092
	樹園地	152,331	139,700	127,271	112,327	107,624

資料:農林業センサス

用語説明

※販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売額が50万円以上の農家のこと。

第2節 主要施策2 水産業の振興

現状と課題

ヘドロの堆積や有害物の発生等による漁場環境の悪化により、特に、二枚貝の生産量が激減しています。県や各漁協と連携し、漁場の管理を実施するとともに、覆砂※1、耕うん、有害物の駆除、堆積物の除去などの漁場環境の保全、整備する必要があります。

漁港等の漁業基地については、漁港ごとに『水産物供給基盤機能保全計画』を策定し、本計画に基づく整備を推進しており、今後、漁業基地の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減に努める必要があります。

漁業生産の向上のため、県、各漁協と連携し、アサリ生息状況調査や漁港漁場施設の清掃活動を実施しています。引き続き、水産物の生息状況調査や種苗※2の放流などを行い、より高い生産性と安全性を確保し、収穫量の増加を推進する必要があります。

内水面漁業※3については、菊池川漁業協同組合、菊池川流域市町で連携し、繁殖保護、人工種苗中間育成、外来魚・カワウなどの駆除、漁場管理対策などを実施しています。河川本来の資源再生、生産力の復元に努めながら、内水面漁業を振興する必要があります。

また、県、各漁協と連携し、物揚場等の共同施設の整備を実施しています。漁業のより高い生産性と安全性を確保するため、引き続き、共同施設を整備する必要があります。

施策の方針

安全・安心な水産物の生産供給のため、覆砂、耕うん、種苗の放流、有害物の駆除、堆積物の除去などの漁場環境の保全とともに、効率的な新たな仕組みによる生産体制の構築を図ります。



アサリ貝の採取

用語説明

※1 覆砂(ふくさ)

海底や湖底など底質改善を目的として、ヘドロ等が発生し底質が悪化した底面を砂等で覆うこと。

※2 種苗(しゅびょう)

栽培・養殖漁業のために人工生産又は天然採捕した水産動植物の稚魚・稚貝などの総称のこと。

※3 内水面漁業

河川や湖沼、用水路、用水池などで行われる漁業のこと。

主要施策の概要

(1) 漁業・水産基盤の整備

- ・漁場生産の向上を図るため、県や各漁協と連携し、覆砂、耕うん、種苗の放流、有害物の駆除、堆積物の除去などの漁場環境の保全、整備を図ります。
- ・漁港等の漁業基地の長寿命化や更新コストの平準化、縮減のため、漁港ごとに策定した『水産物供給基盤機能保全計画』に基づく整備を推進します。

(2) 漁業生産の向上

- ・安全で安心な水産物を提供するため、種苗の放流等の資源管理を行い、水産物の生産性と品質の向上を図ります。
- ・内水面漁業の振興を図るため、稚魚放流の取組や魚類の産卵場の維持管理を促進します。
- ・漁業の生産体制を強化するため、安全性の確保と生産性の向上が図られる共同施設の整備を推進します。

施策の目標指標

漁場や水産基盤の整備など 水産業の振興について満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
5.0%	7.2%



海苔の摘み取り

◆漁業生産額の推移(海苔)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生産量(千枚)	157,252	143,320	117,510	151,496	146,964
生産額(千円)	1,454,290	1,058,068	1,009,521	1,518,816	1,648,937

資料：農林水産政策課

◆漁業生産額の推移(アサリ貝)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生産量(t)	93	40	0	6	0
生産額(千円)	26,631	12,204	0	2,713	0

資料：農林水産政策課

第3節 主要施策3 商工業の振興

現状と課題

消費者ニーズの多様化、車社会の進展により、市民の消費行動は、商店街等の地域型から、大型店やロードサイド店※¹などの郊外型へ変化しています。商店街は、価格競争の激化や経営者の高齢化と後継者不足などにより、空き地や空き店舗が目立つ状況となっています。

商業の活性化に向けて、玉名商工会議所、玉名市商工会、地域商店会の活動を支援するとともに、連携して活性化の核となる人材の育成や、商店街の空き地や空き店舗を有効に活用する方策を検討する必要があります。

また、商店街は多くの方が利用するため、引き続き、安全に安心して通行できる歩行空間を整備する必要があります。

中心市街地は、市の外部評価委員会の指摘を踏まえ、市全体として整合性のある活性化策に取り組むため、『玉名市中心市街地活性化基本計画』の見直しを含め、遊休地の活用方針を検討する必要があります。

高齢化が進むにつれ、買物弱者※²が増加すると予測されます。買物弱者の現状を把握するとともに、高齢者が中心商店街で日常の買い物が容易にできる仕組みの構築が求められており、有効かつ持続可能な対策を講じる必要があります。

地域の活力を維持するためには、新規企業の誘致や地場産業、起業家の育成などに取り組む必要があります。

新規企業の誘致について、市内工場適地の多くが太陽光発電用地となっており、用地確保のため、情報を収集する必要があります。

地場産業の育成について、就業者の技能向上と人材育成のため、引き続き支援していく必要があります。また、人口減により、雇用の担い手も減少しています。今後、創業者の発掘、育成、誘致など、様々な段階における支援や情報提供などを行い、新たな活力、雇用を生み出していく必要があります。

また、玉名公共職業安定所と情報交換を行い、今後の就業に向けた雇用情勢を検討しています。玉名高等職業訓練校や玉名公共職業安定所と連携し、求職者を支援するとともに、人材育成につなげるため、就業者の更なる技能向上や知識の習得などを支援していく必要があります。さらに、生産年齢人口※³が減少する中、高齢者も働きやすい環境づくりが求められており、玉名市シルバー人材センターや玉名市高齢者等就業支援センターの運営安定や、高齢者の技術習得等を支援する必要があります。

用語説明

※¹ ロードサイド店

幹線道路等に面している店舗のこと。

※² 買物弱者

流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。

※³ 生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層のこと。

施策の方針

中心市街地の個性的で魅力的な商店街の形成や、賑わい創出に取り組みます。

市内の雇用創出に多大な貢献が期待される工業用地の確保に努め、優良企業の誘致活動を推進するとともに、技術習得支援等による地場企業の活性化や創業支援に取り組みます。



下町イベントの様子



西部地区繁栄会イベントの様子

主要施策の概要

(1) 商店街・商業者の支援 **重点施策**

- ・地域商店街の活性化を図るため、商業者を対象にした各種セミナー等の開催や経営支援などを実施します。また、商店街に点在する空き店舗や空き地の再生、活用を図り、個性的で魅力的な商店街の形成や機能的な市街地空間の創出に努めます。
- ・他地域との差別化を図るため、温泉、歴史、文化、街並みなど玉名の地域資源を生かした賑わいのある商店街づくりを推進します。
- ・本市経済の健全な発展のため、玉名商工会議所や玉名市商工会など関係団体を支援します。
- ・商店街において、安全・安心で快適な歩行空間を確保するため、防犯カメラ等の整備を促進します。

(2) 商業活性化の推進

- ・中心市街地を活性化させるため、大型商業施設の跡地や市街地に点在する遊休地の有効活用策を検討します。
- ・買物弱者に対し有効かつ持続可能な支援を実施するため、関係機関と連携し、食料品等の日常生活必需品の買い物が容易にできる仕組みを検討します。
- ・地域の創業を促進させるため、関係団体と連携したワンストップ窓口を設置し、創業セミナー等を開催します。

(3) 新規企業の誘致

- ・雇用の場の確保や地域経済活性化、企業立地の加速化を図るため、学校統廃合による空き校舎活用や、民間遊休地等の情報を把握し、新たな工業用地の確保に努めます。また、進出企業のニーズに応えることのできる体制の強化を図るとともに、本市の魅力を発信し、優良企業の誘致に努めます。

(4) 地場企業・起業家の支援 **重点施策**

- 地場企業の育成を図るため、高度な技術を習得するための研修会やセミナーなどの開催を支援します。
- 新たな活力、雇用を生み出すため、観光、物産など地域資源を活用した創業を支援するとともに、玉名商工会議所や玉名市商工会など関係機関と連携し、起業家の育成や外部からの誘致に努めます。



(5) 就業対策の推進

- 求職者の安定した雇用を実現するため、玉名公共職業安定所等と連携し、若者の地元就業や失業者の再就業を支援します。また、高等学校や大学などと連携し、地元企業への就職を目的としたセミナーを開催するなど、雇用対策を充実します。
- 企業が求める人材を育成するため、玉名高等職業訓練校や熊本職業能力開発促進センター（ポリテクセンター熊本）と連携し、就業者の学習機会の創出を図ります。
- 高齢者の雇用機会を拡大するため、高齢者のニーズを踏まえた就業支援を実施します。

施策の目標指標

商店街の活性化や企業経営者への支援、優良企業の誘致など
商工業の振興について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
8.1%	11.8%



平成25年創業の誘致企業（食品加工業）



高瀬裏川花しょうぶ祭り

◆事業所数等の推移(従業者4人以上の事業所)

	事業所数(箇所)	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)
平成22年	75	2,912	5,751,852
平成23年	74	2,928	4,458,027
平成24年	76	3,062	6,411,237
平成25年	71	2,862	5,282,030
平成26年	68	2,616	4,769,955

資料:工業統計調査

◆産業別事業所従業者数等

	事業所数(箇所)	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)
食料品	16	305	332,305
衣服	4	106	37,123
印刷・出版	8	511	632,187
窯業・土石	8	99	203,646
金属製品	6	171	256,608
一般機械	6	84	118,586
その他	20	1,340	239,957
計	68	2,616	4,769,955

資料:工業統計調査(平成26年)

◆卸売業事業所数等の推移

	事業所数(箇所)	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
平成16年	149	846	34,817
平成19年	131	747	31,920
平成26年	94	528	26,428

資料:商業統計調査

◆小売業事業所数等の推移

	事業所数(箇所)	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
平成16年	754	4,026	55,832
平成19年	698	3,918	57,914
平成26年	491	2,803	47,410

資料:商業統計調査

第4節 主要施策4 観光・物産プロモーションの推進

現状と課題

人口減少による国内観光需要の減少が予測される中、外国人観光客に対する政府の様々な施策(ビザ緩和、LCC※1、MICE※2誘致、プロモーション活動など)効果により、近年、外国人観光客が増加しています。また、2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック開催が決定し、キャンプ地誘致競争の激化や、国民のスポーツに対する意識、ニーズの高まりが予想されています。

増加する外国人観光客への対応として、多言語パンフレット、多言語観光音声ガイドなどの整備は実施していますが、多言語サインやWi-Fi※3などの環境整備が不十分であり、公共施設と観光関連民間施設において外国人観光客に対する受入態勢を強化する必要があります。

新たな観光商品開発については、玉名市商工会、熊本県立大学、玉名観光協会などと産学官連携による体験プログラム「旬たまWEEK」に着手し、「玉名市ならではの」の着地型観光商品を開発しました。今後は、「旬たまWEEK」の取組を全市的な取組に拡大するとともに、県北の各地域と連携しながら、着地型観光の取組を推進していく必要があります。

また、交通アクセスの利便性が高く、温暖な気候、温泉施設など、スポーツを楽しむ環境が整っており、こうした環境を生かしたスポーツ大会、キャンプの誘致を図るとともに、既存のスポーツ資源※4を活用した取組や、アウトドア・スポーツの商品開発、愛好者の誘客などを図る必要があります。

『玉名市観光振興計画』の推進母体である玉名観光協会は、市内外の観光関係団体、民間事業所などとの連携を強化すべく、一般社団法人の法人格を取得しました。県北地域一帯の観光の玄関口として、当協会の更なる機能強化を図る必要があります。

物産振興については、異業種交流会や勉強会、個別相談会を開催し、6次産業化の意識向上を図るとともに、6次産品の更なる販路開拓を図る必要があります。

また、これまで本市の物産品として、玉名ブランド認定品と玉名物産品、6次産業推奨品のそれぞれが推奨されてきました。今後は、これらの商品の「玉名ブランド」としてのイメージアップを図る必要があります。

用語説明

※1 LCC

LCC=Low Cost Carrierの略。

従来の航空会社で行われていたサービスを簡素化、運行の効率化、運行費用の徹底した削減などにより、低価格の運賃を実現している格安航空会社のこと。

※2 MICE

企業等の会議(Meeting)、企業等が実施する報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが実施する国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称のこと。

※3 Wi-Fi

Wi-Fi=Wireless Fidelityの略。パソコンやスマートフォンなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線でネット回線に接続する技術のこと。

※4 スポーツ資源

スポーツに関する人材、施設、大会、スポーツをする自然環境などのこと。

施策の方針

地域資源を活用した着地型観光商品の開発、観光まちづくりに係る人材の育成を進め、国内外からの誘客拡大に向けて県北地域の関係機関との連携による広域的観光推進体制の構築を図ります。

市内で生産された農林水産物を活用した6次産業化商品の開発等による地域ブランドとしての「玉名ブランド」の確立とともに、国内外へのシティプロモーション活動の展開を図り、物産の流通促進による消費拡大、更なる誘客の増大を図ります。



玉名温泉

主要施策の概要

(1) インバウンド※事業の推進

・外国人観光客の利便性を高めるため、玉名観光協会や玉名温泉観光旅館協同組合など観光関連団体と連携し、多言語サインやWi-Fiなどを含めた環境整備を図るとともに、外国人観光客に対応できる人材育成等の受入態勢の充実を図ります。

(2) 着地型観光商品開発の推進

・観光地の差別化による玉名の魅力向上を図るため、玉名観光協会や玉名温泉観光旅館協同組合、薬草関連団体、九州看護福祉大学などと連携し、歴史、文化、自然、景観、食、環境など、あらゆる地域資源を生かした着地型観光商品の開発を推進します。

・周辺自治体と連携し、各地域の体験プログラムをつなぎ、歴史、文化などをストーリー化した観光商品を開発します。

・観光客誘致を図るため、「観光ほっとプラザ『たまララ』」を拠点として、観光情報の発信に努めるとともに、周辺自治体や関連団体と連携し、地域資源を生かした魅力あるイベントの開催を支援します。

(3) スポーツツーリズムの推進

・スポーツ関連の観光客誘致を図るとともに、スポーツに適した環境を生かすため、各種スポーツ団体や関連団体と連携し、観光商品のPRを行い、スポーツ大会や合宿の誘致活動を推進するとともに、既存スポーツ大会の魅力向上を図ります。

用語説明

※ インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

- ・アウトドア・スポーツ愛好者の誘客を図るため、自然環境を生かしたアウトドア・スポーツツーリズムを推進します。

(4) 玉名版DMO※の構築 **重点施策**

- ・玉名観光協会の更なる機能強化を図るため、玉名観光協会を核として、官民協働による観光地域づくりの拠点となるプラットフォームを構築し、ワンストップ化を推進します。
- ・本市へのリピーターを増加させるため、観光ガイドの発掘、育成や観光関連事業所スタッフの接遇やおもてなし力の向上に向けた取組を支援します。

(5) 6次産業化の推進 **重点施策**

- ・6次産業への参入を促進するため、講演会、事例発表会、交流会、勉強会を開催するとともに、農業所得の向上や雇用の創出、地域産業の更なる活性化を図ります。
- ・加工の研究開発から製品化までの工程における様々な課題に対応するため、専門家や専門機関と連携し、商品開発を支援します。
- ・事業者ごとの販路開拓を支援するため、一定条件を満たした商品について、6次産業推奨品として認定するとともに、展示会、商談会、PRイベントなどへの参加を推進します。
- ・地域産業の活性化を図るため、玉名ブランド認定品、玉名物産品、6次産業推奨品を含め、「玉名ブランド」のイメージアップを図ります。

施策の目標指標

観光情報の提供の在り方や観光商品の開発など観光の振興について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
7.5%	9.7%



小岱山トレイルラン大会



6次産業推奨品

用語説明

※ DMO

DMO=Destination Management/Marketing Organizationの略称。観光地域づくりを持続的戦略的に推進し、牽引する専門性の高い組織・機能のこと。

◆観光客数等の推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
観光客数 (人)	県内客	1,133,904	1,714,753	1,712,110	1,634,565	1,462,121
	県外客	558,055	684,947	691,482	733,469	733,315
	計	1,691,959	2,399,700	2,403,592	2,368,034	2,195,436
宿泊者数 (人)	県内客	34,825	34,327	29,223	26,948	31,693
	県外客	75,098	67,825	73,953	73,794	75,388
	計	109,923	102,152	103,176	100,742	107,081

資料：熊本県観光統計



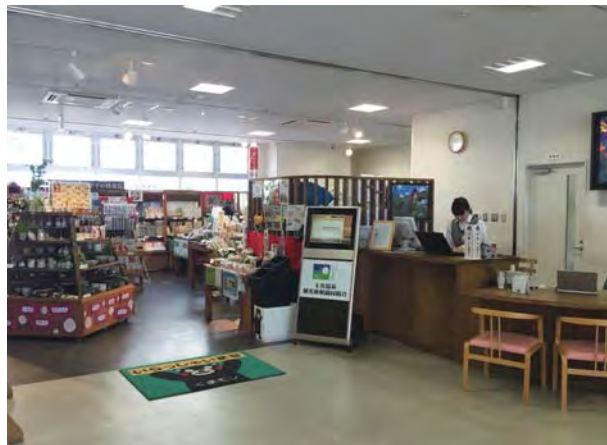
玉名温泉「足湯」



松原海水浴場



小天温泉



新玉名駅構内にある観光ほっとプラザ「たまら」



新玉名駅

第1節 主要施策1 道路交通体系の整備

- (1) 広域交通ネットワークの整備
- (2) 生活道路網の整備

第2節 主要施策2 公共交通の維持・充実

- (1) バス路線網等の維持再編
- (2) 公共交通不便地域の解消
- (3) 既存の公共交通の利便性の向上
- (4) 公共交通の利用促進

第3節 主要施策3 住環境の整備・充実

- (1) 移住・定住の推進
- (2) 新玉名駅周辺の整備
- (3) 公営住宅の整備
- (4) 公園・緑地の整備
- (5) 「花の都 玉名」づくりの推進

第4節 主要施策4 景観まちづくりの推進

- (1) 戦略的な景観づくり
- (2) 景観まちづくりに取り組む担い手づくり
- (3) 景観に対する意識づくり

第5節 主要施策5 水道・下水道等の整備

- (1) 水道の整備
- (2) 下水道等の整備

第6節 主要施策6 情報・通信基盤の整備

- (1) 地域情報化の推進

第1節 主要施策1

道路交通体系の整備

現状と課題

国道208号玉名バイパスの開通や九州新幹線の全線開業など広域的交流基盤の充実と市域の幹線道路との連携を進めていますが、広域交通ネットワークを更に充実したものとするため、市内の東西、南北地域の連携、交流のための交通体系を整備する必要があります。

生活道路について、公共交通や自転車などを利用しやすい環境を整備するため、舗装、新設・改良、側溝改良などの整備が求められています。これらの整備を計画的に実施することにより、市民の利便性向上と安全の確保を図る必要があります。

また、南部地域から中心市街地へのアクセスが、JR鹿児島本線で分断されているため、主要な公共施設等を結び、市全域から中心拠点へのアクセス利便性を向上させるための幹線道路整備を推進する必要があります。

道路橋等の老朽化が進んでいます。老朽化した道路の計画的な改修とともに、道路橋は、平成26年度の法令と政省令の改正に沿ったメンテナンスサイクル^{※1}の構築を行い、義務的点検と長寿命化^{※2}を図る補修を進める必要があります。

施策の方針

広域的な交流と連携に向けて、国道208号玉名バイパスについて、交通量を考慮しながら4車線化に向けて働きかけます。有明海沿岸道路(Ⅱ期)計画の熊本市～大牟田市間について、全線の国直轄による早期整備を要望するとともに、長洲町～大牟田市間について、早期着工を要望します。

また、主要施設へのアクセス道路の充実に努めるとともに、市域の一体的な発展を図るため、市域内交通のネットワークを整備し、利便性と定時性の確保に努めます。

さらに、既存道路や道路施設の計画的な改修、適正な維持管理に努めます。

◆市道の整備状況

	延長 (m)	歩道延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)	改良済 (m)	舗装済 (m)
1級	127,959.4	28,472.4	90.7	98.9	116,000.0	126,516.8
2級	74,344.3	5,560.6	73.7	99.3	54,816.0	73,821.8
その他	642,679.8	9,652.9	41.1	99.4	263,842.9	638,946.6
合計	844,983.5	43,685.9	51.4	99.3	434,658.9	839,285.2

資料：市道台帳(平成28年4月1日現在)

用語説明

※1 メンテナンスサイクル


安全・安心等を確保するため、点検→診断→措置→記録の業務サイクルを永続して、予防的な保全を進めること。

※2 長寿命化

老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在求められている水準まで引き上げること。

主要施策の概要

(1) 広域交通ネットワークの整備




- 広域的な交流と連携を図るため、暫定2車線で開通した国道208号玉名バイパスについて、交通量を考慮し、4車線化に向けた完全整備を促進します。
- 新玉名駅周辺の利便性を高めるため、県道玉名立花線等のアクセス道路の整備を進めます。
- 広域幹線道路である国道や県道に係る事業を促進するため、積極的な要望活動を展開します。
- 有明海沿岸道路(Ⅱ期)の熊本市～大牟田市間の早期完成を図るため、全線の国直轄による早期整備を要望するとともに、長洲町～大牟田市間について、早期着工を要望します。
- 市域の一体的な発展を図るため、市域内交通のネットワークを整備し、市域内交通の利便性と定時性の確保を図るとともに、都市の骨格をなす都市計画道路※について、路線の整備見直しを検討したうえで、計画的、効率的な整備に努めます。

◆都市計画道路の整備状況

	路線数 (本)	計画延長 (km)	整備状況 (km)	整備率 (%)
都市計画道路	20	48.6	32.1	66.0

資料：都市計画現況調査(平成28年3月31日現在)

(2) 生活道路網の整備 **重点施策**

- 市民の利便性の向上と安全を確保するため、通学路等の市民生活に最も密着し、市域内の交通ネットワークを担う生活道路網の計画的な整備を図ります。
- JR鹿児島本線より南部方面から中心市街地への交通アクセスを向上させるため、市道岱明玉名線について、平成32年度の全線供用開始を目標に整備するとともに、国道208号から国道208号玉名バイパスをつなぐ都市計画道路玉名駅平嶋線について、県の境川改修計画と調整を図りながら、整備に向けて検討します。
- 小島橋を利用する市民の利便性を向上させるため、市道小浜繁根木線の道路拡幅や砂天神踏切の拡張を図るとともに、小島橋から市道松木六田線への取付道路等の整備を検討します。
- 老朽化した道路橋の整備を図るため、メンテナンスサイクルの構築を目指し、早急に体制を整備するとともに、長寿命化を図り、適切な維持管理に努めます。

施策の目標指標

幹線道路や生活道路の整備について
満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
18.1%	18.6%

用語説明

※ 都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

第2節 主要施策2 公共交通の維持・充実

現状と課題

市内の公共交通機関は、九州新幹線新玉名駅、JR鹿児島本線3駅(玉名駅、肥後伊倉駅、大野下駅)を軸とする鉄道と、玉名駅を基軸とした路線バスを中心に、市内各地区や玉名温泉など主要な観光地、周辺市町を接続しています。また、路線バスの廃止に伴って、地域内の交通手段として予約制乗合タクシーが3地域(滑石・岱明地域、大浜・横島地域、天水・河内地域)で運行することにより、市民の移動手段として機能しています。

車社会の進展と人口減少により、交通事業者の経営環境が悪化するものの、超高齢社会の到来や都市機能の郊外分散に伴い、日常生活を支える公共交通サービスが益々必要となっています。公共交通サービスの更なる効率化と利便性の向上を図ることにより、利用者の増加、経営の安定に努める必要があります。

市内には、公共交通のサービス圏から外れる地域があります。鉄道、路線バス、予約制乗合タクシーなどが利用できない公共交通不便地域は、市民の円滑な移動を制限し、生活の利便性を損なっており、対策を講じる必要があります。

施策の方針

効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を目指し、バス路線の運行効率化や公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、公共交通の利用促進に取り組みます。

また、交通拠点機能の充実のため、駐車場の整備等、利用者の利便性を向上させます。



予約制乗合タクシー(しおかぜタクシー:滑石・岱明地域)



予約制乗合タクシー(いちごタクシー:大浜・横島地域)

主要施策の概要

(1) バス路線網等の維持再編

・安全で安心して地域で暮らせる環境の確保、気軽に外出ができる移動手段の確保、環境への負荷軽減などを図るため、市街地循環バスのように、市民のニーズに応じた地域公共交通体系の再構築を図り、持続可能で効率的な地域公共交通体系の実現を目指します。

(2) 公共交通不便地域の解消

・市内の公共交通不便地域の利便性を向上させるため、それぞれの地域特性に応じた最善の公共交通サービスの導入を検討します。

(3) 既存の公共交通の利便性の向上

・既存公共交通の利便性を向上させるため、市内と市外を結ぶバス路線について、路線ごとに利用実態やニーズを把握し、適宜、見直しを行い、サービス水準の向上に努めるとともに、バス停の待合環境の充実を図り、誰もが利用しやすく、便利で快適に利用できる公共交通サービスの提供を目指します。

・既存公共交通の利便性向上と交通拠点機能の充実を図るため、玉名駅、新玉名駅における、路線バスと鉄道との乗継利便性の向上を図るとともに、駐車場整備等を実施します。

(4) 公共交通の利用促進

・地域に役立つ公共交通の実現とその利用促進を図るため、市民自らが交通問題に対して、主体的に考え行動するように、市民意識の醸成を図ります。また、各公共交通機関の連携強化や、公共交通機関と商店街、観光施設、医療・福祉施設などと連携し、市民にとって、利用しやすい公共交通サービスの構築を図ります。

施策の目標指標

バス等の公共交通機関について
満足している市民の割合

現状値
(平成27年度)

12.9%

目標値
(平成33年度)

14.4%



市街地循環バス

第3節 主要施策3

住環境の整備・充実

現状と課題

人口減少が進む中、都市としての活力を維持するためには、新たな人の流れを生み出す必要があります。各種アンケート調査によると、福岡都市圏や関東、関西圏から本市への移住に関心を示している人がいる一方、関東、関西圏では本市を知らないという回答結果が多く出ています。そのため、移住・定住に関する情報を更に発信する必要があります。

また、九州新幹線全線開通と新玉名駅へのアクセス道路の整備により、広域的な交通体系が形成されましたが、その玄関口である駅周辺に新たな産業や交流機能の立地が進んでおらず、民間活力による開発を誘導し、支援する必要があります。

公営住宅は、『玉名市公営住宅等長寿命化計画』に基づき、計画的に改修することにより、既存住宅の有効活用やコスト縮減に向けた取組を進めています。しかし、使い勝手の悪さ、経年による劣化、高齢者向け住宅の不備などにより、公営住宅の需要は低下しています。福祉住宅や災害時の緊急利用など、既存ストックを有効活用するとともに、建替え等を含めて本市が保有すべき適正なストック数について検討する必要があります。

公園や緑地は、日々の生活に潤いをもたらす、憩いの場であるだけでなく、災害時には避難場所や避難所としての機能を果たします。『玉名市都市公園施設長寿命化計画』に基づき、市内の都市公園や緑地の計画的な再整備を推進するとともに、市民との協働により適切な公園管理を進める必要があります。

花と緑があふれるまちづくりを目指し、「花の都 玉名」づくりを進めており、活動する団体、人材を育成する必要があります。

施策の方針

市民が、安心して暮らせる住環境の実現を図るとともに、本市の魅力や資源を生かした移住・定住促進に向けた取組を推進します。

新玉名駅周辺整備構想区域について、民間活力による開発を誘導し、支援するとともに、事業者の進出時には、無秩序な開発にならないよう努めます。

公営住宅の計画的な維持管理を進めるとともに、移住・定住希望者等の住まいとして空き住戸を活用することを検討します。

公園や緑地について、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、「花の都 玉名」づくりを目指した各種団体による活動を支援します。



新玉名駅周辺整備構想区域図(35.6ha)



新玉名駅周辺の様子

主要施策の概要

(1) 移住・定住の推進 **重点施策**

・人口の減少傾向を抑制し、新たな人の流れを創るため、自然環境や新玉名駅など本市の魅力や地域資源を生かした移住・定住促進に向けた取組を推進します。



(2) 新玉名駅周辺の整備 **重点施策**

・優良な農地が広がる玉名平野の北西部に位置する新玉名駅周辺整備構想区域は、民間活力による開発を更に促進させるため、近隣地域の都市施設の整備状況等も踏まえた土地利用の在り方を検討し、一体的で統一感のある開発を積極的に推進します。



(3) 公営住宅の整備

・公営住宅を安全で快適な住まいとするため、『玉名市公営住宅等長寿命化計画』に基づき、計画的に改修するとともに、建替えについても検討します。

(4) 公園・緑地の整備

・都市環境の向上を図るため、市民生活に安らぎや潤いをもたらす公園や緑地は、今後も現在の数を維持するとともに、利用者の安全を確保するため、『玉名市都市公園施設長寿命化計画』に基づき、適切な再整備や管理に努めます。



・都市公園や緑地を活用してもらうため、広く市民に憩いの場としての利用を促進するとともに、地域住民の管理を支援します。

(5) 「花の都 玉名」づくりの推進

・花と緑があふれるまちづくりを推進するため、各小中学校や各種団体による「花の都 玉名」づくりを推進するとともに、継承していく人材の育成を支援します。

施策の目標指標

定住促進の活動や公営住宅の整備、公園や緑地の整備などについて満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
13.0%	13.9%

◆公園・緑地の状況

	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地	広場公園	計
箇所数	40	1	1	1	1	9	3	56
面積 (ha)	6.84	1.13	6.52	21.45	18.85	10.5	2.17	67.46

資料：都市公園等整備現況調査（平成28年3月31日現在）



花づくり



公営住宅

第4節 主要施策4 景観まちづくりの推進

現状と課題

地域特有の自然や歴史を背景として、先人たちの営みによって育まれた魅力的な景観資源を有しています。地域の特性を生かしたより良い景観形成のためには、市民がこれを学び、意識し、誇りを持って自ら語っていくための仕組みをつくる必要があります。

また、良好な景観形成に向けて、行政、市民、事業者などが、景観形成の目標を共有し、連携を図るとともに、玉名市らしい景観の独自性、歴史、文化を受け継ぎ、活用していく担い手を確保する必要があります。



景観形成推進地区：山田日吉神社周辺地区

施策の方針

菊池川が育んだ味わい深い景観の価値を高め、市民自らが誇りを持って語り、未来へ引き継ぐために、「玉名の景観を効果的にみせる戦略的な景観づくり」、「市民、事業者をはじめ、景観まちづくりに取り組む担い手づくり」、「景観に対する意識づくり」を推進します。



景観形成推進地区：石貫安世寺地区

主要施策の概要

(1) 戦略的な景観づくり

- ・玉名市らしい、魅力的な景観をみせるため、眺望点等の掘り起こしや、景観資源が持つ特長や独自性、歴史、文化を捉えた情緒ある演出をするなど、戦略的な景観づくりを推進します。
- ・積極的に景観誘導を行い、効果的な景観形成を図るため、『玉名市景観計画』に基づき、景観まちづくりの熟度に合わせた景観形成基準※を設定します。

(2) 景観まちづくりに取り組む担い手づくり

- ・脈々と受け継がれてきた景観を後世に残し、良好な景観形成を進めるため、景観まちづくりに携わる人材との連携を強化するとともに、担い手の裾野を広げ、育成する取組を推進します。

(3) 景観に対する意識づくり

- ・良好な景観形成には、市民一人一人が景観に興味、関心を持ち、「景観を良くしよう」とする意識を持つことが重要であるため、景観づくりの意義や重要性だけでなく、景観資源やその資源の歴史的・文化的背景についても発信し、市民が玉名の景観の価値を認識し、誇りを醸成する取組を推進します。

施策の目標指標

街並み景観や自然の景観について満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
13.2%	14.2%



新玉名駅周辺の様子



蛇ヶ谷公園

用語説明

※ 景観形成基準

良好な景観を形成するために景観計画に定められた建築物の色彩や意匠、使用する材料など、行為の制限基準のこと。

第5節 主要施策5 水道・下水道等の整備

現状と課題

水道は、安全で良質な水を安定的に供給し、市民の生活環境の改善に寄与するものです。安全で良質な水を安定的に供給するため、効率的に経営する必要があります。また、更新時期を迎えている水道施設について、計画的な更新を進める必要があります。

一方、下水道等は、生活環境や公衆衛生の向上に寄与するものであり、汚水処理施設の有する特性、経済性などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備を実施する必要があります。また、下水道施設(処理場、ポンプ場、管渠)の老朽化が進んでいるため、ストックマネジメント計画を立て、改築、更新する必要があります。さらに、水環境を守るため、公共下水道や農業集落排水以外の区域における合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。

施策の方針

水道については、市民生活に必要不可欠なものという視点から、信頼できるライフラインを目指し、水源の確保と有効利用に努めるとともに、施設の適正な整備や更新を行い、経営の効率化を推進します。

下水道等については、生活環境や公衆衛生の向上、浸水の防止、海や川などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に応じた整備を進めるとともに、下水道施設の適正な維持管理、経営の効率化を推進します。

◆上水道事業整備状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域内人口(人)	69,587	69,182	68,777	68,060	67,577
給水人口(人)	49,322	49,543	49,742	49,316	48,833
普及率(%)	70.88	71.61	72.32	72.46	72.26

資料：地方公営企業決算状況調査

◆簡易水道事業整備状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域内人口(人)	69,587	69,182	68,777	68,060	67,577
給水人口(人)	1,644	1,633	1,572	1,508	1,468
普及率(%)	2.36	2.36	2.29	2.22	2.17

資料：地方公営企業決算状況調査

◆汚水処理の整備状況(公共下水道、農業集落排水、浄化槽整備の合計)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域内人口(人)	69,587	69,182	68,777	68,060	67,577
汚水処理人口(人)	56,027	56,150	58,395	58,977	58,325
普及率(%)	80.51	81.16	84.90	86.65	86.31

資料：汚水処理人口普及状況総括表

主要施策の概要

(1) 水道の整備

- ・安全で良質な水を安定的に供給するため、給水区域の拡張、老朽化した施設や配水管の更新を推進します。また、人材の育成、活用、管理運営の見直しなどを行い、経営の効率化を推進します。
- ・水道は、市民生活や産業活動に必要不可欠であるため、配水池やポンプ室などの基幹構造物や管路の耐震補強や更新を計画的に実施します。

(2) 下水道等の整備

- ・公共用水域の水質保全や快適な市民生活の向上を図るため、引き続き、全体計画区域内の認可拡張を実施し、早期完了を目指すとともに、効率的かつ適正な整備を実施します。
- ・下水道施設の維持、機能継続を図るため、『玉名市公共下水道ストックマネジメント計画』に基づき、設備等の更新を計画的に実施します。
- ・新玉名駅周辺の汚水を適正に処理するため、『新玉名駅周辺地域等整備基本計画』や『玉名市都市計画マスタープラン』を踏まえ、開発状況に応じた整備に努めます。
- ・浸水被害の軽減を図るため、雨水対策については、今後の整備手法等を検討します。
- ・生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽に関する啓発活動に努めるとともに、個人設置型浄化槽の設置支援や、市町村設置型浄化槽の整備を推進します。
- ・地域の実情に応じた効率的かつ適正な、農業集落排水処理施設の整備を図るため、経年劣化による機能低下が懸念される汚水処理場等の改修を計画的に実施し、機能強化に努めます。

施策の目標指標

水道や下水道などの整備について 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
25.0%	26.5%

第6節 主要施策6 情報・通信基盤の整備

現状と課題

ICT^{※1}の急速な進展により、あらゆる情報(経済、教育、労働など)を、いつでもどこでも利用することができるなど、日常生活においても大きな変化をもたらしている中、超高速ブロードバンド網^{※2}の整備については、民間事業者が主体で実施していますが、費用対効果の関係等で情報通信環境の遅れや情報格差が生じています。



施策の方針

情報通信環境の格差解消に向けた取組に努めます。スマートフォンやタブレット端末などの移動携帯の普及に対応するため、情報通信のセキュリティの確保に留意した無線LAN用アクセスポイントの設置等を検討します。



用語説明

※1 ICT

ICT=Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称のこと。

※2 超高速ブロードバンド網

中継局からユーザーまで光ファイバを敷設する回線方式のこと、及び下り伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネット等のこと。

主要施策の概要

(1)地域情報化の推進

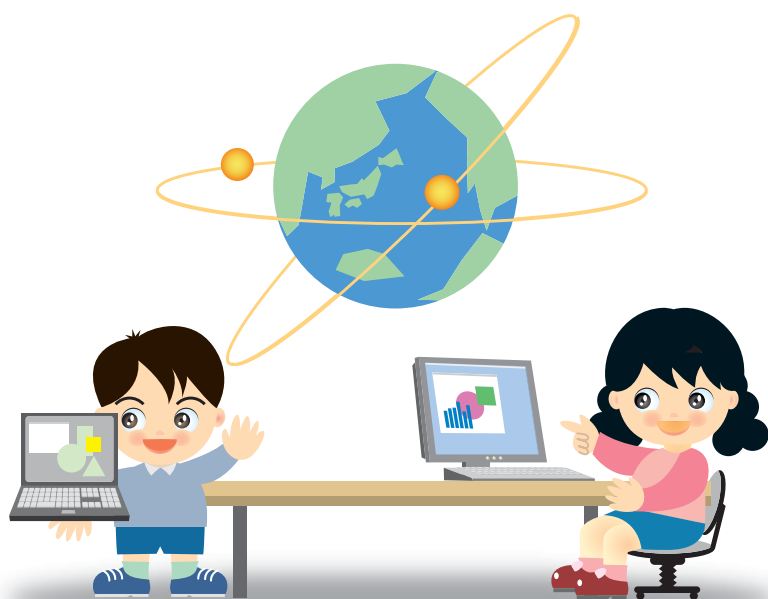
- ・情報通信環境の格差の解消を図るため、超高速ブロードバンド網の整備について、通信事業者等への働きかけに努めます。
- ・地域の特性に応じた無線LAN等のインフラ整備を検討します。

施策の目標指標

超高速ブロードバンド網の整備等について
満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
(10.9%) [※]	12.4%

※平成27年5月に実施した市民意識調査では、該当する設問がないため、関連する項目を参考に現状値を仮設定しています。





保育所

基本目標

5

健康で安心な

福祉づくり

第1節 主要施策1 健康づくりの推進

- (1) 保健活動の拡充
- (2) 健康な体づくり
- (3) 食育の推進
- (4) 保健・医療体制の充実

第2節 主要施策2 子育て支援の充実

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 子ども・子育て支援の推進
- (3) 母子保健の向上

第3節 主要施策3 地域福祉の充実

- (1) 障がい者支援の充実
- (2) 高齢者支援の充実
- (3) 地域で支え合う体制の充実
- (4) 生活困窮者対策の充実

第4節 主要施策4 医療保険制度の維持

- (1) 医療費の抑制
- (2) 国民健康保険制度の安定化

第1節 主要施策1 健康づくりの推進

現状と課題

平均寿命が延びる中、誰もが健やかに暮らすことができる環境をつくることで健康寿命を延ばすことが重要となっています。

少子化の進展や、人と人とのつながりが希薄化する中、複合した問題を抱えた母子等の相談事例が増えています。解決が難しい個別相談事例は、速やかに関係機関と連携、調整し、支援する必要があります。また、関係機関と支援体制の課題を共有し、その対策を検討していく必要があります。

医療機関と連携し実施している予防接種について、個別勧奨通知や広報紙、ホームページなどで周知、啓発を実施していますが、病気の予防、重症化の更なる防止のため、接種率向上に取り組む必要があります。

歯の健康は、健康増進を図るうえで重要です。乳幼児期からのむし歯を予防するため、フッ化物洗口※1や仕上げ磨きなどを推進しており、今後も継続する必要があります。また、成人期以降における歯の喪失の主な原因は、歯周病であり、早産や糖尿病の悪化も歯周病が一因と考えられています。歯周疾患健診受診者の増加により、歯周病を有する人の割合を減少させるとともに、早産や糖尿病と歯周病との関連を周知していく必要があります。

糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化予防において、本市の特定健診※2の受診率は、国、県平均より低いものの、特定保健指導率※3は、国、県平均より高い状況にあります。今後は、検査項目の充実等による特定健診の受診率向上や、保健指導の充実に取り組むとともに、若年者に対する健康診査の機会を提供し、保健指導を実施していく必要があります。

がん検診については、市民への意識啓発と受けたい検診の体制づくりに努める必要があります。

近年、増加している生活習慣病は、偏った食生活、運動不足、飲酒習慣、喫煙、ストレスなどが原因です。その予防のため、地域全体の健康教育等による啓発や関係機関と連携し、生活習慣改善のための支援体制の整備に取り組む必要があります。特に、食生活は、個人と地域特有の食習慣の影響も大きく、子どもの頃から食に関する知識や理解を深め、食べる力、生きる力を身につけ、実践できるように関係機関と連携を図り、食育を推進する必要があります。

保健・医療体制について、軽度の疾患には身近で信頼のできる「かかりつけ医」を持つことを推進しています。しかしながら、重症患者の対応や、夜間や休日における救急医療については、地域外の病院に頼らざるをえない状況もあります。今後とも、診療科の充実と、救急医療体制や地域完結型医療体制※4の充実を図る必要があります。

用語説明

※1 フッ化物洗口

フッ化物洗口液を用いてうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、むし歯を予防する方法のこと。

※2 特定健診

医療保険に加入している40歳以上75歳未満の人を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査のこと。

※3 特定保健指導率

特定健診においてメタボリックシンドローム該当者及びその予備群となった人を対象とした生活習慣改善に向けたサポートを受けた人の割合のこと。

※4 地域完結型医療体制

医療機能の分化、連携(医療連携)を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される体制のこと。

保健センターは、市民に密着した健康相談、健康教育などの健康支援サービスを総合的に実施する拠点です。今後も、健康サービスを総合的に実施することにより、市民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上を図る必要があります。

ストレス過多の社会の中で、誰もが心の健康を損なう可能性があります。一人一人が、心の健康問題の重要性を認識し、問題を抱える人に、身近な人が適切に対処できるよう、心の健康に関する理解を深める必要があります。

施策の方針

生涯を通じて心身ともに健康な生活が送られるように、子どもの頃からの健康な生活習慣づくりを支援するとともに、ライフステージに応じた保健予防活動等の取組を推進します。

安心して暮らせるように、医療機関の機能分担と連携を図り、救急時にも対応できる地域医療体制を整備するとともに、個々の疾病に対する予防対策と、保健・医療の連携に努めます。

◆各種健康診査の受診件数状況

(単位:件)

	特定健診	胃がん	乳がん	子宮ガン	肺がん	大腸がん
平成23年	4,374	2,859	2,190	2,096	9,108	4,277
平成24年	4,625	2,893	1,759	1,789	8,734	4,007
平成25年	4,601	2,756	1,838	1,778	8,338	4,439
平成26年	4,610	2,796	1,458	1,489	8,570	4,736
平成27年	4,618	2,856	2,429	2,422	8,612	5,269

資料:保健予防課、保険年金課

◆死因別死亡者の推移

(単位:件)

	がん	心臓疾患	脳血管疾患
平成23年	172	121	57
平成24年	189	139	86
平成25年	187	157	71
平成26年	191	133	75
平成27年	192	121	65

資料:保健予防課




玉名保健センター

主要施策の概要

(1) 保健活動の拡充

- 複合した問題を抱えた母子等の相談事例が増えているため、随時、保健、医療、福祉、地域などの関係機関と連携し、支援に努めます。また、広域のネットワークとしては、関係機関と相互連携を図り、支援体制の仕組みづくりに努めます。
- 市民一人一人が、健やかで心豊かに生活できるようにするため、各校区の健康づくりの取組や、健康づくり推進協議会、食育推進連携会議、有明保健医療福祉連携会議などを活用し、関係機関との連携の強化を図ります。
- ウイルスや細菌による感染症に対する免疫を獲得し、病気にかからないようにするため、関係機関と連携し、予防接種の意義の啓発等による予防接種率の向上と安全な予防接種の実施体制づくりに努めます。
- 歯・口腔の疾患は、身体的な健康だけでなく、精神的な健康にも大きく影響するため、乳幼児期や学齢期において、フッ化物洗口や歯科指導の充実による、むし歯予防を推進します。
- 歯周病が及ぼす影響の周知や歯周疾患健診の受診の促進などにより、妊娠期の歯科健診の啓発や成人期等における歯周病予防を推進します。
- 糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健診の受診率の向上や特定保健指導の充実に努めるとともに、若い人を対象とした若人健診の受診勧奨を積極的に推進します。
- より良い生活習慣をつくるため、地域全体への健康教育等による啓発や関係団体と連携し、生活習慣改善のための支援体制の整備に努めます。
- がんによる死亡者を減少させるため、がん検診の充実に努めるとともに、早期にがんを発見できるよう、受診率の向上に努めます。

(2) 健康な体づくり

- 生涯を通じて健やかな生活を送れるようにするため、市民一人一人の健康な生活習慣づくりを支援します。
- 長期にわたり進行する循環器疾患について、個人のライフサイクルに対応するため、早期発見や早期治療、適切な生活習慣への改善など、生涯にわたり継続して予防できる仕組みづくりに努めます。
- 糖尿病の発症や重症化を予防するため、医療機関と連携し、保健医療連携体制や保健指導の充実に努めます。

(3) 食育の推進

- 市民一人一人が健全な食生活を実践できるようにするため、食生活改善推進員（ヘルスメイト）や関係団体が、地域で実施する食を中心とした健康づくり活動を支援します。
- 豊かな食生活を送ることは、生涯を通じた生活の質に大きく影響するため、『第3次玉名市食育推進計画』に基づき、家庭、幼稚園、保育所、学校、生産者、流通、消費者など多様な関係者と連携し、市民が食に関する正しい知識を身につけ、健康的な食生活が実践できるよう取り組みます。
- 食べることは、すべての人にとって大切なことであり、食の安全や安心を確保するため、地域産物の生産、流通、消費に対する市民意識の醸成に努めます。

(4) 保健・医療体制の充実 **重点施策**

- 地域完結型医療体制を構築するため、平成30年度をめどに玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センターと公立玉名中央病院の経営統合に努めます。さらに、平成32年度には、地域の基幹病院となる新たな病院を新幹線新玉名駅周辺に開院し、医師の集約化による診療科の充実を図り、課題である夜間や休日の医療提供をはじめ救急時や災害時に対応できる医療機関の整備に努めます。
- 疾病予防の観点から、健診センターの業務拡張と玉名郡市医師会との強固な連携のもと、関係機関と協力し、地域完結型医療体制の整備に努めます。
- 市民の健康づくりを推進するため、保健センターの設備と専門職の充実を図るとともに、スタッフの質の向上に努めます。
- 実態に応じた保健活動を実施するため、住民に直接関わることでできる保健師と栄養士の地区担当制により、支援を必要とする対象者の把握に努めるとともに、地域診断※による地域ニーズにあった保健活動の充実を図ります。
- 心身の健康づくりのため、こころの健康に関する啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、気軽に相談できる場の提供と体制の充実を図ります。
- 健康、経済、生活などの複数の問題を抱えている人の自殺を防止するため、総合的に対応できる相談体制の充実を図ります。

施策の目標指標

健康づくりに向けた取組や医療の提供体制について満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
11.8%	14.3%



ヘルスマイト研修

集団健診が、7月下旬から玉名市内で実施されます。自分ごとの健診を受診するののかの確認や、事前に問診票の記入を済ませておくなど、受診の準備をしておきましょう。

その他、受診にあたっての注意事項もあります。事前に、受診券に記載されている内容を、十分に読んでおきましょう。

国保特定健診・がん検診（集団健診）

健診申込書の集団健診受診を申し込んだ人が対象です。（特定健診は、国保加入の40歳から74歳までの人。過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人で、検査を希望する人は健診時に申し出てください）

※まだ申し込みをしていない人や申込書が届いていない人で、特定健診・がん検診の受診を希望する人はご連絡ください。

転校・肺がん検診

40歳から65歳未満の希望者と65歳以上の全員に、受診券を郵送します。（受診券がない人も、会場で受診できます）

【国保特定健診、がん検診など】

集団健診

が、始まります。

受診券・問診票は、伝呼・項目・天水地区が7月下旬頃、玉名地区が7月下旬頃に送付予定です。健診で、病気予防に努めましょう！

問い合わせ先

保険年金課 (☎ 75・1117)
玉名健康センター (☎ 72・4185)

健診の周知（広報たまな）

用語説明

※ 地域診断

対象となる地域について、客観的指標やきめ細かい観察から、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、健康問題を構成する要素を分析して、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

第2節 主要施策2 子育て支援の充実

現状と課題

安心して子どもを産み育てることができるよう、また、主役である子どもの育ちが確実に保障されるよう、子育て環境の整備に努めてきました。しかしながら、核家族や共働き世帯の増加、就労形態の変化などに伴い、子育て世帯におけるニーズはますます多様化しており、それに対応していく必要があります。

教育・保育ニーズに対して、保育サービスの量が不足し、待機児童が増加しているため、適切な保育サービスを提供する必要があります。また、子ども・子育て支援事業として、延長保育事業、一時預かり事業などを実施していますが、今後も、利用の増加が見込まれており、ニーズに対応できる供給体制を整備する必要があります。

ひとり親家庭において、子育てと就労の両立は厳しい状況であり、就労しながらも収入は低く、経済的基盤が安定していない世帯が多いため、ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障する必要があります。

近年、児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)^{※1}が急増し、深刻な社会問題となっています。児童虐待防止に向けて気軽に相談できる体制を整備するとともに、適切に支援するため、関係する機関と更なる連携の強化を図る必要があります。

また、年々、特別な支援が必要な子どもが増えており、療育^{※2}の申請が増えています。国(県)の療育事業が見直されることもあり、市としても関係各部署が連携

して体制を組み立て直す必要があります。加えて、家族等への支援の充実や、特定教育・保育施設、学童保育での受入を推進する必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、育児不安、育児ストレスを抱える母親や、産後うつになる母親などが増えています。関係機関が連携し、親への意識啓発や子どもの成長に応じた支援を切れ目なく実施していく必要があります。

用語説明

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

家庭内における暴力行為。身体的な暴力行為のほか、精神的、性的暴力も含む。Domestic Violenceの略。

※2 療育

手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援をすること。

施策の方針

子育て世代が安心して妊娠や出産を迎え、教育・保育サービスや、延長保育、休日保育などのサービスをはじめ、子どもの成長に応じた切れ目ない支援のもとで子育てができる環境を整備します。

◆未就学児の推移


(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳	499	544	496	506	525
1歳	575	510	561	506	514
2歳	561	584	527	561	517
3歳	553	557	597	537	568
4歳	578	541	561	591	542
5歳	566	586	548	550	591
計	3,332	3,322	3,290	3,251	3,257


資料:住民基本台帳(各年度3月31日現在)

主要施策の概要

(1)教育・保育サービスの充実

- ・子育て家庭のニーズに応じた質の高いサービスを提供するため、教育・保育サービス事業者等と連携し、施設整備や保育の質の向上に取り組みます。

(2)子ども・子育て支援の推進 **重点施策**

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業など、ニーズに応じた事業の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健全な成長を保障するため、多様な家庭環境等の現状を踏まえた総合的な支援策を推進します。
- ・近年急増している児童虐待やドメスティック・バイオレンスを防止するため、家庭児童相談、婦人相談などを通じて問題の早期発見に努めるとともに、「玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会」での協議を重ねながら、きめ細やかな対応を図ります。
- ・地域子育て支援拠点施設を中心に保育所や児童館などが連携し、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援を実施するための環境整備を図ります。
- ・療育の申請に対応するため、有明地域療育センター事業の見直しに合わせ、関係各部署と連携し、総合的な療育指導や助言に努めます。
- ・心身の発達に遅れや障がいがあり、継続的な療育等が必要な子どもや家族、また、個別的配慮が必要な子どもや家族に対応するため、乳幼児期の保育や教育に携わるスタッフの連続性ある支援体制の充実に努めます。

(3) 母子保健の向上

- 安心して産み育てることができる環境をつくるため、家庭訪問、健康診査、育児相談、母子保健推進員活動など切れ目ない相談体制の充実を図り、ケースに応じた保健指導や支援により、母子保健の向上を推進します。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図るため、関係機関と地域とのネットワークを構築します。
- 少子化対策や子育て環境の充実、定住人口の増加に寄与するため、中学生までの医療費無料化を継続して実施します。



乳幼児健康検査

施策の目標指標

子育て支援に向けた取組について 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
10.9%	14.4%



子育て支援センター



学童クラブ



保健師による家庭訪問

第3節 主要施策3 地域福祉の充実

現状と課題

障がい者福祉について、『玉名市障がい者計画』と『玉名市障がい福祉計画』に基づき、福祉サービスを提供しています。今後も、個人の多様なニーズに対応する福祉サービスの量的、質的な充実を図っていくとともに、障がい者の自立促進や家族の負担軽減を図る必要があります。

また、障がい福祉サービスの仕組みは、多様かつ複雑であることから、障がいの特性に配慮し、きめ細やかな情報提供を継続する必要があります。

さらに、障がい者に対する差別や偏見を解消するため、障がいに対する理解を深める必要があります。

高齢者福祉について、高齢者の増加とともに、要介護（要支援）認定者が更に増加することが予測されます。介護サービスは、『玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画』に基づき、提供しています。要介護（要支援）認定者が、希望するサービスを十分利用できるだけのサービス提供量の確保と、安心して利用できるようにサービスの質の向上に取り組む必要があります。

要介護（要支援）認定者の中には、身体介助を伴わない生活支援や通いの場のみを必要とされている人や、要介護（要支援）認定を受けていない人の中にも、生活支援が必要な人が多く存在しています。介護予防事業実施に当たっては、地域の公民館の活用等で充実が図られていますが、多くの課題もあり、改善する必要があります。

また、高齢者自身で生活の質を高め、充実した高齢期を送れるよう、生きがいづくり活動を支援し、高齢者の地域参加、社会参加の促進に取り組む必要があります。

高齢単身世帯の増加や近隣住民との関係の希薄化などにより、孤立する高齢者の増加が予測されます。さらに、超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者は大幅に増加していくことが予想されます。そのため、高齢者の見守りの更なる充実を図るとともに、認知症の人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活していけるよう、支え合える環境をつくる必要があります。

地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を受け、各種の介護・福祉サービスの紹介や調整を行ったり、医療や福祉関係機関等と連携して、問題の解決に取り組んでいます。地域ケア会議^{※1}や在宅医療介護と連携した体制づくりに加えて、認知症対策や介護予防・日常生活支援総合事業^{※2}の移行に伴う業務など、今後の新たな事業に対応していくうえで、機能を強化する必要があります。

生活困窮者自立支援法、生活保護法のもと、生活困窮者の個々の実情に応じた援助、自立支援を実施しています。生活困窮者の生活基盤は経済的、社会的に非常に不安定であり、関係機関と連携し、生活の安定に向けた生活保護制度の活用や、相談、援助、指導をする必要があります。また、複雑な問題を抱えた困窮者が多いため、問題解決に向けては、専門職を適切に配置し、計画的に支援する必要があります。

用語説明

※1 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

※2 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業のこと。

施策の方針

高齢者や障がい者が、将来にわたって住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるように、ニーズに応じたサービスの提供体制の確保を図るとともに、地域で支え合う取組を推進します。

生活困窮をはじめとする様々な問題に対して、関係機関等と連携し、総合的な相談支援を行い、暮らしやすい地域づくりにつなげます。




手話通訳者の設置(市役所)

主要施策の概要


(1) 障がい者支援の充実

- すべての市民が、障がいの有無に関わらず、共に生きる社会を実現するため、市民や関係団体と協働し、障がい者が地域で生活する上での様々な課題の解決に取り組み、地域の中で自分の能力を生かして、様々なことにチャレンジし、生活を楽しむことができるまちを目指します。
- 障がい者が、障がい福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。
- 障がい者の日常生活を支えるため、有明圏域での相談支援事業や手話通訳者の設置、移動支援などを実施します。
- 障がい者やその家族の負担を軽減するため、玉名市住宅改造助成事業等により、住宅の確保や在宅での自立支援を実施します。
- 障がい者の権利擁護を推進するため、「玉名市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」などを踏まえ、障がい者に対する市民の理解促進に努めます。
- 障がい者が適切に各種福祉制度のサービスが利用できるようにするため、広報紙やホームページなどによる周知や、市役所窓口で『障がい福祉のしおり』等を配布し、分かりやすい説明に努めるとともに、関係機関等との連携を強化し、情報提供の充実を図ります。

(2) 高齢者支援の充実

- ・介護を必要とする高齢者が、適正な介護サービスを利用できるようにするため、介護保険制度の周知に努めます。また、希望するサービスを利用できるようにするため、介護サービス提供事業者等と連携し、サービス提供量の確保に努めるとともに、質の向上を図ります。また、低所得者への支援に取り組みます。
- ・介護保険法の改正を踏まえ、支援等が必要な高齢者の様々な状態に対応するため、きめ細やかな介護予防や生活支援サービスが提供できる体制を構築します。
- ・生涯現役社会を実現するため、清掃活動、独居老人宅訪問、神楽等の伝統行事への参加など、地域貢献活動を実施する老人クラブ等の活動を支援するとともに、個々の経験や特技などを生かした就労の機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。
- ・高齢者の安全・安心を確保するため、関係機関や民間事業者との連携を強化し、高齢者の見守りネットワークの構築を図ります。
- ・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、医療と介護が連携した体制の構築を推進します。また、認知症の人やその家族の支援のため、認知症サポーター、応援団の養成や認知症カフェの設置を図ります。
- ・医療と介護の連携を強化し、地域の課題を地域で解決できる仕組みを構築するため、中心的な役割を果たす地域包括支援センターの更なる充実に努めます。

(3) 地域で支え合う体制の充実 **重点施策**

- ・高齢者ができる限り介護を必要とせずに安心して生活できるようにするため、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携を強化し、地域における介護予防・日常生活支援総合事業の提供体制の構築に努めます。
- ・災害時に避難行動要支援者(災害時要援護者)をスムーズに支援するため、避難等の際に支援が必要な高齢者や障がい者などの実態を把握し、支援に向けて関係各種団体との連携や調整に努めます。
- ・高齢者等の判断能力が低下している人の虐待防止と権利擁護のため、関係機関や地域社会と連携して総合的な取組を実施します。
- ・児童虐待やドメスティック・バイオレンス、高齢者、障がい者などへの虐待など深刻な社会問題を解決するため、関係機関や地域社会と連携を深めていきます。
- ・移動に困難を伴う人の外出を支援するため、有償ボランティアによる移送について、関係団体と調整し、サービスの充実に努めます。
- ・誰もが住みやすいまちづくりを推進するため、すべての施策においてユニバーサルデザイン※の考え方を基本的な視点とし、広報等を通じてユニバーサルデザインの普及に努めます。

用語説明

※ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

(4) 生活困窮者対策の充実

- 生活困窮者が生活保護に陥らないようにするため、自立に向けたプランを立て、関係機関と連携し、問題解決に向けた支援に努めます。
- 要保護世帯の個々の実情に応じた援助や自立支援を推進するため、関係機関と連携した相談、援助、指導をするとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。



介護予防教室



ユニバーサルデザインの例

施策の目標指標

障がい者や高齢者の福祉について満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
10.0%	12.8%

◆障がい者等の状況(手帳所持者数) (単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者	3,984	4,111	4,057	4,016	4,001
知的障害者	551	576	595	605	619
精神障害者	429	450	483	497	510
計	4,964	5,137	5,135	5,118	5,130

資料:総合福祉課(各年度3月31日現在)

◆介護保険1号被保険者(65歳以上)の状況(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
要支援1	633	666	716	719	735
要支援2	601	657	664	684	705
要介護1	946	1,010	961	1,052	1,139
要介護2	676	674	708	676	657
要介護3	517	534	531	491	507
要介護4	479	502	508	527	555
要介護5	382	377	392	373	351
計	4,234	4,420	4,480	4,522	4,649

資料:高齢介護課(各年度10月末現在)

第4節 主要施策4

医療保険制度の維持

現状と課題

医療提供体制の機能充実、医学の進歩による医療の高度化、画期的新薬の登場などにより、医療費は年々上昇傾向にあります。

今後は一層、ジェネリック医薬品※1の普及啓発や、レセプト点検※2の強化に努め、適正な医療給付を実施する必要があります。また、生活習慣病に起因する重篤で長期的な疾病等により、高額な医療費が必要となる場合が増加していることから、重症化予防に着目して、医療費抑制効果のみならず、被保険者の健康保持を目的に事業を展開し、保険者としての責務を果たしていく必要があります。

また、被保険者の減少や所得の低下などによる国民健康保険税収入の不足が、国民健康保険財政状況を悪化させる要因となっていることから、安定した財政運営のための基盤を強化する必要があります。

施策の方針

国民健康保険の健全な運営を目指し、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上に向けた取組を推進します。



特定保健指導



特定保健指導

用語説明

※1 ジェネリック医薬品

特許権の期間が終了した医薬品を、他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品。

※2 レセプト点検

レセプト(患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療報酬の明細書)に記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうか等を審査、点検すること。

主要施策の概要

(1) 医療費の抑制

- ・適正受診を促進するため、レセプト点検の充実を図ります。
- ・被保険者一人一人の健康寿命を延ばすため、より良い生活習慣の保持を促進します。
- ・生活習慣病の重症化を予防するため、特定健診の受診率向上に向けた取組を推進するとともに、保健師による保健指導の充実に努めます。
- ・医療費削減効果が期待できるため、ジェネリック医薬品の周知を行い、更なる利用促進を図ります。

(2) 国民健康保険制度の安定化

- ・国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成30年からの新しい国民健康保険制度の施行により、県との共同運営を推進するとともに、国民健康保険税の納税相談や滞納処分などの取組により、収納率の向上を図ります。

◆国民健康保険の状況

年度	加入世帯 (世帯) 年度平均	被保険者 (人) 年度平均	被保険者1人当たり の保険税(円)		1世帯 当たり 保険税(円)	収納率(現年分)		療養諸費(千円)	
			一般	退職		一般	退職	一般	退職
23	11,155	21,600	89,195	103,006	175,143	91.36%	96.18%	7,024,567	780,532
24	10,893	21,090	92,089	104,443	179,402	92.16%	96.58%	6,889,016	682,332
25	10,916	20,636	95,986	99,485	183,257	92.04%	96.10%	6,930,423	632,643
26	10,798	20,067	95,533	103,469	179,832	92.71%	96.18%	7,159,898	536,681
27	10,559	19,313	91,774	99,758	169,854	93.24%	96.23%	7,205,060	406,765

年度	1人当たり 療養諸費(円)		1件当たり日数 (日)		1件当たり診療費 (円)		1日当たり診療費 (円)		1人当たり診療費 (円)	
	一般	退職	一般	退職	一般	退職	一般	退職	一般	退職
23	346,653	453,534	2.41	2.25	26,762	30,520	11,089	13,584	289,212	385,464
24	347,807	405,426	2.33	2.09	26,646	26,443	11,453	12,672	290,901	337,589
25	358,013	394,908	2.30	2.20	26,928	24,737	11,690	12,375	295,352	315,362
26	376,065	380,355	2.25	1.95	27,579	23,495	12,238	12,031	309,229	302,178
27	384,045	391,496	2.18	1.85	27,462	23,196	12,615	12,508	312,839	301,797

資料：保険年金課

施策の目標指標

医療費の抑制や国民健康保険制度の安定化に向けた取組について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
11.9%	14.9%



地域で今なお引き継がれている伝統行事「どんどや」

基本目標

6

公平で誇りの持てる
社会づくり

第1節 主要施策1 協働のまちづくりの推進

- (1)市民協働の推進
- (2)市民公益活動の支援

第2節 主要施策2 コミュニティ活動の充実

- (1)コミュニティ活動の充実
- (2)コミュニティ活動拠点の整備
- (3)地域コミュニティの担い手育成

第3節 主要施策3 人権啓発の推進

- (1)人権教育と人権啓発活動の充実

第4節 主要施策4 男女共同参画社会の推進

- (1)男女共同参画社会の形成

第1節 主要施策1

協働のまちづくりの推進

現状と課題

市民が主体となるまちづくりを進めるため、自治に関する基本的な理念や市政運営の基本原則を規定した「玉名市自治基本条例」を、平成28年10月に制定しました。今後は、この条例に基づき、様々な施策を実施することにより、市民主体の自治の実現を図る必要があります。

地域のまちづくりについて、従来から行政区等の地縁型コミュニティ活動が中心的な役割を果たしてきましたが、近年では、NPO等の活動内容や目的によって結びつくテーマ型コミュニティ活動が盛んになっており、欠かせない存在となっています。市民と行政の協働のまちづくり推進の観点から、地域の課題解決やまちの活性化を図るため、市民やNPO等の団体による主体的な取組が求められる一方で、行政は、市民やNPO等の団体による公益的な取組に対して、支援する必要があります。

施策の方針

「玉名市自治基本条例」を制定し、市政に対する市民の役割や、市民に対する行政等の責務を明らかにすることにより、市民の市政への参画を促し、また、市民の意見が反映された市民目線の市政運営を推進します。




高校生との交流（市長と語ろう気ままにランチ）



小岱山薬草の会（ディスカバー農山漁村の宝）〔農林水産省提供〕

主要施策の概要

(1) 市民協働の推進 **重点施策**

- 市民参画や協働によるまちづくりを推進するため、「玉名市自治基本条例」を周知し、市民主体の自治の実現を図ります。
- 市民の市政に対する意見や要望を把握するため、「市長と語ろう座談会」の実施に努めます。

(2) 市民公益活動の支援

- 新たな公共を担うNPOやボランティア団体などの市民公益活動を応援するため、「たまな市民活動情報サイト『たまりん』」の活用を促進するとともに、活動団体の意向を踏まえて、活動の拠点、情報交換の場の提供に努めます。
- 地域の課題解決やまちの活性化を図るため、市民による自主性や自立性を尊重し、公益的なコミュニティ活動や地域づくり活動に対する支援を引き続き実施します。
- 市民の健康増進や地域の活性化に資する薬草を活用したまちづくりを推進するため、情報発信や普及活動を積極的に実施する市民団体を支援します。

施策の目標指標

市民協働による地域づくり活動等の推進について
満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
7.2%	9.2%

第2節 主要施策2 コミュニティ活動の充実

現状と課題

地域の会合や文化活動、教養活動の拠点として、4つの公民館の研修室等が利用されています。また、各地域のコミュニティの要として、21の支館を設置しています。

コミュニティ活動の充実に向けて、地域のコミュニティ活動や文化活動、教養活動の場である公民館について、研修室等の貸出をするとともに、将来的な財政状況や公共施設マネジメントの視点を踏まえた有効活用を図る必要があります。

支館について、高齢化等により支館活動を担う後継者が不足しています。また、住民意識の多様化や、地域への関心の希薄化により、求心力のある支館活動を展開し、地域行事等を承継するうえで、新たな局面を迎えています。

コミュニティ活動の担い手の育成は、全国的にも課題となっており、本市においても積極的に推進する必要があります。また、時代の変化や住民意識の多様化に対する情報収集の機会を設ける必要があります。

住民自治組織としては、本市には258の行政区があり、コミュニティ活動として環境美化活動、防犯活動や防災活動、スポーツレクリエーション活動やお祭り等の伝統行事など、地域ぐるみの活動が行われています。しかし、一部の行政区では、これら既存の地域コミュニティ活動の維持が困難となりつつあります。今後は、地域コミュニティの自主性と自立性を尊重し、地域コミュニティの公益的な活動を支援する必要があります。

施策の方針

市内にある4つの公民館や21の支館を中心としたコミュニティ活動の充実を図るとともに、地域コミュニティ活動の支援や人材育成、ネットワーク拠点づくりに努めます。



自治公民館施設整備

主要施策の概要

(1) コミュニティ活動の充実

- コミュニティ活動の充実を図るため、玉名・岱明・横島・天水地域の4つの公民館は、誰もが参加できるコミュニティの公共的な活動の支援に努めます。

(2) コミュニティ活動拠点の整備

- コミュニティ活動拠点の充実を図るため、4つの公民館は、耐震性が確保されている施設の有効活用を図りながら、周辺施設機能の集約等も視野に入れ、必要に応じて改修等を図り、安定したサービスの提供に努めます。

(3) 地域コミュニティの担い手育成 **重点施策**

- 地域コミュニティの基盤強化を図り、地域づくりを持続的、発展的に進めていくため、支館活動の文化事業への拡大等の充実により、地域コミュニティの担い手の育成を促進します。
- 地域づくりを活性化させるため、地域に応じた個性的な活動を展開している支館活動の推進とネットワークづくりを支援します。
- 互いに助け合い、地域の課題に取り組むため、地域コミュニティ活動が円滑に行えるよう、住民にとって最も身近な地域コミュニティである行政区等の運営を支援します。

施策の目標指標

支館活動や行政区の活動など、地域コミュニティ活動について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
(9.7%) [※]	11.3%

※平成27年5月に実施した市民意識調査では、該当する設問がないため、関連する項目を参考に現状値を仮設定しています。



岱明町支館体育祭



地域づくり活動(野菜の収穫)

第3節 主要施策3 人権啓発の推進

現状と課題

社会情勢が多様化する中、様々な人権に関する偏見や差別問題が発生しています。

人権問題について、市民からの相談に柔軟に対応していくことが求められるため、国や県などの関係機関と連携が不可欠であり、『玉名市人権教育・啓発基本計画』に基づく施策の推進と的確な対応ができる相談体制の充実を図る必要があります。

人権啓発について、広報紙やホームページで、人権問題に関する啓発記事の充実を図るとともに、チラシ等の配布や、毎年12月4日から10日までの人権週間においては、市役所に横断幕を掲揚しています。また、小学校で「人権の花」運動※に取り組んでいます。

しかしながら、偏見や差別など普遍的な人権問題があり、市民の更なる人権意識の向上を図り、人権問題の解決につなげていく必要があります。

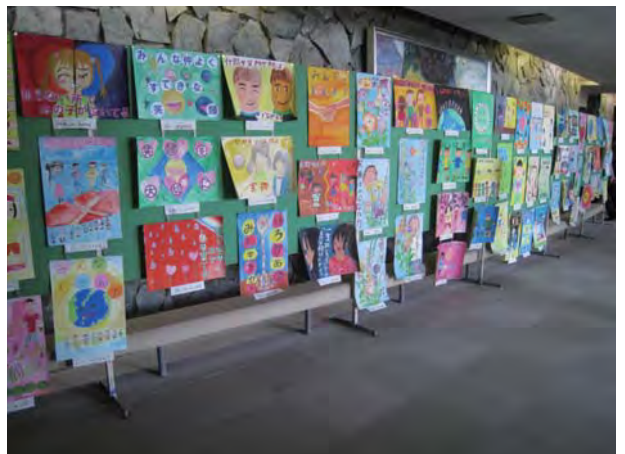
地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点である隣保館においては、各種相談や人権問題に対する認識を深める活動を実施しています。今後とも、同和問題をはじめ様々な人権問題の理解を深めるための各種事業に取り組んでいく必要があります。

施策の方針

すべての市民、事業者が、人権を重んじながら、互いに協力して人権意識を高めるための取組を推進します。



人権週間の啓発活動



人権啓発ポスターの展示

用語説明

※「人権の花」運動

主に小学生を対象とした啓発運動で、学校に配布した花の種子や球根などを、子どもたちが協力し育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としている。

主要施策の概要

(1) 人権教育と人権啓発活動の充実

- 社会情勢が多様化する中、様々な人権問題に対する市民からの相談に柔軟に対応するため、国や県などの関係機関と連携し、『玉名市人権教育・啓発基本計画』に基づく施策の推進と的確な対応ができる相談体制の充実に努めます。
- 人権問題の解決を図るため、人権問題を自分自身のこととして受け止め、考える力を養い、それらを通じて身につけた人権問題への積極的な関心や態度が、日常生活の中で実践されるよう啓発します。
- 人権に対する市民のより一層の理解を深めるため、広報紙やホームページだけでなく、地域、学校、家庭、職場などにおいて、人権擁護委員等の各組織と連携し、人権啓発に努めるとともに、人権週間には街頭啓発活動を実施します。
- 隣保館は、地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点であるため、人権問題に対する認識を深めるための各種事業の充実に努めます。

施策の目標指標

人権啓発や人権教育の活動の推進について
満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
7.1%	8.6%



人権教育大会



人権の花フェスティバル

第4節 主要施策4 男女共同参画社会の推進

現状と課題

男女共同参画社会の形成は、国の最重要課題の1つとして位置づけられており、本市でも『玉名市男女共同参画計画』を策定し、事業を展開しています。

しかしながら、未だに性別による役割分担意識は根強く残っています。男女が互いにその人権について理解し、尊重し合う男女共同参画社会形成に向けての認識を定着させるよう、啓発活動をしていく必要があります。

女性の活躍に向けて、平成28年4月の「女性活躍推進法(略)」の施行に伴い、『玉名市女性職員活躍推進特定事業主行動計画』を策定し、ホームページで公表しています。また、『玉名市女性人材リスト』の活用による各種審議会等への女性委員の登用を推進しています。

今後は、各事業所での女性の活躍推進を図るため、男女の職業生活と家庭生活との円滑で継続的な両立に向けた改善を推進するとともに、各種審議会等の女性委員登用率を向上する必要があります。

施策の方針

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず平等に参画できる社会づくりを推進します。



男女共同参画週間の図書展示



男女共同参画啓発講座

主要施策の概要

(1) 男女共同参画社会の形成

- 男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画社会推進事業に関わる相談業務をはじめ、講座、研修、交流活動において、専門性の高い学習機会を提供します。また、講演会、講座、広報紙、ホームページなどを活用した意識啓発活動を実施します。
- 女性の活躍を図るため、男女が共に個性と能力を十分に発揮できるよう、ワークライフバランス※を推進します。
- より豊かで活力ある社会を目指し、政策や方針決定の場における女性の参画を実現するため、各種審議会等への女性委員の登用を推進します。
- 「男女が、ともに尊重しあい、自分らしく生きられる社会の実現」を目指して、時代の変化に適応した、より効果的なものとするため、平成30年3月に『第3次玉名市男女共同参画計画』を策定します。
- 社会のあらゆる分野において、男女が共に参画することができる社会を実現するため、男女共同参画社会推進のための情報発信や相談などの役割を担う拠点を公的施設の中に確保します。

施策の目標指標

男女共同参画社会の実現に向けた取組について 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
7.0%	8.5%



男女共同参画フォーラム

用語説明

※ ワークライフバランス

仕事と生活の調和の意味で、働きながら生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えること。



平成27年1月5日から業務を開始した市役所新庁舎

第1節 主要施策1 情報公開の推進

- (1) 行政情報発信の充実
- (2) 情報公開・個人情報保護制度の適切な運用

第2節 主要施策2 情報資産の適正管理

- (1) 不正アクセス・情報資産漏えいの防止
- (2) 情報システム・通信ネットワークの整備

第3節 主要施策3 行財政運営の効率化

- (1) 公共施設等の効率的な管理運営
- (2) 持続可能な財政運営
- (3) 効率的な行政経営の推進
- (4) 窓口サービスの向上
- (5) 職員の計画的な人事配置と育成

第4節 主要施策4 広域連携の推進

- (1) 近隣自治体との連携

第1節 主要施策1 情報公開の推進

現状と課題

市からのお知らせ等をすべての市民に情報提供するため、月1回、広報紙を発行しています。市からの情報を更なる的確に伝達するため、分かりやすく、質の高い広報紙とする必要があります。

また、イベント等の魅力ある情報を市内外にアピールし、集客を図るため、ホームページを使って情報発信しています。魅力ある情報を市内外へ発信し、更なる集客を図るため、誰にでも分かりやすく、質の高いホームページとするとともに、SNS(フェイスブックやラインなど)の普及を踏まえ、これを活用した行政情報等の発信を検討する必要があります。さらに、スマートフォン等のモバイル端末での閲覧が増えていることを踏まえ、タイムリーな情報提供に努める必要があります。

市民の市政への参加意識を高め、議会をより身近なものとして捉えられるよう、『議会だより』の発行や、議会の様子を本庁舎と支所ロビーのテレビ、インターネットなどにより情報発信していますが、選挙権が18歳に引き下げられたこともあり、気軽に傍聴できる環境を整えることも含めて、充実した情報発信に努める必要があります。

情報公開請求は、情報公開条例に基づき、適切に対応しています。また、個人情報、個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱っています。今後は、市民が求める情報をより適切に提供できるように、また、住民票等の個人情報保護を更に推進するため、運用マニュアルの作成、職員研修の実施などにより、職員の資質を向上させ、画一的な制度運用を図っていく必要があります。

施策の方針

市民と行政の協働を促し、市政への参加意識を高めるため、広報・広聴活動の強化、情報公開の徹底に努めるとともに、個人情報保護対策を強化します。



広報たまな



ホームページ

主要施策の概要

(1) 行政情報発信の充実

- 多くの市民に読んでもらえる広報紙をつくるため、行政情報だけではなく、身近な地域の話題等も掲載し、内容の充実に努めます。
- 情報量を増やすなど、市の情報発信力を強化するため、市内外からの閲覧者に対して、分かり易く、利便性の高い、魅力あるホームページづくりに努めるとともに、SNSを活用した行政情報等の発信体制の整備を図ります。
- スマートフォンの普及により、ホームページの閲覧媒体、機会は変化しており、即時的な情報を掲載する必要性が高まっているため、作成する職員の意識と技術の向上に努めます。

(2) 情報公開・個人情報保護制度の適切な運用

- 市民の市政への参加意識を高め、議会をより身近なものに捉えてもらうため、広く市民のニーズに応えるよう情報発信に努めます。
- 市民の「知る権利」を尊重した市政運営を行い、「市民の市政への参画」と「開かれた市政への実現」を積極的に進めていくため、市民からの情報公開請求について、「玉名市情報公開条例」に基づき、適切に対応します。また、情報公開請求によらずとも情報提供できる行政資料については、閲覧できる環境の整備に努めます。
- 住民票等の個人情報保護を更に推進するため、運用マニュアルの作成や職員研修などを実施し、適切な取扱いを更に徹底します。

施策の目標指標

広報紙等による行政情報や情報公開の在り方について満足している市民の割合

現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
10.3%	12.3%



情報公開総合窓口

第2節 主要施策2 情報資産の適正管理

現状と課題

情報・通信基盤産業の技術革新が進む一方で、悪意のあるウイルスを利用した不正アクセスや、それに伴う情報資産の漏えいなどが社会的にも問題となっており、厳重なセキュリティ対策が必要となっています。玉名市情報セキュリティ委員会の開催、職員等研修、情報セキュリティ監査の計画、実施、報告を行い、PDCAサイクル※1による強固なセキュリティ対策に努めています。情報資産の漏えいを防止するため、引き続き、セキュリティ対策等の意識啓発や人材を育成する必要があります。

本市のネットワークは、光ファイバ網を設置し、主な公共施設を接続することと、各種情報システムを導入することで、多種多様化する市民ニーズに対応した行政サービスの提供や、情報の共有化などを実施しています。光ファイバ網の安定運用を図るとともに、サーバ機器等の保守期限の到来を見据え、機器の更新コストや維持管理コストなどを考慮し、適切に見直す必要があります。さらに、アプリケーションソフト※2の充実を図るとともに、適切な運用によって各業務の効率化を図る必要があります。

施策の方針

公共施設間を光ファイバ網で接続し、情報システムを利用して各種行政サービスを提供しているため、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政サービスを安定的に提供できるよう努めます。



情報システムの機器等を設置するサーバ室



情報に関する研修会

用語説明

※1 PDCAサイクル

事業の計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・見直し(Act)を繰り返し継続的に事業改善をすること。

※2 アプリケーションソフト

ある特定の機能や目的のために開発・使用されるソフトウェアのこと。

主要施策の概要

(1) 不正アクセス・情報資産漏えいの防止

- 不正アクセスや情報資産の漏えいなどを防止するため、外部ネットワークとの接続について、ファイアウォール※1等によるセキュリティ対策を図ります。
- 情報資産の漏えい等のインシデント※2を防止するため、職員へ情報セキュリティポリシー※3の周知、徹底を図ります。

(2) 情報システム・通信ネットワークの整備

- 住民基本台帳、税、福祉などの情報を取り扱う基幹業務システムのサーバ機器保守期限が平成32年度の予定となっているため、平成30年度をめどに基幹業務システム更新の方針について検討します。
- 市民サービスの充実や各業務の効率化を図るため、必要に応じ、各種情報システムのアプリケーションソフトの導入、改修などをするとともに、安定的にシステムが稼働するように運用します。
- 市ネットワークの強靱化を図り、安定した行政サービス等を提供するため、市光ファイバ網の電線共同溝への収容を図ります。

施策の目標指標

情報資産の適正管理に向けた取り組みについて 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
(10.9%)※	12.4%

※平成27年5月に実施した市民意識調査では、該当する設問がないため、関連する項目を参考に現状値を仮設定しています。



国道208号電線共同溝内地下管路入線作業の様子

用語説明

※1 ファイアウォール

外部からの不正なアクセスや進入を防止することを目的としたシステムのこと。

※2 インシデント

ウイルス感染や不正アクセス、情報資産漏えい、迷惑メール受信、サービス拒否攻撃など情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる現象や事案のこと。

※3 情報セキュリティポリシー

企業等の組織において、どのような情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのか、それを実行するための体制や運用について総合的、体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

第3節 主要施策3 行財政運営の効率化

現状と課題

地方分権の推進に伴い、地方自治体が、自ら考え責任を持って取り組むことが重要となっています。一方で、長期にわたる景気の低迷や人口減少は、地方税の伸び悩みや地方交付税の縮減に影響を及ぼし、地方財政は非常に厳しい状況にあります。

現在、保有するハコモノ施設の質と量を最適なものにするため、『玉名市公共施設マネジメント白書』、『玉名市公共施設適正配置計画』などを策定し、適正な配置や整備を推進しています。また、『玉名市公共施設等総合管理計画』においても、アクションプランとなる『玉名市公共施設長期整備計画』を示し、効率的、合理的なマネジメント※1を追究しています。財政的な面からも、老朽化するハコモノ施設の更新や維持は厳しさを増すため、社会構造の変化がもたらす需要と供給の不均衡を解消するマネジメントに取り組む必要があります。

少子高齢化の進展により、社会保障関係費の自然増、公債費が高い水準で推移する中、普通交付税に加算されている合併算定替の段階的縮減が平成28年度から始まっており、今後の大幅な財源不足が避けられない状況にあります。このため、自主財源の一層の確保や受益者負担の適正化を図るとともに、予算編成方針に沿い、バランスよく効果的に予算配分する必要があります。また、中長期にわたって持続可能な財政運営を行うとともに、基金を計画的に運用し、健全な財政運営を維持する必要があります。

行財政改革を不断の取組とした上で、平成23年度に導入した行政評価制度※2は、行政内部だけではなく、客観的視点からの第三者評価も加えるなど、行財政改革の軸軸として取り組んでいます。少子高齢化や人口減少等による社会構造の変化が進展し、財政的、人的な経営資源の制約が強まる中、多様化する住民ニーズに適応した質の高い行政サービスの提供が求められており、成果を重視した高いコスト意識の下、業務が最適化されることにより、効率的な行財政運営や質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

職員の育成は、『玉名市人材育成基本方針』に基づき、人材育成に関する様々な施策を体系的に整備し、計画的かつ戦略的に実施しています。今後も、時代の変化に対応し、変革のできる職員を育成する必要があります。一方で、専門職が不足している状況があり、定年の延長、権限移譲、アウトソーシング※3の状況などに柔軟に対応していくとともに、不足している専門職の採用を推進する必要があります。

用語説明

※1 マネジメント

様々な資源、資産、リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。

※2 行政評価制度

行政機関が実施した事務事業について、その必要性、効率性、有効性などの観点から評価し、次年度の事務事業の企画立案に役立てる制度のこと。

※3 アウトソーシング

従来は組織内で実施していた業務を組織の外部に委託すること。

施策の方針

『玉名市公共施設等総合管理計画』に基づき、公共施設等の維持管理、市有財産の有効活用を計画的に行い、民間活力の導入を図るなど、効率的な管理運営に努めます。

持続的な財政運営のため、施策の実行、管理、評価による進行管理の更なる徹底に取り組みます。


限られた財源の効率的運用とともに、適切な行政サービスを提供するため、適正な人員配置と職員の専門的能力、組織力の向上を図ります。




職員研修

主要施策の概要

(1) 公共施設等の効率的な管理運営

- 財政運営の安定化、健全化を図り、施設の安全性、利便性を向上させるため、『玉名市公共施設適正配置計画』や『玉名市公共施設長期整備計画』に基づき、総保有量の圧縮や効率的な維持管理をするとともに、施設更新までには、一定規模の改修や、事後保全から予防保全への転換など効果的な長寿命化対策を講じながら、更新等費用の平準化を図ります。
- 旧庁舎跡地は、新たな賑わいの創出と中心市街地の活性化を図るため、市民の意見等を踏まえ、旧庁舎跡地等活用基本構想を遅滞なく策定し、その活用を図ります。
- 公共施設の有効利用を図るため、空きスペースは、他機能への転用等、効率的で効果的な利用を推進します。
- 管理費用の削減と自主財源の確保を図るため、毎年度作成する『未利用市有財産利活用計画』に基づき、売却可能なものは一般競争入札による売払等を実施します。

(2) 持続可能な財政運営 **重点施策**

- 自主財源の増加を図るため、移住・定住促進や企業誘致などにより、市税の増収を図るとともに、収納率の向上に努めます。また、公共施設利用における受益者負担の適正化を図ります。
- 予算をバランスよく、かつ効果的に配分するため、行政評価制度と予算編成を連動させることにより、予算の適正な執行と事務事業の見直しを継続して実施します。
- 健全な財政運営を維持していくため、長期財政見通しを毎年度見直し、中長期的な展望に立った施策の推進に取り組むとともに、基金を計画的に運用します。

(3) 効率的な行政経営の推進

- ・質の高い行政サービスの効率的、効果的な提供や、行財政運営の更なる健全化、効率化を図るため、行財政改革を断行することとし、『玉名市行政改革大綱』に基づく、行政評価制度による事務事業の簡素化、標準化、選択と集中による公共サービスの最適化、更には民間活力の積極的な活用、公的ストックの有効活用などに取り組みます。
- ・行政事務を効率化、合理化し、住民サービスの向上と財政の健全化を図るため、定型的業務や庶務業務などの民間委託等の推進や、公共施設への指定管理者制度※1等の活用、公共施設等建設や維持管理、運営などへのPPP(PFI)※2手法の導入を推進します。
- ・公共工事の品質を確保するため、環境配慮、景観調和、長寿命化、住宅近接施工など、民間からの技術提案を求めることにより、施工の効率化とコスト縮減につながるような工事について、総合評価方式の活用に努めます。



市役所窓口の様子

(4) 窓口サービスの向上

- ・窓口サービスの向上を図るため、窓口番号発券機や番号案内表示機は、継続して設置し、無駄の無い、効率的な窓口に努めます。また、行政情報専用モニターでは、社会保障・税番号制度等の新たな取組を適宜発信し、市民の理解促進を図ります。
- ・市民課に配置しているフロアマネージャーは、市民課窓口の申請書等の記入補助、来庁者への笑顔でのあいさつ、声かけ、目的窓口への案内をするなど、来庁者に積極的に働きかけることにより、きめ細やかなサービスの推進に努めます。
- ・市役所入口に設けている総合案内では、庁舎内の紹介やイベントの案内などを実施します。
- ・効率的かつ効果的な窓口サービスを実施するため、今後、社会保障・税番号制度の利用によるコンビニ交付については、個人番号カード発行枚数による費用対効果を検討します。
- ・地域住民の最も身近な市の行政窓口である支所における行政サービスの低下を防ぐため、要望や相談に適切に対応するとともに、本庁各課との連絡調整等により体制の強化を図ります。
- ・外国人が生活しやすいようにサービスの充実を図るため、必要な情報がわかるチラシ等を作成し、周知します。

用語説明

※1 指定管理者制度

公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図ることで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度のこと。

※2 PPP (PFI)

PPP (PFI) = Public Private Partnershipの略。(Private Finance Initiativeの略。)

公共と民間が連携して公共サービスを提供する仕組みのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つであり、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で実施することで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

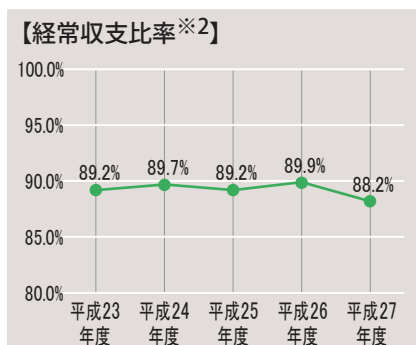
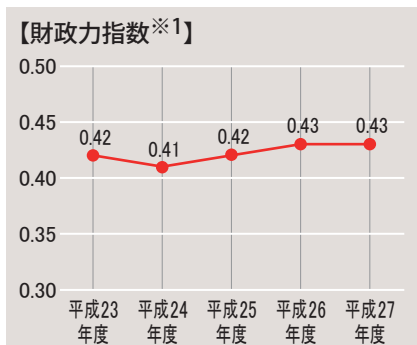
(5) 職員の計画的人事配置と育成

- ・入庁年数や階層に応じた能力開発を進めるため、職員は、採用後の一定期間に幅広い分野を経験させます。
- ・市の重要施策を実施するための必要な能力開発を進めるため、県との人事交流等、市の重要施策に応じた人事配置や人材育成を実施します。
- ・時代の変化に対応し、変革のできる職員を育成するため、『人材育成基本方針』に基づき、引き続き、職員の能力開発を積極的に推進します。
- ・職員の意欲向上と個々の能力や組織力の向上を図るため、人事評価の結果を適材適所の人事配置や処遇につなげます。
- ・住民ニーズ、政策課題、職員構成などの変化に柔軟に対応するため、適宜、職場外研修を実施します。
- ・職員の定員管理は、専門職が不足している状況にあるため、数値目標であった504人を基本とし、業務量に応じて柔軟に対応します。

施策の目標指標

市役所の施設の在り方や行財政改革の取組について満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
8.5%	11.5%

◆主な財政指数



用語説明

※1 財政力指数

財政基盤の強さを表す指標。この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いことになる。

※2 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることになる。

※3 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。25%を超えると一部の地方債について発行が制限される。

第4節 主要施策4 広域連携の推進

現状と課題

周辺市町との連携による事務の効率化を図るため、平成6年に有明広域行政事務組合を設立し、本市及び荒尾市、玉東町、和水町、南関町、長洲町の2市4町で連携、協力し、消防やごみ処理などの事業を推進しています。厳しい行財政運営が求められる中、共同事務処理による効率化、合理化、新たな広域行政の展開を推進していく必要があります。

また、経済、教育、文化、スポーツ、住民生活など、多くの分野で自治体の枠を超えた交流が続いている有明広域圏は、少子高齢社会が急速に進展する中、圏域の人口流入超過を目指して、その地域的特色を生かしながら、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域をつくる必要があります。

施策の方針

歴史的・文化的なかかわり合いや、住民や行政同士との連携が深い有明広域圏における広域行政を推進するとともに、都市機能や生活機能の強い結びつきと相互補完性が高い近隣自治体との連携を深めていきます。

◆共同処理する事務一覧

	関係市町					
	玉名市	荒尾市	玉東町	南関町	長州町	和水町
事務局	○	○	○	○	○	○
消防	○	○	○	○	○	○
第1衛生センター・第2衛生センター (し尿処理)	○		○	○	○	○
玉名斎場	○		○			
東部環境センター(ごみ処理)	○		○			
クリーンパークファイブ(ごみ処理) パークファイブ(多目的公園)	○			○	○	○
介護保険・自立支援	○	○	○	○	○	○

資料：有明広域行政事務組合

主要施策の概要

(1) 近隣自治体との連携

- ・共同事務処理による効率化、合理化、新たな広域行政の展開を図るため、消防、衛生、福祉、結婚活動など幅広い分野で連携、協力をしている有明広域行政事務組合による取組を推進します。
- ・玉東町、和水町、南関町、本市からなる玉名圏域の発展のため、「定住自立圏※」の中心的な役割を担うとともに、圏域自治体と連携、協力して都市機能や生活機能の充実を図ります。



東部環境センター（玉東町）

施策の目標指標

近隣自治体と連携した取組について 満足している市民の割合	
現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
(8.5%)※	11.5%

※平成27年5月に実施した市民意識調査では、該当する設問がないため、関連する項目を参考に現状値を仮設定しています。



クリーンパークファイブ（長洲町）

用語説明

※ 定住自立圏

地方圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受皿として形成される圏域のこと。定住自立圏の形成に当たっては、医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用している都市が「中心市」となり、中心的な役割を担うことを想定している。



個別計画書

参考資料

- 1 条例・規定
- 2 策定の経過と体制
- 3 諮問と答申
- 4 策定審議会委員名簿
- 5 主な個別計画等
- 6 平成27年度市民意識調査結果(抜粋)

1 条例・規定

○玉名市附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月31日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第3条 別表附属機関の欄に掲げる附属機関は、それぞれ同表所掌事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表事務の内容の欄に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(玉名市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 玉名市特別職報酬等審議会条例(平成17年条例第43号)

(2) 玉名市農村地域工業等導入促進審議会条例(平成17年条例第114号)

(3) 玉名市農業振興地域整備促進協議会条例(平成17年条例第116号)

(4) 玉名市下水道事業審議会条例(平成17年条例第151号)

(5) 玉名市総合計画策定審議会条例(平成18年条例第2号)

(6) 玉名市情報化推進計画策定審議会条例(平成19年条例第27号)

(7) 玉名市新しい学校づくり委員会条例(平成24年条例第34号)

(8) 玉名市教育委員会外部評価委員会条例(平成25年条例第6号)

(9) 玉名市文化振興基本計画策定委員会条例(平成25年条例第7号)

(10) 玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例(平成26年条例第1号)

(11) 玉名市都市再生整備計画事業評価委員会条例(平成26年条例第4号)

(12) 玉名市景観計画策定委員会条例(平成26年条例第5号)

(13) 玉名市教育振興基本計画策定委員会条例(平成26年条例第6号)

(14) 玉名市サッカー場建設検討委員会条例(平成26年条例第7号)

(15) 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例(平成26年条例第44号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に玉名市教育委員会の教育長の職にある者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により玉名市教育委員会の委員として在職する間における別表の規定の適用については、同表市長の部玉名市特別職報酬等審議会の項中「、副市長及び教育長」とあるのは、「及び副市長」とする。

4 この条例の施行の際現に次に掲げる附属機関の委員にある者は、それぞれこの条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の残任期間とする。

- (1) 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会
- (2) 玉名市農村地域工業等導入促進審議会
- (3) 玉名市農業振興地域整備促進協議会
- (4) 玉名市都市再生整備計画事業評価委員会
- (5) 玉名市景観計画策定委員会
- (6) 玉名市新しい学校づくり委員会

(委員の任期の特例)

5 この条例の施行後、玉名市下水道事業審議会の委員として最初に委嘱され、又は任命される者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成27年7月7日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部玉名市特別職報酬等審議会の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(玉名市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 玉名市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第63号を第64号とし、第56号から第62号までを1号ずつ繰り下げ、第55号の次に次の1号を加える。

(56)	玉名市歌検討委員会委員	日	5,800
------	-------------	---	-------

附 則(平成28年3月31日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条—第5条関係)

(平27条例25・平27条例34・平27条例44・平28条例9・平28条例32・平28条例33・一部改正)

※玉名市総合計画策定審議会に関する部分の一部抜粋

執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	玉名市総合計画策定審議会	(1) 玉名市総合計画の策定に関すること。	審議	25人以内	(1) 市議会議員 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	2年

○玉名市総合計画策定に関する規程

平成27年3月31日
訓令第4号

玉名市総合計画策定に関する規程(平成17年訓令第63号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、玉名市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市のまちづくり及び市政運営の最も基本となる中長期的な計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像及びこれを具体化するための基本的な目標又は主要な施策の大綱を定めたものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で定められた主要な施策の大綱を達成するために実施する施策又はその概要を体系的に示したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示された施策を実現するための個別の事業を表したもので、毎年度の予算編成の指針となるものをいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、市勢の発展に資する長期的視点及び広域的視野に立ち、市民の総意を反映させる手段を用いて策定するよう努めなければならない。

(計画期間等)

第4条 基本構想の計画期間は、10年とする。

- 2 基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間を前期及び後期に区分したそれぞれ5年とする。
- 3 基本計画は、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができないものとする。
- 4 実施計画の計画期間は、単年度ごとに区分した3年とする。
- 5 実施計画は、1年度を経過するごとに検討を加え、毎年策定するものとする。

(起案委員会)

第5条 総合計画を策定するため、総合計画起案委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画経営部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員は、関係部課等の長をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の職務)

第6条 委員会の委員は、上司の指揮を受けて、所属する課における次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 総合計画の立案に必要な資料の収集及び調製に関すること。
- (2) 総合計画の企画及び検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関すること。

(部会等)

第7条 委員会に、委員会の会議に必要な調査又は調整を行わせるため部会その他必要な組織(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員補佐)

第8条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、関係部課等に総合計画起案委員補佐(以下「委員補佐」という。)を置く。

2 委員補佐は、委員が所属する部課等に所属する職員のうちから、委員が推薦し、市長が任命する。

(委員補佐の職務等)

第9条 委員補佐は、自らが所属する部課等の委員を補佐し、又は委員の指示を受けて代理する。

2 委員補佐は、委員長求めに応じ、自らが所属する部課等の上司の指揮を受けて総合計画の策定に関する資料を作成し、委員長に提出するものとする。

(基本構想及び基本計画)

第10条 基本構想及び基本計画は、第3条に規定する計画策定の原則に従い、委員会で案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

2 前項に規定する基本構想及び基本計画の決定に当たっては、玉名市附属機関の設置等に関する条例(平成27年条例第2号)に規定する玉名市総合計画策定審議会に諮問し、意見を聴かなければならない。

3 基本計画は、各分野の現状及び課題を分析の上具体的に実施する施策を体系的に整理し示すものとする。

(実施計画)

第11条 実施計画は、関係部課等の長が基本計画等を踏まえて作成した実施計画調書に基づき、企画経営部長が総合調整を行った上で案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

2 前項に規定する実施計画の決定に当たっては、必要に応じ企画審議会の審議に付するものとする。

(参考資料の送付)

第12条 関係部課等の長は、総合計画に関する事務の参考となると考えられる資料は、企画経営課長に送付するものとする。

2 企画経営課長は、関係部課等の事務の参考となると考えられる資料は速やかに当該関係部課等の長に送付するものとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

2 策定の経過と体制

(1) 策定経過

期間	項目
平成27年7月24日	第1回玉名市総合計画策定審議会 ・策定審議会委員の委嘱 ・策定審議会へ第2次玉名市総合計画の諮問
平成27年9月16日 ～平成27年10月2日	第1回各課ヒアリング ・第1次玉名市総合計画後期基本計画の進捗状況について
平成27年10月23日	第2回玉名市総合計画策定審議会 ・第2次玉名市総合計画の構成(案)について ・第1次総合計画基本構想の検証及び基本計画の点検・評価結果について(各課ヒアリングの結果) ・第2次玉名市総合計画の施策体系(案)について
平成27年10月31日	第1回たまな未来カフェ テーマ:「自分が思う玉名市の将来の姿は?」
平成27年11月27日	第3回玉名市総合計画策定審議会 ・第1回たまな未来カフェについて ・第2次玉名市総合計画基本構想(案)について
平成28年1月25日	第1回起案委員会
平成28年2月9日	企画審議会
平成28年2月24日	第4回玉名市総合計画策定審議会 ・第2次玉名市総合計画基本構想(案)について
平成28年3月31日	玉名市総合計画策定審議会から基本構想(案)の答申
平成28年4月28日	庁議
平成28年5月2日 ～平成28年5月16日	基本構想(案)のパブリックコメントの実施(意見数0件)
平成28年5月25日	第2回起案委員会
平成28年6月6日 ～平成28年7月11日	第2回各課ヒアリング ・第2次玉名市総合計画前期基本計画(案)の内容について
平成28年6月9日	議会全員協議会で基本構想(案)を説明
平成28年6月18日	第2回たまな未来カフェ テーマ: 「将来像の実現のために、各目標で具体的に何に取り組むべきか」

期間	項目
平成28年6月27日	第2次玉名市総合計画基本構想の議会議決
平成28年7月29日	第5回玉名市総合計画策定審議会 ・第2次玉名市総合計画基本構想について ・平成28年度のスケジュールについて ・第2回たまな未来カフェの報告について ・前期基本計画 基本目標1の構成について ・前期基本計画 基本目標1の施策内容について
平成28年9月7日	第6回玉名市総合計画策定審議会 ・前回策定審議会の指摘事項に対する検討結果について ・前期基本計画 基本目標2の施策内容について ・前期基本計画 基本目標3の施策内容について ・前期基本計画 基本目標4の施策内容について
平成28年10月3日	第7回玉名市総合計画策定審議会 ・前回策定審議会の指摘事項に対する検討結果について ・前期基本計画 基本目標5の施策内容について ・前期基本計画 基本目標6の施策内容について ・前期基本計画 基本目標7の施策内容について ・目標値(案)の設定について
平成28年10月12日	第3回起案委員会
平成28年11月4日	企画審議会
平成28年12月1日 ～平成28年12月15日	前期基本計画(案)のパブリックコメントの実施(意見数2件)
平成28年12月16日	第8回玉名市総合計画策定審議会 ・第2次玉名市総合計画前期基本計画(案)について ・パブリックコメントの結果について
平成29年2月6日	玉名市総合計画策定審議会から前期基本計画(案)の答申
平成29年2月24日	庁議
平成29年2月27日	議会全員協議会で前期基本計画を説明

(2) 策定体制

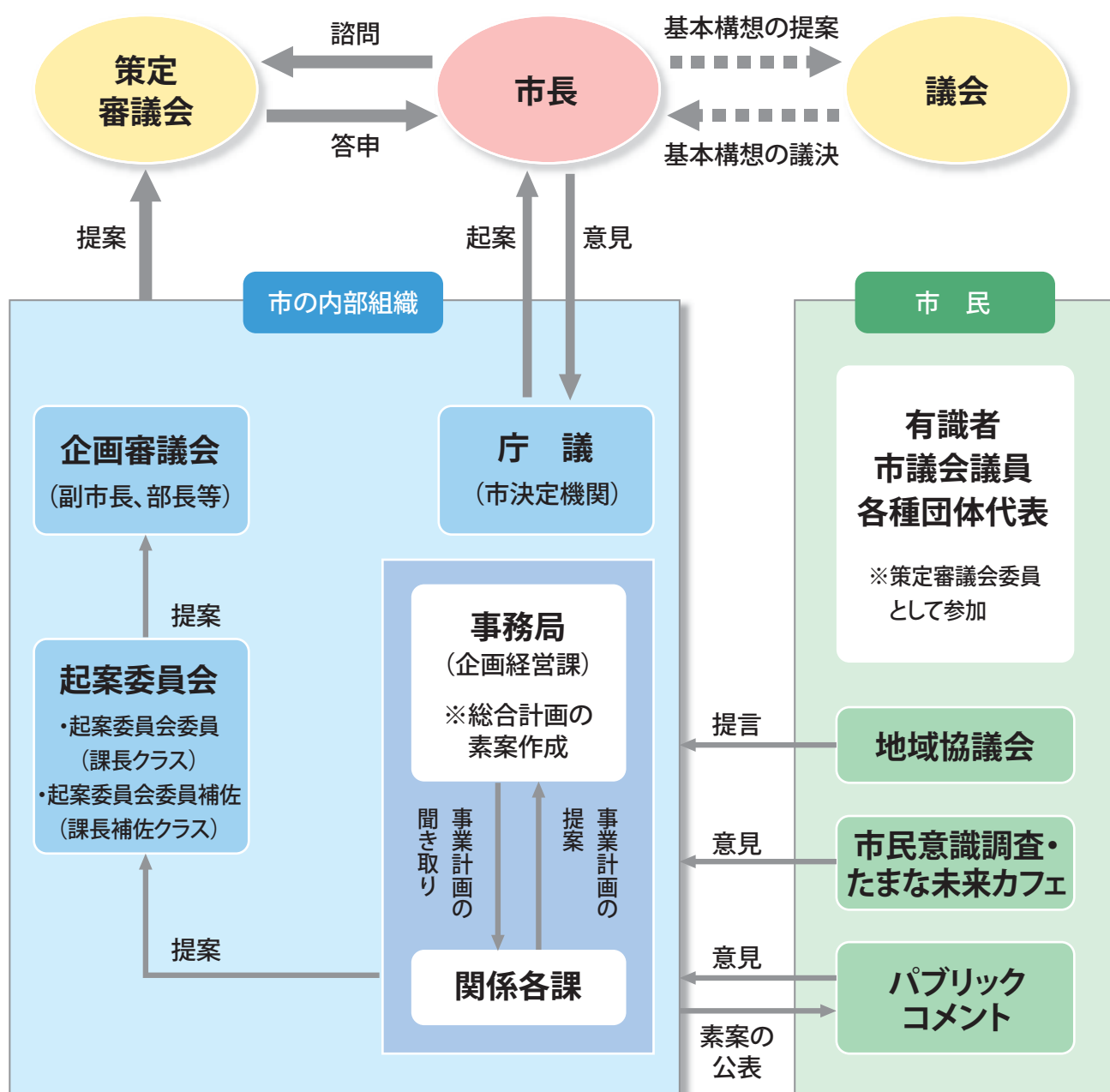
第2次玉名市総合計画

基本構想 平成29年4月～平成39年3月【10年間】

策定審議会答申、市長提案、議会議決で決定

基本計画 平成29年4月～平成34年3月【前期5年間】

策定審議会答申、庁議を経て、市長が決定



3 諮問と答申

(1) 諮問

玉市企第271号
平成27年7月24日

玉名市総合計画策定審議会
会長 安藤 学 様

玉名市長 高 寄 哲 哉

第2次玉名市総合計画策定に関する事項について(諮問)

玉名市附属機関の設置等に関する条例第3条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項
第2次玉名市総合計画の策定について



諮問



答申(基本構想)



答申(基本計画)

(2) 答申

平成28年3月31日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市総合計画策定審議会
会長 安藤 学

第2次玉名市総合計画策定に関する事項について(答申)

平成27年7月24日付け玉市企第271号で諮問のありました、第2次玉名市総合計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、下記のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、答申並びに審議の過程において出された玉名市総合計画策定審議会委員の意見、市民からの施策提言、市民意識調査及びパブリックコメントの結果など、市民の意見を十分に反映していただき、将来像の実現に向け最善を尽くされるよう要望します。

記

- 1 第2次玉名市総合計画基本構想(案)

平成29年2月6日

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市総合計画策定審議会
会長 安藤 学

第2次玉名市総合計画策定に関する事項について(答申)

平成27年7月24日付け玉市企第271号で諮問のありました、第2次玉名市総合計画前期基本計画(案)について、慎重に審議した結果、下記のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、前期基本計画の推進に当たっては、答申並びに審議の過程において出された玉名市総合計画策定審議会委員の意見、市民からの施策提言、市民意識調査及びパブリックコメントの結果など、市民の意見を十分に反映していただき、将来像の実現に向け最善を尽くされるよう要望します。

また、前期計画の実現に向けて推進体制の確立を図るとともに、その進行管理についても誠実かつ適正に実施されるよう要望します。

記

- 1 第2次玉名市総合計画前期基本計画(案)

4 策定審議会委員名簿 (平成27年度、平成28年度)

役職	氏名	所属団体・役職等	備考
会長	安藤 学	九州看護福祉大学 副学長	
副会長	磯田 實	玉名市区長会協議会 会長	
委員	宮田 知美	玉名市議会 議員	
	田中 英雄	玉名市議会 議員	
	西川 裕文	玉名市議会 議員	
	徳村 登志郎	玉名市議会 議員	
	松本 憲二	玉名市議会 議員	
	多田隈 啓二	玉名市議会 議員	
	森永 政英	熊本県玉名地域振興局 局長	平成27年度
	家入 淳	熊本県玉名地域振興局 局長	平成28年度
	池田 孝子	玉名市民生委員児童委員連絡協議会 玉名市第三民児協 会長	
	齊土 博文	玉名市文化協会 事務局長	
	糸永 千代美	玉名市男女共同参画審議会 委員	
	浦津 健次	玉名農業協同組合 理事	
	西村 健一	岱明漁業協同組合 参事	
	木村 啓一	玉名商工会議所経済委員会 副委員長	
	池田 武	玉名市商工会 会長	
	安原 光則	玉名観光協会 副会長	
	寺田 良弘	玉名市老人クラブ連合会 会長	
	山田 邦男	玉名ロータリークラブ 会長	
	福田 洋	玉名青年会議所 理事長	平成27年度
	吉永 賢一郎	玉名青年会議所 理事長	平成28年度
	前田 広美	玉名市PTA連絡協議会 副会長	平成27年度
	山口 直美	玉名市PTA連絡協議会 家庭教育部長	平成28年度
	柳田 宏子	玉名市ボランティア連絡協議会 理事	
久家 誠司	玉名地球温暖化対策地域協議会 環境応援団 エコの環たまな 事務局		
島本 久幸	玉名市子ども子育て会議 委員	平成27年度	
岩崎 有子	玉名市子ども子育て会議 委員	平成28年度	
坂西 恵二	玉名市社会福祉協議会 事務局長	平成27年度	
西田 美徳	玉名市社会福祉協議会 事務局長	平成28年度	

※順不同

5 主な個別計画等

第1章 基本目標1

自然と暮らしを守る ふるさとづくり

- 玉名市環境基本計画
計画期間:平成26年度～平成30年度
策 定:平成26年3月
- 玉名市し尿処理計画
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成20年1月
- 玉名市地域防災計画
計画期間:毎年度見直し
- 玉名市国民保護計画
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成19年3月
- 第10次玉名市交通安全計画
計画期間:平成29年度～平成33年度
策 定:平成29年3月
- 玉名市空家等対策計画
計画期間:平成29年度～平成33年度
策 定:平成29年3月

第2章 基本目標2

人と文化を育む 地域づくり

- 玉名市教育振興基本計画(第2期ともに伸びる 玉名の教育プラン)
計画期間:平成27年度～平成31年度
策 定:平成27年5月
- 玉名市学校規模・配置適正化基本計画
計画期間:平成24年度～平成33年度
策 定:平成24年10月
- 玉名市小中一貫教育推進計画
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成25年3月
- 玉名市スポーツ推進計画
計画期間:平成29年度～平成38年度
策 定:平成29年3月
- 玉名市文化振興基本計画
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成27年3月

第3章 基本目標3

賑わいと活力ある 産業づくり

- 玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略
計画期間:平成27年度～平成31年度
策 定:平成27年12月
- 玉名市観光振興計画
計画期間:平成25年度～平成34年度
策 定:平成25年3月

第4章 基本目標4

便利で快適な 都市づくり

- 玉名市都市計画マスタープラン
計画期間:平成26年度～平成45年度予定
策 定:平成26年3月
- 玉名市橋梁長寿命化修繕計画
計画期間:平成26年度～平成35年度
策 定:平成26年3月
- 玉名市地域公共交通総合連携計画
計画期間:平成25年度～平成29年度
策 定:平成25年3月
- 新玉名(仮称)駅周辺地域等整備基本計画
※県市協定
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成18年2月
- 新玉名(仮称)駅周辺地域開発構想
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成19年3月
- 玉名市住宅マスタープラン
計画期間:平成31年度～平成40年度
策 定:平成31年3月予定
- 玉名市公営住宅等長寿命化計画
計画期間:平成25年度～平成34年度
策 定:平成25年11月
- 玉名市建築物耐震改修促進計画
計画期間:平成29年度～平成37年度
策 定:平成29年3月

- 玉名市都市公園施設長寿命化計画(Ⅱ期)
計画期間:平成26年度～平成30年度
策 定:平成26年3月
- 玉名市景観計画
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成28年9月
- 玉名市水道ビジョン
計画期間:平成31年度～平成40年度
策 定:平成31年3月予定
- 玉名市公共下水道事業計画
計画期間:平成29年度～平成35年度
策 定:平成29年3月
- 玉名市情報化推進計画
計画期間:平成30年度～平成34年度
策 定:平成30年3月予定

第5章 基本目標5 健康で安心な 福祉づくり

- 玉名市健康たまな21(第2次)
計画期間:平成26年度～平成34年度
策 定:平成26年3月
- 第3次玉名市食育推進計画
計画期間:平成29年度～平成33年度
策 定:平成29年3月
- 第3期玉名市地域福祉計画
計画期間:平成30年度～平成34年度
策 定:平成30年3月予定
- 玉名市障がい者計画
計画期間:平成30年度～平成35年度
策 定:平成30年3月予定
- 第5期玉名市障がい福祉計画
計画期間:平成30年度～平成32年度
策 定:平成30年3月予定
- 玉名市子ども・子育て支援事業計画
計画期間:平成27年度～平成31年度
策 定:平成27年3月

第6章 基本目標6 公平で誇りの持てる 社会づくり

- 玉名市自治基本条例推進アクションプラン
計画期間:平成29年度～平成33年度
策 定:平成29年3月
- 玉名市人権教育・啓発基本計画(改定版)
計画期間:平成30年度～平成39年度
策 定:平成30年3月予定
- 第3次玉名市男女共同参画計画
計画期間:平成30年度～平成34年度
策 定:平成30年3月予定

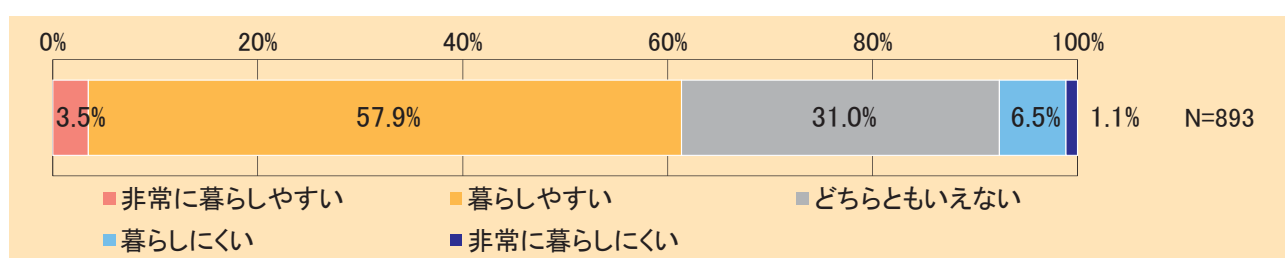
第7章 基本目標7 健全な行政運営

- 玉名市公共施設等総合管理計画
計画期間:平成28年度～平成67年度
策 定:平成28年3月
- 玉名市公共施設適正配置計画
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成25年3月
- 玉名市公共施設長期整備計画
計画期間:平成28年度～平成67年度
策 定:平成28年3月
- 第3次玉名市行政改革大綱及び実行計画
計画期間:平成29年度～平成33年度
策 定:平成29年3月
- 玉名市人材育成基本方針(改定版)
計画期間:計画期間の定めなし
策 定:平成30年3月予定

6 平成27年度市民意識調査結果(抜粋)

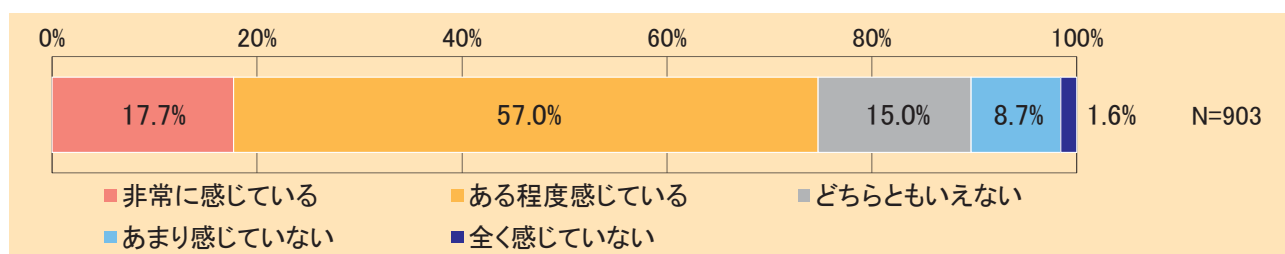
実施対象	平成27年4月～5月
配布方法	平成27年3月1日現在で、玉名市在住の20歳以上80歳未満の市民3,000名を無作為に抽出
回収数	郵送による配布・回収 907人、回収率30.2%

問 玉名市は全体的にみて暮らしやすいまちだと思いますか。



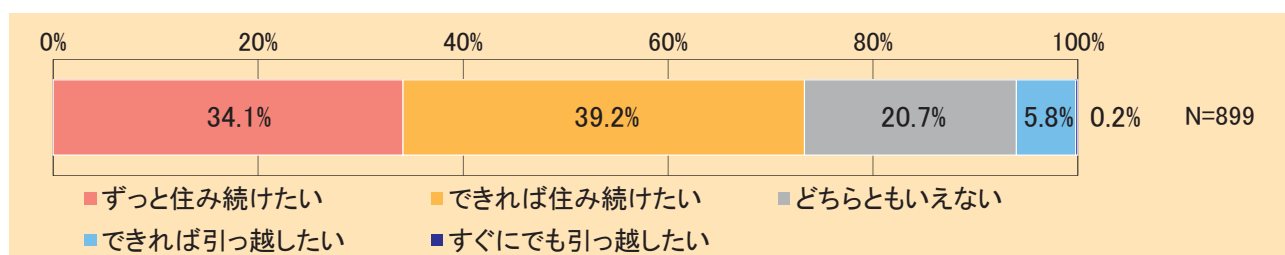
・「非常に暮らしやすい」と回答した人は全体の3.5%、「暮らしやすい」と回答した人は57.9%である。「暮らしやすい」と回答した人の割合が全体の61.4%を占める。

問 玉名市に愛着や親しみを感じていますか。



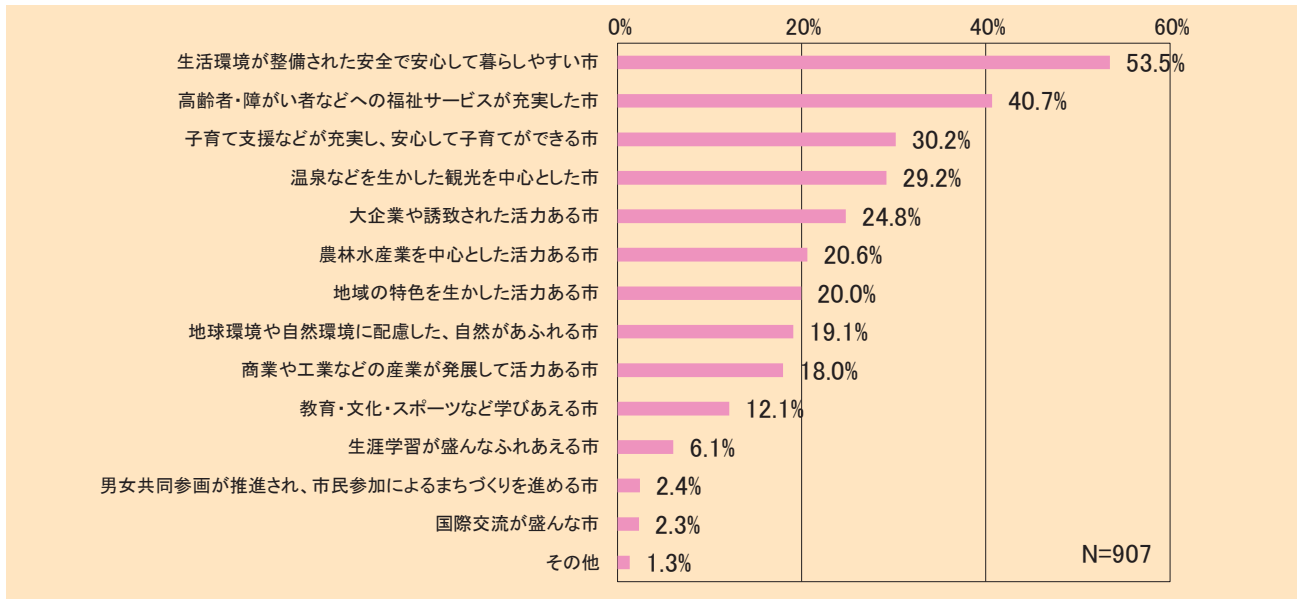
・「非常に感じている」と回答した人は全体の17.7%、「ある程度感じている」と回答した人は57.0%である。「感じている」と回答した人の割合が全体の74.7%を占める。

問 これからも玉名市に住み続けたいと思いますか。



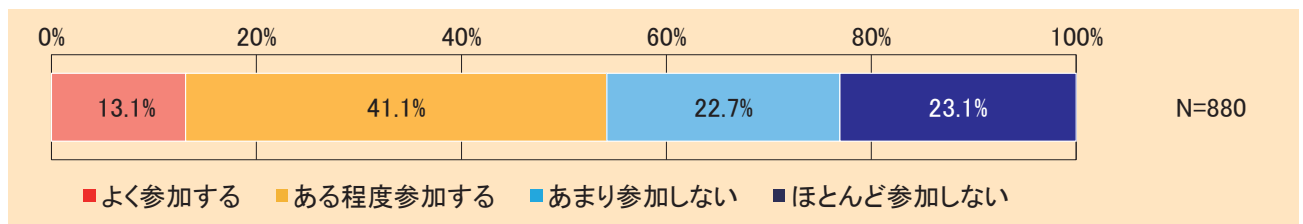
・「ずっと住み続けたい」と回答した人は全体の34.1%、「できれば住み続けたい」と回答した人は39.2%である。「住み続けたい」と回答した人の割合が全体の73.3%を占める。

問 あなたが望む玉名市の都市像(将来像)は、どのようなものですか。(3つまで○)



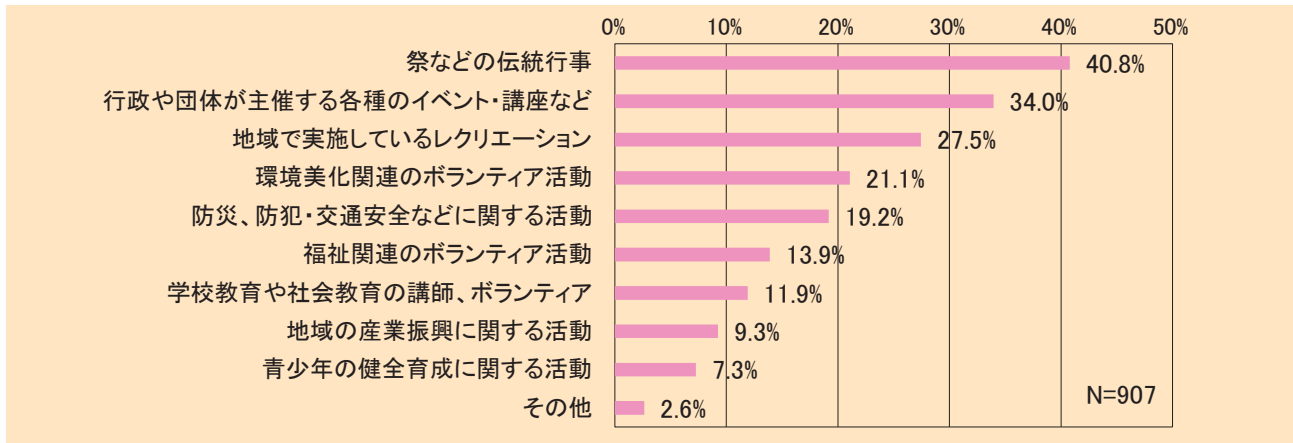
・「生活環境が整備された安全で安心して暮らしやすい市」と回答した人が最も多く全体の53.5%、次いで「高齢者・障がい者などへの福祉サービスが充実した市」と回答した人が40.7%、「子育て支援などが充実し、安心して子育てができる市」と回答した人が30.2%である。

問 あなたは校区や行政区などの行事や活動にどの程度参加していますか。



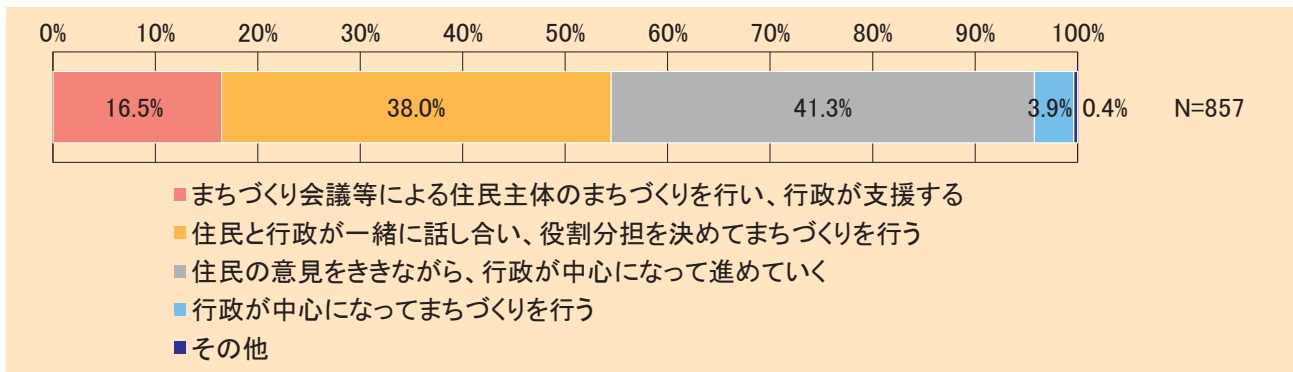
・「よく参加する」と回答した人は全体の13.1%、「ある程度参加する」と回答した人は41.1%である。「参加する」と回答した人の割合が全体の54.2%を占める。

問 あなたが興味のある、または参加してみたいまちづくり活動は何ですか。(該当するすべてに○)



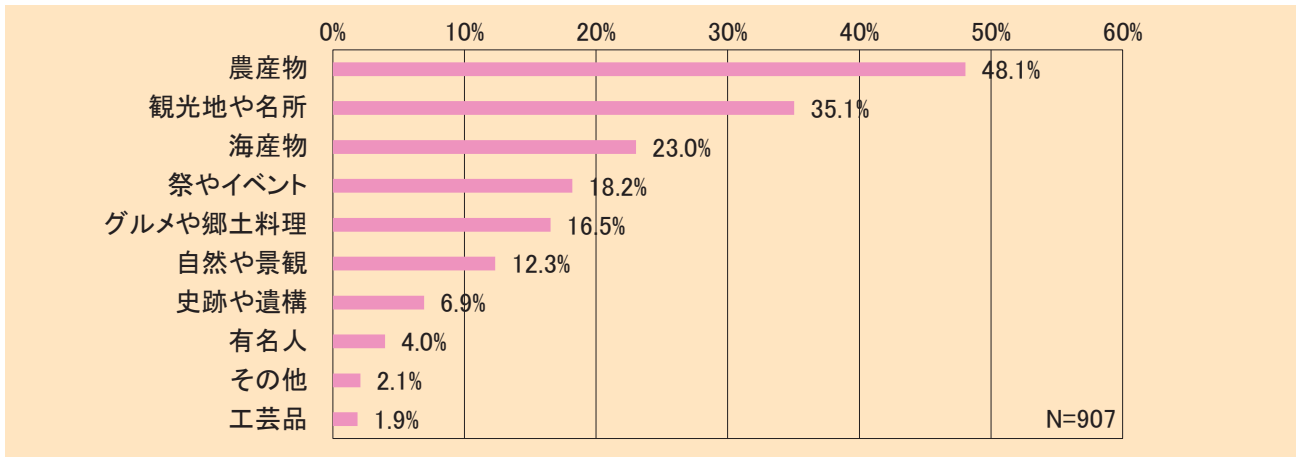
・「祭などの伝統行事」と回答した人が最も高く全体の40.8%、次いで「行政や団体が主催する各種のイベント・講座など」と回答した人が34.0%、「地域で実施しているレクリエーション」と回答した人が27.5%である。

問 あなたは、まちづくり活動への市の関わりはどうあるべきと考えますか。



・「住民の意見をききながら、行政が中心になって進めていく」と回答した人が最も多く41.3%、次いで「住民と行政と一緒に話し合い、役割分担を決めてまちづくりを行う」が38.0%である。

問 あなたは、玉名市が全国にアピールできる資源やイメージとしては、何がふさわしいと考えますか。(3つまで○)



・「みかん、イチゴ、トマト、メロンなどの農産物」と回答した人が最も多く全体の48.1%、次いで「玉名温泉、草枕の里、高瀬裏川の花しょうぶ、蛇ヶ谷公園の桜など観光地や名所」と回答した人が35.1%、「海苔、あさり、シャコなどの海産物」と回答した人が23.0%である。

問 まちづくりの評価(施策別満足度と重要度の相関分析)

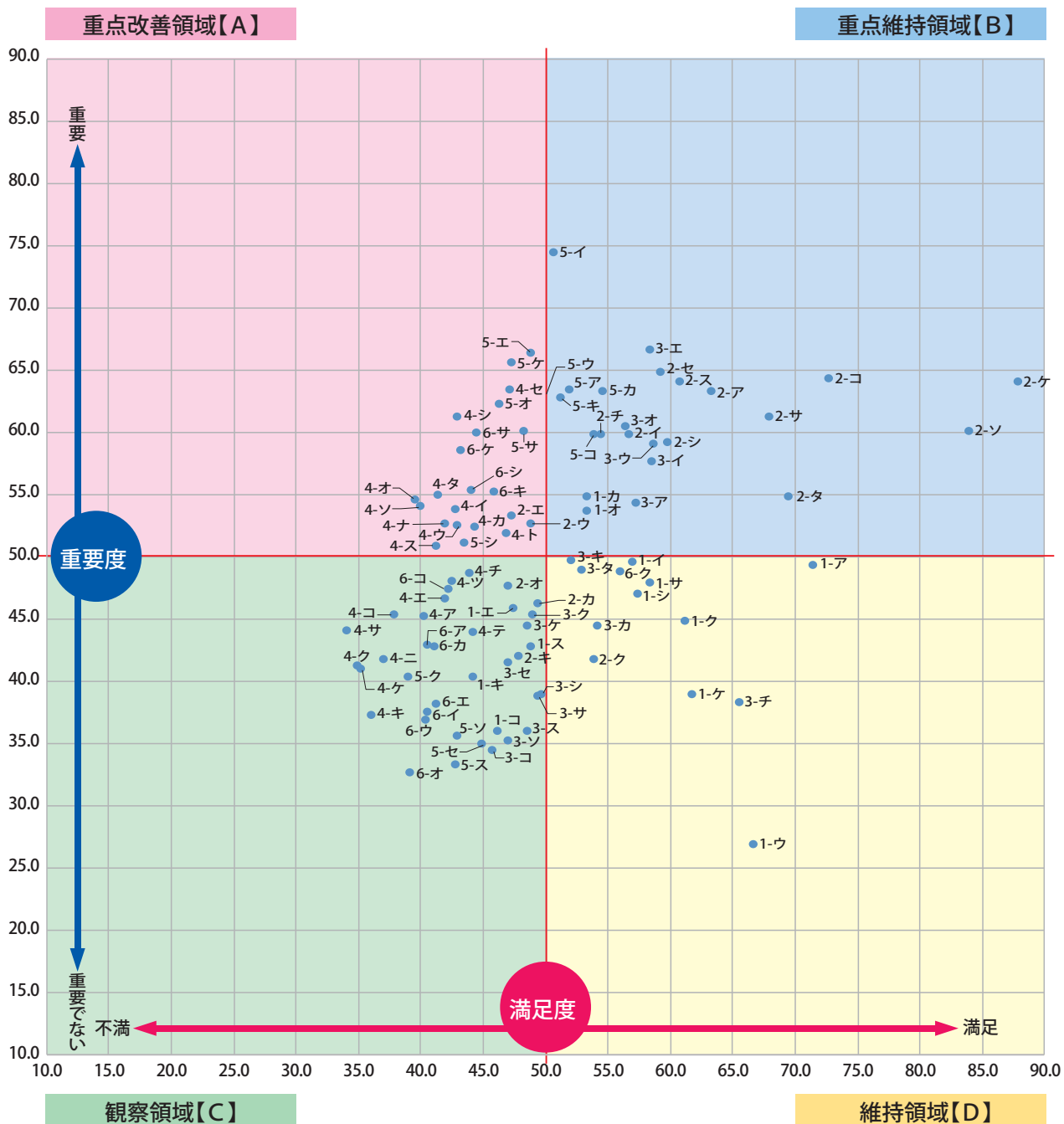
① 施策満足度と重要度の相関分析

・市民のまちづくりに関する満足度を横軸に、重要度を縦軸に置き、偏差値50を基準として4つの象限を設け、第1次総合計画における96の施策区分を表示した満足度と重要度の相関関係図は下記の通りである。

重点改善領域 【A領域】	施策の重要性の認識は高いが満足していない現状で有り、満足度を向上させるための施策の改善・充実が最も望まれている。
重点維持領域 【B領域】	施策の満足度は高いが重要性の認識も高いため、満足度を低下させないで効率化を図る必要がある。
観察領域 【C領域】	施策の満足度は低いが重要性の認識も低いため、今後の重要度の変化を見極めながら満足度を向上させるための施策の改善・見直しを図る必要がある。
維持領域 【D領域】	施策の重要性の認識は低い満足している現状であり、現状維持しながら必要以上の事業を実施していないか検討する必要がある。

象限	ラベル	偏差値		後期施策区分
		満足度	重要度	
重点改善領域【A】	2-ウ	49.0	52.6	森林環境の保全
	2-エ	47.4	53.2	「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進
	4-イ	42.9	53.7	農作物の振興
	4-ウ	43.1	52.5	農業基盤整備の推進
	4-オ	39.6	54.4	農業経営者の育成と受皿づくり
	4-カ	44.4	52.3	農産物の販路拡大
	4-シ	43.0	61.1	新規企業の誘致
	4-ス	41.4	50.8	地場企業・起業家の支援
	4-セ	47.2	63.4	就業対策の推進
	4-ソ	40.1	53.9	商店街・商業者の支援
	4-タ	41.5	54.9	商業活性化の推進
	4-ト	47.0	51.8	特産・物産品の開発と販路拡大
	4-ナ	42.0	52.6	観光資源の魅力創出
	5-エ	48.9	66.3	子育て支援の充実
	5-オ	46.4	62.1	障がい者支援の充実
	5-ケ	47.3	65.5	介護保険事業の充実
	5-サ	48.4	60.0	国民年金制度の啓発
	5-シ	43.6	51.0	低所得者福祉の充実
	6-キ	45.9	55.1	個人情報保護対策の強化
	6-ケ	43.3	58.4	健全な財政の運営
6-サ	44.6	59.9	職員の計画的人事配置と育成	
6-シ	44.2	55.3	行政施設の整備と有効活用	
重点維持領域【B】	1-オ	53.4	53.6	バス路線網の整備
	1-カ	53.5	54.8	定住化などの推進
	2-ア	63.4	63.2	地下水の保全
	2-イ	56.8	59.7	河川環境の保全
	2-ケ	88.0	64.0	上水道などの整備
	2-コ	72.8	64.2	下水道などの整備
	2-サ	68.0	61.1	防災体制の強化
	2-シ	60.0	59.1	治水の強化
	2-ス	60.9	63.9	交通安全対策の強化
	2-セ	59.3	64.7	防犯対策の強化
	2-ソ	84.0	59.9	ごみ分別収集の推進
	2-タ	69.6	54.7	循環型社会システムの構築
	2-チ	54.5	59.7	不法投棄の監視強化
	3-ア	57.3	54.2	就学前教育の充実
	3-イ	58.6	57.5	生きる力を身につける教育の推進
	3-ウ	58.8	58.9	学校・家庭・地域の連携
	3-エ	58.4	66.5	人権教育の充実
	3-オ	56.5	60.3	教育環境の整備
	5-ア	52.1	63.4	健康づくりの推進
	5-イ	50.8	74.3	医療体制の充実
5-ウ	50.1	63.1	保健活動の推進	
5-カ	54.6	63.2	高齢者支援の充実	
5-キ	51.3	62.7	地域で支え合う体制の充実	
5-コ	53.9	59.7	国民健康保険事業などの健全運営	

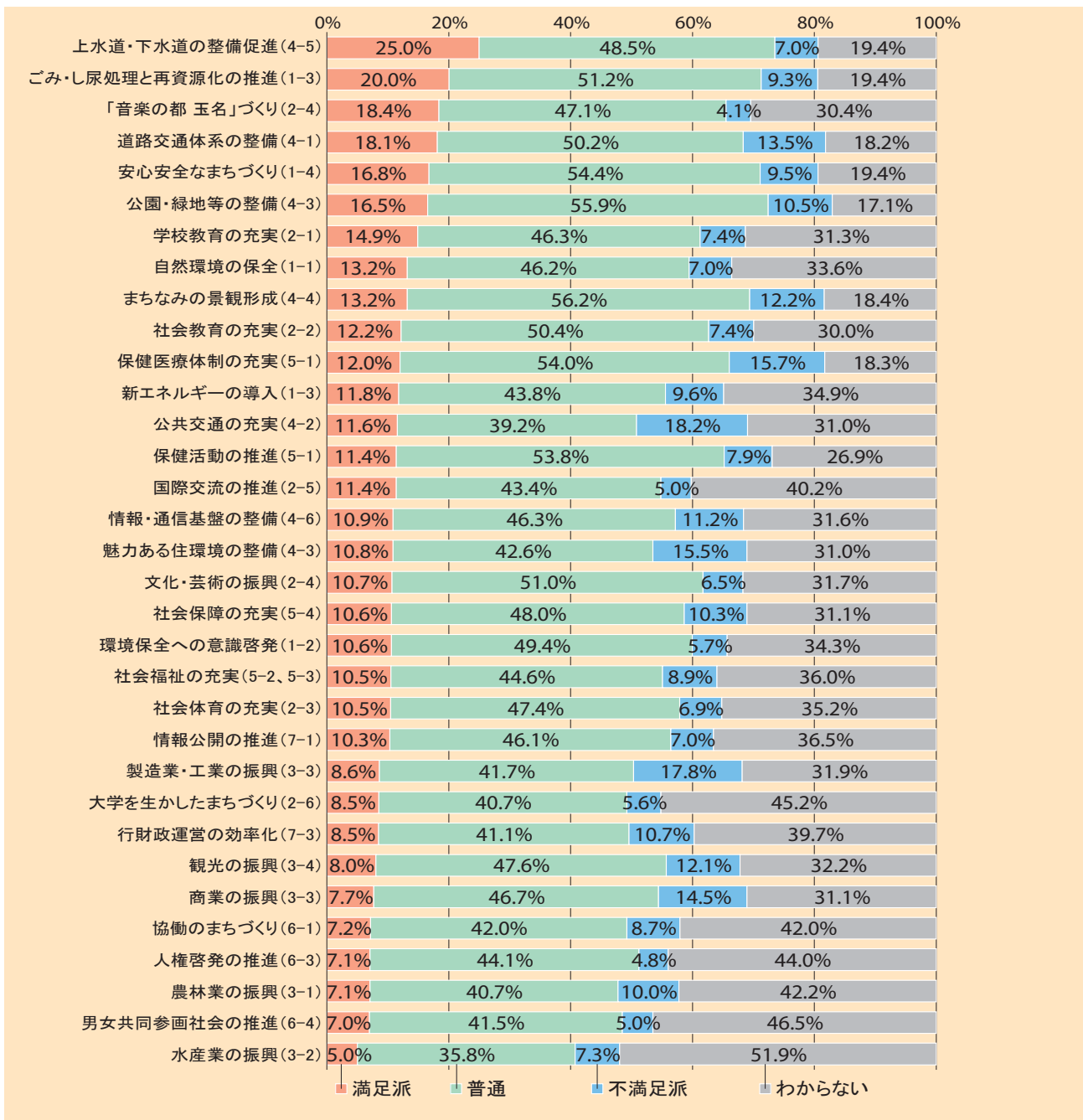
象限	ラベル	偏差値		後期施策区分
		満足度	重要度	
観察領域【C】	1-エ	47.5	45.8	新玉名駅周辺の整備
	1-キ	44.2	40.2	公営住宅の整備
	1-コ	46.2	35.9	都市景観の形成
	1-ス	48.9	42.7	情報基盤・通信ネットワークの整備
	2-オ	47.1	47.6	環境保全活動の意識啓発の推進
	2-カ	49.5	46.1	環境保全活動の支援
	2-キ	48.0	41.9	新エネルギー導入の推進
	3-ク	49.1	45.2	社会教育施設の充実
	3-ケ	48.7	44.4	生涯スポーツの推進
	3-コ	45.9	34.4	社会体育指導者の育成
	3-サ	49.5	38.7	社会体育施設の充実
	3-シ	49.7	38.8	歴史・文化施設の充実
	3-ス	48.7	35.9	文化交流活動の推進
	3-セ	47.2	41.5	歴史・文化を生かした地域づくりの推進
	3-ソ	47.1	35.2	国際交流活動の推進
	4-ア	40.3	45.1	6次産業化の推進
	4-エ	42.0	46.5	畜産の振興
	4-キ	36.1	37.2	グリーンツーリズムの推進
	4-ク	35.0	41.1	森林の多面的活用と整備
	4-ケ	35.3	40.8	水産基盤整備の推進
	4-コ	37.9	45.2	漁場環境の保全
	4-サ	34.2	44.0	漁業経営の安定化の推進
	4-チ	44.0	48.6	消費者の保護の強化
	4-ツ	42.6	48.0	広域観光ネットワークの推進
	4-テ	44.4	43.8	観光情報の充実
	4-ニ	37.2	41.7	国際観光への対応
	5-ク	39.1	40.2	ユニバーサルデザインの推進
5-ス	42.9	33.3	大学公開講座の活用	
5-セ	45.0	34.8	大学施設の活用	
5-ソ	43.1	35.5	交流事業の推進	
6-ア	40.7	42.8	市民協働の推進	
6-イ	40.7	37.5	市民公益活動の支援	
6-ウ	40.5	36.8	人権教育と人権啓発活動の充実	
6-エ	41.4	38.1	男女共同参画社会の形成	
6-オ	39.2	32.6	男女共同参画センターの開設	
6-カ	41.2	42.7	情報公開の充実	
6-コ	42.4	47.3	行政経営の推進	
維持領域【D】	1-ア	71.5	49.3	広域交通ネットワークの整備
	1-イ	57.0	49.4	生活道路網の整備
	1-ウ	66.8	26.8	「15分構想」の推進
	1-ク	61.3	44.7	公園・緑地の整備
	1-ケ	61.8	38.9	「花の都 玉名」づくりの推進
	1-サ	58.4	47.9	自然景観の形成
	1-シ	57.5	46.9	「美しい景観都市 玉名」の実現
	2-ウ	53.9	41.6	省エネルギーの推進
	3-カ	54.2	44.3	生涯学習の推進
	3-キ	52.2	49.6	社会教育の推進
3-タ	53.0	48.9	国際感覚豊かな人材の育成	
3-チ	65.7	38.2	「音楽の都 玉名」づくりの推進	
6-ク	56.1	48.7	行政情報発信の充実	



②主要施策に対する満足度

・第1次総合計画における主要施策に対する満足度は、下記のとおりである。

- 満足派：市民意識調査で、「非常に満足」、「満足」と回答した人の割合
- 普通：市民意識調査で、「やや満足」、「やや不満」と回答した人の割合
- 不満足派：市民意識調査で、「非常に不満」、「不満」と回答した人の割合
- わからない：市民意識調査で、「わからない」と回答した人の割合



※()内は、第2次総合計画基本計画における基本目標と主要施策の番号を示している。(例)第1章、第1節の場合は(1-1)。

③主要施策における重要度

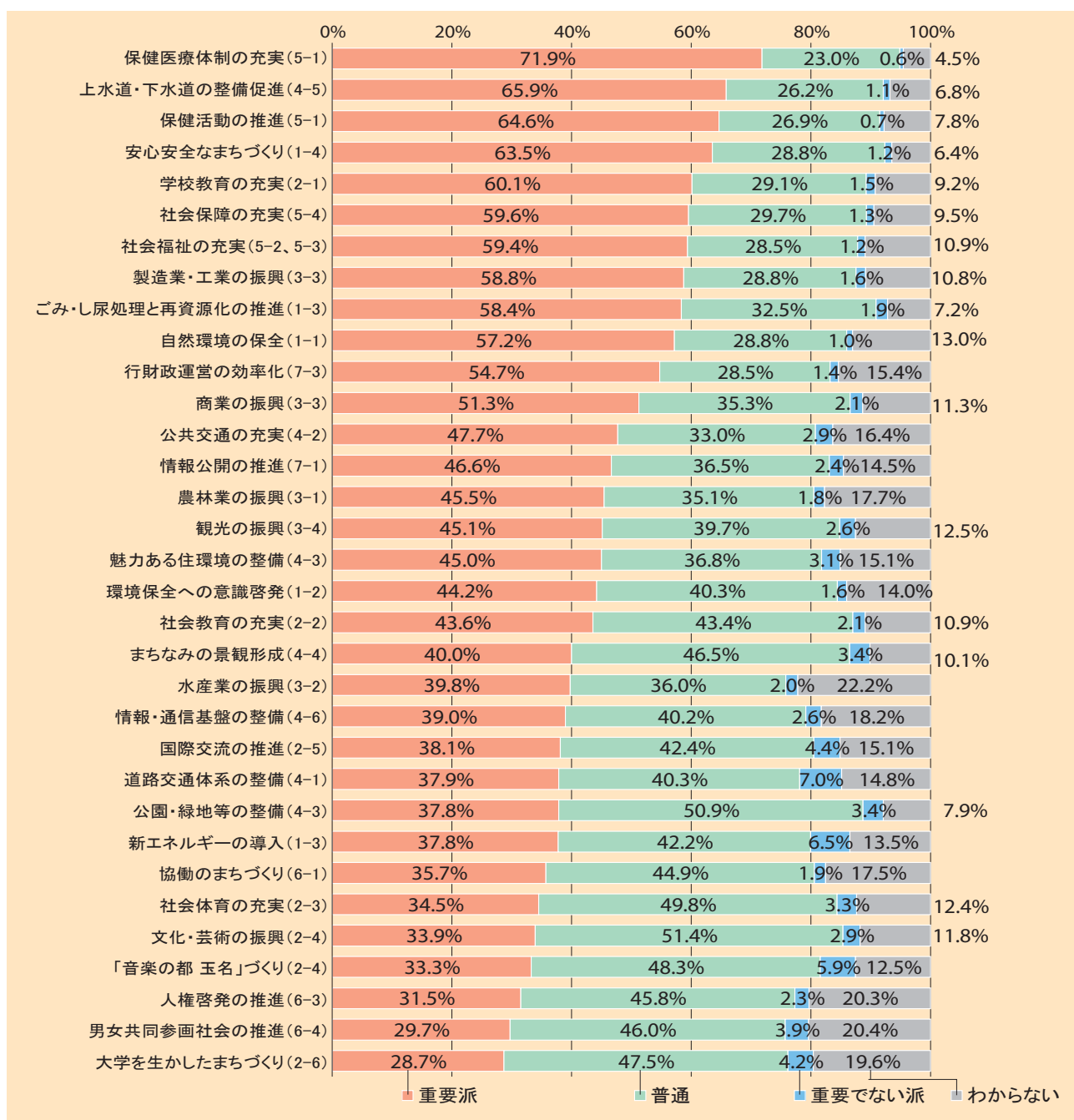
・第1次総合計画における主要施策に対する重要度は、下記のとおりである。

重要派：市民意識調査で、「大いに重要」、「重要」と回答した人の割合

普通：市民意識調査で、「やや重要」、「あまり重要でない」と回答した人の割合

重要でない派：市民意識調査で、「全く重要でない」、「重要でない」と回答した人の割合

わからない：市民意識調査で、「わからない」と回答した人の割合



※()内は、第2次総合計画基本計画における基本目標と主要施策の番号を示している。(例)第1章、第1節の場合は(1-1)。

第2次玉名市総合計画

平成29年3月発行

編集・発行／玉名市 企画経営部 企画経営課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

TEL:0968-75-1213

FAX:0968-75-1166

E-mail:kikaku@city.tamana.lg.jp

URL:<http://www.city.tamana.lg.jp>



熊本県 玉名市